

か、斯う云ふやうな形で申上げたらどうか將來に付きましては多少意見のありさうなものは少しく保留を願へるやうなことが出来ずならば結構と思ひます一寸希望だけを申上げます。

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 今二十八番さんの意見もありましてでございますが、議事の進行を言はれにりましたから、其の儘黙許いたしました但其のお話の通りなのであります、必要があると認めれば委員を設けるとか、何とかそれに對しておきめになつて下さることは非常に仕合せなことに存じます、尙ほ是は先頃申上げた通り最低は各地で其の取扱ひに依るべしと云ふのでなくて、其の基準となるべきものをきめて置けば、將來參考になりはしないかと思ふのであります徒に最低水量を二十米とか、二十五米とか、尨大なる量を定めると云ふことは、事實上どうであらうと云ふ疑ひを持つて居る次第であります、此の問題の回答に付きましても、郡山市に於きましては研究問題と致したいと云ふ意見も出て居りますから、今二十三番さんのお話のやうに、必要ありや、否やをお諮りになつて頂けば提出者として仕合せであります。

○九十六番(小川八二君門司市) 最低使用量の問題であります、之を委員会を設けてどう斯うすると云ふお話であります、非常に結構なことに思ひます、併し私は先き程申上げました通り一人一日の使用量が何んぼと云ふこともきまつて居ない各市に於て、一戸平均人口と云ふもののきまつて居る、時に對して一戸に對する何石と云ふ標準をきめると云ふとは無意義であります、従つて斯う云ふことをきめる必要があるならば一人一日の使用量が何んぼと云ふことをきめるのが根本的の基礎であると思ふ。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 唯今六番の問題に付いてお話をありましたが提案者に於ても御満足をして七に移り、七に移つて説明もあつたのであります、既に提案者が満足して居る以上は、それを彼れ是れ御協議すると云ふことは混雜するやうであらうからこれは二十八番の御希望御意見は、私共誠に結構と存じます、それで今後の問題に付いては、さう云ふやうなことに……。

○議長(馬野精一君) 如何でありますか、既に提案者も御満足で、既に七番に移つて居りますが、六番の問題は議事進行に付いてお話がありましたので、其の質問から延いて六番の問題の内容まで觸れることになつたのであります、なる程、御提案者の方で印刷物で廻してあります御回答で御満足で御座いましたならば提案者の方で留保して貰ひたいとか、更に議場全體に諮つて貰ひたいと云ふやうな御意見の御提出を願ひたい、若し提案者の方で印刷物の御回答に御満足でありますならば、其のままて議事を進行して參りたいと思ひます、六番の問題に付きまして小樽市の方から御審議を願ひたいと云ふ御希望があるやうであります、六番だけは留保して置きまして、後刻更にお諮りすることに致したい。

○百四十七番(安部源三郎君長岡市) 今の問題の積雪の重量は私共寒國に居りますが實は之を計つて見ましたですが、極く降り立てのものを計つて見ますと、冬のもの春のものと皆違ふので、多いのは二十封度位あります、其の時に依つて三尺位積んで居りますから二十封度位の箇所を取つて居ります。

○議長(馬野精一君) 午前は之で休憩いたしましたして、午後は一時半から開きたいと思ひます。午後〇時十八分休憩。

午後一時三十分開會

○議長(馬野精一君) 午前に引き続きまして開會を致します、第八を議題に致します。

[書記朗讀]

(八) 急速通過ト緩速通過トノ優劣及之レカ設置費ノ差異竝ニ使用上ノ便否ニ付各地ノ實況ヲ承リタシ

提出者 沼田町

○三十八番(矢野治三郎君沼田町) 趣意を八、九、十の問題に關聯して居りますので、此の三問を合せ

て御協議を願ひたい。

一八八

○議長(馬野精一君) 八、九とは同性質の問題でありますから一括して御審議を願ひたいと思ひます。

○三十八番(矢野治三郎君沼田町) 八、九、十であります。

○議長(馬野精一君) それでは八、九、十、三つを一緒に致しまして御審議を願ひます、御説明は要りませぬか。

○三十八番(矢野治三郎君沼田町) 本題に付きましては大分御回答を下さいましたのを感謝いたします大體、自分の方で伺ひたいと思ひましたのは是て盡くされて居りますが、今一つ京都市に伺ひたいのであります、現在御使用になつて居りますところの急速濾過池ほどの位價格になつて居られますか、お答へを願ひます。

○議長(馬野精一君) 唯今のお分りになりましたですか。

(「分りませぬ」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) もう少しく大きくお話し願ひたい。

○三十八番(矢野治三郎君沼田町) 本問題は各市の回答で本来自分の方で聞きたいと思ふことは承知いたしました、たゞ一つ急速濾過池の價格に付きまして、京都市の使つて居りますところの價格がどの位であるかと云ふことを承知いたしたい。

○議長(馬野精一君) 京都市のお話をお聞きになりたいのですな。

○三十八番(矢野治三郎君沼田町) 左様であります。

○十四番(川口松次君京都市) 唯今急速濾過池の京都市の價格は何程かと云ふ御質問でございますが、それは調べて居りませぬでございます、明治四十五年に竣工いたしましたのでございませぬ、が價格のところは能く調べて居りませぬ。

○議長(馬野精一君) 京都市のお答へがありました、が價格のことは調べて居りませぬので此の席では分

りかねるさうです。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 宇和島市に於きましては直径十一尺五寸の急速濾過池を八箇作りました、其の形式は大體京都の急速濾過池に倣つて作つたのであります、京都のは「ヂーエル」會社の特許を用ひて居りますから、私のところでは、其の特許に觸れないやうに工作を加へて作つたのであります、外國の特許品を買ひますと、少くも一萬圓以上は掛るやうに聞いて居りますが、私が手前細工で拵へましたものは、唯今申しました大きさのもの一箇二千圓で出来て居ります、其の働きは十分に効果を奏して居ります。

○百二十三番(澤口留藏君關東廳) 私の方ではどう云ふ譯でございますかお答へをお送り致しましたところが、印刷物に這入つて居りませぬので、大分長くなつて居りますので提案者の方に書面を以て御覽を願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 關東廳のは書類の届くのが遅れましたために、印刷に間に合はなかつたさうです若し此の席でお話し願ひますれば結構と思ひます。

○百二十三番(澤口留藏君關東廳) 長うございます。

○二番(仲田總治郎君京都市) 第八の問題は上水協議會に屢々提議されました問題でありますけれども各地のお答へのやうに我々も同意見を持つて居ります、此の緩速濾過池が十尺の速度を持つて居ると致しますと、五割乃至六割を以て東京附近に於ては適當なものであります、其の使用上の便宜に付きまして、或は優劣とか云ふことは勿論土地の状態を調べ、水質の關係いろ／＼の状態が、差異がありまするので、一定はして居りませぬけれども大體東京附近に於きましては急速濾過池を採用することは損であると思ふ意見に一致するものでありますけれども此の使用上の便宜、急激に濾水の減退を來たした様な場合には非常に便利であると云ふやうな點もあるのであります、大體に於きまして、東京に於きましては此の急速濾過池を豫備として使ふと云ふことはどうかと云ふ意見はありますけれども、常

備として使ふことはどうかと思ひます、第二の緩速濾過の最も適當な速度のことは、源水の如何に依つて、又源水の採取方法、所謂表面のものと或は伏流水、或は鑿井に依つて、さう云ふやうな個々別々なもので違つた状況を備へて居るのであります、それがために一番速度の多い試験を致しましたのは東京市では二十尺の速度で出したのであります、それで單に、二十尺と申しましたも設計の速度は十尺になつて居ります、それで速度を増すに従つて濾過池の減退は甚だしくなり、十尺のもので大體四メートル出し、時は時季に依つても差異はありますけれども、最初の有效効果は六十七八日、乃至七十日を保つて居ります、それが段々減退いたしましたけれども二十尺の速度になりますと二十五日、甚だしいのになりましたしては十日位を以て減退してしまつたのであります、従つてさう云ふ風な状態であり、最も適當なる速度と云ふものは各地の状況に依つて違ふものと考へるのであります、第十番の豫備濾過池を有せざる上水道ありとせば濾過層掻き取り中之が對策如何、是は提出者に伺ひたいと思ふのであります、豫備濾過池を有しないとすれば淨水池も相當大きなものを持つて居られると思ふのであります、それで豫備濾過池を有しないならば終始一定の速度を以て給水して居るならば、其の濾過速度は非常に早くしたり遅くしたりされるか、或は一定の速度を以て濾されて淨水池を加減されるか、さう云ふやうな關係を提案者に伺ひたいのであります。

○議長(馬野精一君) 沼田町はお、りてありますか。

○三十八番 矢野治三郎君沼田町 大體は是に書いてありますので、價格のことに付きましては宇和島市から承はりましたので、尙ほ急速濾過池に付いてお伺ひ致したいのですが、是から歸ります時分に京都の方の急速濾過池を見せて貰ひたいと云ふ希望でありますから。

○七十一番(今中權六君廣島市) 此の濾過速度と濾過池との關係は重大な問題がござりまして、大きい水道は兎に角こまかい水道になりますと困ることになるのであります、唯今宇和島市からお話になりました簡易でありまして、さうしてこちらでお作りになつた濾過池があつたさうですが、其の設計を若し

出来ますれば議事録に添附して御配布願ひたいと思ひます、宇和島市にお伺ひ致します。

○六十番 畔柳安伸君山形市 廣島市からの御希望であります、其が甚だ詰りの設計であります、若しお入り用ならば後に歸りまして原稿を提供しても宜しゅうござります。

○七十一番(今中權六君廣島市) どうぞ其の様に願ひます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか：：御意見ないやうでありますから十一號に移りたす、十一號は七十二號と同性質の問題であります。

〔書記朗讀〕

(一一) 鐵管内部ヲ掃除セラレタル御實驗アラハ其方法及成績承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

○四十番(射越義三郎君宇都宮市) 各市の御答案が掲げられてありますから、これでもう十分であります。

○議長(馬野精一君) 若松市は如何です、書面のお答へだけで宜しゅうござりますか：：それでは第十二號に移ります。

〔書記朗讀〕

(一二) 階上立上り其他耐寒装置執行方法ノ御實驗ヲ承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

○四十二番(石渡要吉君熱海町) 本町に於きましては階上立上り、其の他瓦斯管の内に鉛管を入れてやつてあります、頂度鉛管と瓦斯管の間に何等かの：：内部の鉛管が壓迫されて、やつと叩いて割つて出したやうなことがあるのであります、それが矢張り其の後鉛管より瓦斯管が宜からうと云ふので瓦斯管を使ひましたところが矢張り立上りを起しまして龜裂を發見したのであります、何か斯う云ふやうな場合に於きまして良い設備があつたならば拜聴いたしたいと思ふのであります。

○百二十二番(小島文圃君關東廳) 宇都宮市にお尋ね致したいと思ふのですが、宇都宮市は寒氣の温度はどの位ですか。

(平均零下七八度最高十二度位のものです)と答ふるものあり)

○議長(馬野精一君) 他に御意見ございませぬか。御意見もないやうでありますから十三號に……

〔書記朗讀〕

(一三) 國庫補助ヲ受ケタル上水道布設工専用剩餘材料處分方法ニ關スル取扱改正方其筋ニ稟申ノ件

提出者 和 歌 山 市

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 本問題の提出の理由に付きましては、文書を以て記載してありますので、くどくしく説明する必要はなからうと思ひます、私の方と致しましては當面の問題として差當り工専用剩餘材料の處分とされたいことを希望して居るのであります、尙ほ今後に於ける増設の時に於きましても此の必要を認める場合があらうと思ひます、文書は手續きに於きまして非常に急を要するのであります、従ひまして鐵材の如きに於きましては既に錆びると云ふやうな次第であります、尙ほ此の處分に於て多數の日子を要しますならば、其の價格を低下せしめるのであります、其の結果經濟としても……既に此の問題に付きましては多數の御賛成も受けて居りますので、どうかこの問題

は一日も早く目的の達成を得たいと思ひますので、どうか満場の御賛成を以てどうぞ本會の決議を以て建議せられむことを希望するのであります。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 此の問題は實際問題として極はめて適切なる問題だと御同感に堪へませぬ、實は私の方でも十四年度まで繼續工事として、それで其の後非常に取急ぎまして、其の手續きを運んで内務省に……殘材は多種多様でありまして、一々之を倉庫に格納すると云ふやうな處置も出来兼ねますので、露天に放置して、其の内には随分大切なものがあります、工場若くは他の經濟に轉じまして使用すると云ふやうな材料も澤山あるのであります、ところが此の處分方の認可申請書を出しましたけれどもいまだ認可を得ませぬのであります、それで鐵管其の他の鐵類等は露天に置いて居るために、漸次腐蝕を増して居る、其の他の材料にしても非常に其の價格を損するのであります、經濟上から考へましても容易ならぬ又損失を受けるのであります、斯う云ふことは斯う云ふ認可を受けて處分すると云ふやうな混雜した手續はしないでも、大體市に於て適當に之を處分する、それも何も不當な處置をしないと云ふやうなこともある譯でないから、それ〴〵自治體、市自身の處置に依つて適當に處分するやうに願ひまして、たゞ後からそれを處置した結果を報告するやうに止めるやうに改正して貰ひたい、尤も是は法律とか、規程できめてあることとなく、單に國庫補助の條件として規定されて居るのでありますから、内務省の方にお考へ願つて、認可を受けると云ふことを、報告しろと云ふことにお改め願へれば宜い譯であります、此の邊から考へますと、詰まらぬと言へば語弊がありますが、實際此の認可を受けて處分すると云ふことは事實問題として極はめて面白くない、又大して實益のない、徒らに市に手数を與へるに止まりますから、どうか私共非常に考慮して居るのであります、各市も御同感のことと思ひますから、是非是は本會の満場一致の意思として、せめて報告するに止めることに改めて頂きたいと云ふ趣旨を以つて本會より建議するやうに満場の御賛成を願ひたいと思ふ、それから此の内務省から本會の此の會議に御列席の方があつてあらうと思ひますから深い點を

ては何んことは出来ませぬが、お差し掛つて御出席の方の御意見はどう云ふ御意見を持つて居られませぬか幸ひに御出席ならば之を伺ひたい。

○議長(馬野精一君) 内務省のお方は今日まだお見えになつて御出でになりませぬ。

會期中にお見へになりますか、如何ですか、何等の回答がありませぬ、尙ほ他に當局に對する建議案等の御提出等もございませぬので本案に付きましては、此の總ての審議を致しました後に、建議案の時に御審議願つたら如何でございませぬか。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 同じく案文の起草等もございませぬから留保致して置きます、次には十四號に移ります。

〔書記朗讀〕

(一四) 谷崎式量水器表函ノ成績ニ就キ調査セラレシ所アラハ其ノ結果承リタシ

提出者 鹿 兒 島 市

○百二十七番(本村屯君鹿兒島市) 小倉市の方に一寸お尋ね致します、重みの掛らないところでは成績は宜いてせうか、出した書面の上で……

○百五番(中村春彦君小倉市) 小倉市に於きましては、量水器はすべて邸外の方に附ることになつて居りますので、若し車道等に重量物の通る時は往々破損されることがあります、若し之を邸内に備へて作ることにありますれば、量水器の破損に付いての成績は良いことに認めて居ります。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか、御意見ないやうでありますから次に移ります、十五號。

〔書記朗讀〕

(一五) 給水工専用鉛管ノ代リニ他ノ材料御使用アラバ久耐力及工事費ニ就キ調査セ

ラレシ所アラハ其結果承リタシ

提出者 鹿 兒 島 市

○百二十七番(本村屯君鹿兒島市) 此の問題には私の市に於きましては鉛管破裂が非常に多いのであります、其の代りに亞鉛引き瓦斯管をお使ひになりました市がありましたならば此の際一寸承はりたいと思ひます。

○二十七番(川島英助君横須賀市) 此の問題は鉛管代用物と云ふことであります、鉛管代用物として瓦斯管であります、此の瓦斯管に付ては實は本市でも遠から敷設してあります、引抜き管と云ふ、斯様な管では大したことはありませんが、普通瓦斯管になりますと、例の瓦斯管は縦に割れました、あの量水器の箇所が多く破損するやうであります、それから下水の敷設、極くきつた水とか露者の薬等を流す下水とか、若しくは風呂屋とか、斯う云ふやうな割合に悪水が流れる下水では、一年若しくは二年で腐つてしまふ、それで鉛管に代へて、本市ではやりました、さう云ふ経験を一寸お話し申し上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 其の他に御意見はございませぬか……御意見がないやうでありますから、次の案に移ります。

〔書記朗讀〕

(一六) 協議會ニ於ケル協議方法改正ノ件

提出者 鹿 兒 島 市

説 明

提案シタル議案中書類ヲ以テ各會員ノ回答ヲ求メタル方徹底的ニ有效ナルモノアルヲ以テ議案提出期ヲ繰上ケ主催者ニ於テ書類ノ回答ヲ適當ト認ムル議案ニ就キテハ豫メ會員ヨリ回答ヲ求メ之ヲ各會員ニ配布シ會場ニ於テハ之ニ就キテ

○議長(馬野精一君)

大體今回の會議は此の方法に依つて居るのであります。

○百二十七番(本村屯君鹿兒島市)

此の問題を提出しましたのは御市で出しましたのと同じであります、此の書面の回答を集めましたものを、こゝに出席の前に一通お送り願ひまして、さうして此の回答を研究し、又疑問のありますところを此の議場で質問したらどうであらうと云ふ意味の下に此の問題を提出してあるのではありません、それを御市が本年おやりになつたのでありますからして、其のことは開會前に準備が出来るかどうかと云ふに實は此の問題を提出します時に疑問を抱ひたのであります、若しも出来ずものならば、此の以前に配布願ひまして、之に對して研究して質問すると云ふ意味に於て、此の問題を提出した次第であります。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○三十一番(畑捨次郎君長崎市)

此の問題に付いては名古屋さんから御回答をお出しになつて居ります、私は此の名古屋さんの御意見に賛成であります、今回此の京城でお扱ひ下さいました方法は非常にお手数で誠に結構なことだと考へます、併し一々其の書面のお答へを受け、又出て来て口でお答へすると云ふことも餘り事柄が複雑に感じますからして前以て各問題の御廻附を願ひまして、各市各市で自分／＼の意見を練つてさうしてこゝに出しまして、なるべく要領だけを申上げる、其の方が却つて徹底しはしないか、今鹿兒島さんの仰せのやうに、此の御市がお扱ひになりましたのも、もうすこし早めて、一度書き附けにしたものを又提案市に配つて、と云ふことにしたいと云ふお説でありますけれどもそれは時日の遅速だけで今回御市の取つて下さつたことに變りはないと思ひます、要するに書面を集めると云ふことは形式から云へば鄭重にして結構でありますけれども、一寸どうかと思ひます、それで大體に於ては是まで通りのやり方に於きまして、其の當該市で御照會になつて其の市、其の市の書面の御交渉が、或は宜いかと思ふのであります、却つて此のやうにすると云ふのは複雑かと考へ

ます、尙ほ名古屋さんの御意見はどう云ふ御意見でございますか、尙ほ伺ふことが出来たら仕合せと思ひます。

○五番(馬場收治君名古屋市)

第十六の協議會に於ける協議會方法の改正と云ふやうな：：私の方の意見は此の雜誌のしまいに書いてあります、それに付いて高崎市より御共鳴がありましたやうに承知して居ります、尙ほ私の方の意見を申し述べたらどうかと云ふことでございます、大體此の協議會なるものは、或る場所に集合して、さうして、各會員が平生の實務上に於ける疑問でありますとか、さう云ふやうなものを質疑應答すると云ふ、此の絶好の機會を一年に一回與へて頂けるのであります、此の際書面だけに全部餘り重きを置くと云ふことになりましては協議會の本質に鑑みて果してどうであらうと云ふことを考へて居るのであります、それからこゝに書いてあります通り、此の凡百の問題に付いて、一々多忙の際に私の方では主催地の御申越してありますから謹んで一々御回答申上げてあります、さう云ふ多忙の際に一々意見を書いて主催地へ御報告申上げる、さうして主催地で一々同一問題に付いて御整理になり、印刷になつて御配布下さると云ふことは大變宜いのでありますけれども、澤山の問題に付いて會議の席上に於て、言葉の上にお話すると云ふ具合にはどうしても行き兼ねますから、極く簡単に其の一端を書くのみに過ぎぬのであります、それで以て書面に認めてありますからと云ふことで、ずん／＼進行してしまふことになりまして最前申上げた一年一回の會合の時期を殆んど書面を讀むだけで経過してしまふことと云ふことであります、先き程序和島市の御意見のやうに餘りうまかな過ぎはしないかと云ふ、私もうまかないやうに考へております、大體今回主催地がなされたことは無益であると思ふことは毛頭思つて居りませぬが、そればかりに偏り過ぎては協議會の本質に味がなくなつて來はしないかと云ふことを憂う一人であります、どうか此の協議會の會議法の決定如何と云ふことは、規則的に今斯う云ふことが、宜からうじやないかと云ふことを考察することなく、其の市／＼の主催地、或は理事であるとか、其の他の意見を綜合されまして適當

と認められる方法に依つて、其の市／＼の會議を開いて頂いたならば、別段に今きめて置くこと云ふ必要はないかと思ひます、尙ほ申上げたいこともありすが、要するに私は此の方法をお出し下さると同時に、會議の席上に於ても相當委曲を盡して時間の許す限り意見の開陳或は質疑の應答と云ふやうなことの餘裕をお與へ下さらむことを希望するのであります。

○九十番(長崎伊之助君高知市) 今も縷々御説明がありましたから能く分りましたが私共此の問題に付いては賛成いたして居るやうにはなつて居りますけども今高崎又は名古屋等の御意見も出ました通り、餘りあつけないことになりますと、此の協議會の前途に對して憂うべきことではないかと思ふのであります、又年々協議會に列する人は殖へる、一方に於てはもう出す必要はあるまいと云ふ結果になるまいかと思ひます、それがために問題は減ずるも人は殖へる。結局一瀉千里協議會を過ぎると云ふことでは折角の好機會を……他の會合に抜んで有效なる會合であると云ふことを認められて居る、ところが、唯今申されるやうに一瀉千里的に、たゞ形式的にやつて行くと云ふことでは遺憾と思ひます、幸ひに此の第十六の協議會に於ける協議方法改正の件と云ふものは、此の協議會の眞價を最も發揮せしめ、永久に此の協議會を衰退せしめることなく、益々有意義なる會合にして頂きたいと云ふことは私の希望であります、どうか此の十六に對しては……。

○五十番(今村貫三君濱松市) 此の問題には賛成して居る一人てありますが、斯う云ふ回答書を作りまして配布いたしましたのがために一瀉千里に行ふと云ふことではないかと思ひます、それはもと／＼此の上水協議會は、會員の會議として立つたのであります、併ながらどうも問題が多いのに會議の日数は限定されて居るために、終ひの方の問題も重要な問題に拘らず一瀉千里議了されることでは、甚だ上水協議會の協議の本旨に反するものであるから、どうか之は十分に審議したい、此の意味に於て部會を開かうてはないかと云ふことを横濱の協議會の折出まして、それ以後部會が出来て居つたのであります、今日は主催地の御都合に依つて部會を廢して協議することになつて居りますが、兎角問題が

多いため終ひの方の問題は十分に協議せられぬ嫌ひがあるのであります、此の意味から致しまして、議事の進行を圖る上に斯う云ふ方法を主催地がお取りになつたことは、甚だ御都合の好いお取計ひであつて、私は敬意を表して居る次第であります、又鹿児島市からそれと同様な問題を出しまして、其の回答は私は大いに賛成であると思ふことをお答へしてありますが、是があるために特に議事を急がんならんと云ふ必要はないと思ひます、唯今鹿児島の方からお希望があつたやうに、提案者から御希望がありましたから、差控へて置きますが、出席前にお廻し願ひまして、提案者から満足するならば回答書に付いて議了すると云ふことに願ひたいと云ふことで進めば、従つて無駄な時間を費さず、どうしても口頭に依らなければならぬものに付いて十分審議する餘裕がありますので、どうぞ是は主催地に於ては御迷惑でもあり、又各市も是に回答すると云ふことは忙しい場合には非常な迷惑はありますけれども、是は上水なるものゝ向上を計り、今後此上水なるものゝ本質を發揮するためには其の位の犠牲はお拂ひを願ふことが適當であらうかと思ひますので、是非是は斯う云ふ方法に依ると云ふことに全會一致を以て御決定願ひたいことを希望するのであります。

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 私は此の十六間に對して賛成の意を表したいと思ひます、是は至極結構な企てだと思ふのであります、たゞ問題は我々が之をやるだけの時間がなかつたために起つた問題であらうと思ひます、我々はまだ言ひたいことがあると云ふやうなことになるかと、是以上又お話を聞くことであらうと思ふのでありますが悲しいかな今こゝに引つくるめて申上げることと遠慮するやうなことになる次第でないかと思ふのであります、所て私は此の方法を有効にやつたならば却つて今までよりも餘程進歩したる協議法ではないかと思ふのであります、それはなぜかと申し上げます、兎角始の一日二日は議事は理想的にやられますが、終ひになりますと一瀉千里で以てずん／＼通ることが今まであつたのであります、斯くの如きは此の書面に依つてやれば一瀉千里でやつても、是だけのことには少くも承知することが出来るのであります、私は此の協議方法改正案に付いては大賛成であります。

(「御採決願ひます」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 本案に付きましては御賛成の方が大多数であるのでありますが、先程來名古屋、福岡、長崎の御方から又變つた御意見も出て居るやうであります、併し何分にも御案内の通り、極く短い期間に多數の議案を審議するのでありますから、一々詳細に此の會議室に於て、御發表願ふと云ふことは困難でありますので、それと京城市府と致しましては今回特に御回答願ひまして印刷してお配りすることに致したのであります、併し關東廳の如きは印刷の間に合ひませぬて、是に載つて居ませぬやうな向もあります、若し、こちらに御出席になりませぬ前に全部の回答が纏りまして、皆さんに差上げる事が出来ましたならば、一層御便宜であつたかと思ひます、勿論文書の回答は甚だ簡單でありますので、到底之を以て要領を盡すことは出来ませぬが、併し更に要領を盡さぬところは、更に會議場に於て御意見を御發表願ひますれば、一層徹底することと思ひます、如何でございませうか、多數の御賛成もございませぬし、十六の提案通り今後協議方法を改正することに致したいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 満場御異議ないやうでございますから、今後は鹿兒島市提案通り協議方法を改めることに致したいと思ひます、次に十七。

[書記朗讀]

(一七) 市勢ノ伸展ニ伴ヒ各市共漸次給水装置ノ員數ヲ増スニ至ルトセハ自然修繕ノ請求者頻變トナルヘシ此ノ場合ニ於テ少額ナル修繕費ヲ各人ヨリ徴收スルハ如何ナル形式ニ依リ納付セシメ居ルヤ簡便ナル取扱方法アリトセハ承知シタシ

提出者 別 府 市

○百二十四番(高山長太郎君別府市) 各市の取扱ひ振りを水はりたく提出いたしましたのでありますが、幸ひに各市より多數の御答案を得て居りますので参考に致しまして研究いたしたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 書面の御回答以外に特にお尋ねになることはありませぬか。

○百二十四番(高山長太郎君別府市) 特にありませぬ。

○議長(馬野精一君) 御異議もないやうでありますから、次に移りたいと思ひます。

[書記朗讀]

(一八) 計量給水ニ於ケル家専用營業用ニ付一ヶ月最低制限水量未滿ノ使用者ハ最近ニ於テ各其ノ幾割ナリヤ各市ノ實況承リタシ

提出者 尾 道 市

○七十八番(住吉健一君尾道市) 此の十八に付きましては、各市より具體的に詳細な御回答が纏つて居りますので、之を以ちまして提出市は満足いたして居ります、此のまゝ御進行を：：尙ほ十九乃至二十一問も詳細に御回答を得て居りますので議事の進行上：：。

○議長(馬野精一君) 大體書面の御回答に御満足でありますので、次に移りたいと思ひます。

[書記朗讀]

(一九) 給水種別ヲ定ムルニ當リ水ヲ使用スル營業狀態力副業例令ハ米穀販賣ヲ本業トシ傍酒類ノ小賣ヲ爲ス力爲少許ノ水ヲ使用スルモノ、類ナラハ家専用ニ決定セラルルヤ各市ノ御取扱承リタシ

提出者 尾 道 市

○七十八番(住吉健一君尾道市) 先に申上げたやうに十九、二十、二十一は御進行を願ひます。

○議長(馬野精一君) 十九、二十、二十一の三問題共書面の御回答に御満足の様子であります、尙ほ御意見もありませんれば御發表を願ひたい、(「二十一の問題になつて居るのですか」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 十九、二十、二十一共尾道市は書面の御回答で御満足ださうでありますから、十九、二十、二十一、三題通しまして、若し御意見がありましたならば、御發表願ひます。一應朗讀いたさせませう。

〔書記朗讀〕

(一九) 給水種別ヲ定ムルニ當リ水ヲ使用スル營業狀態カ副業例令ハ米穀販賣ヲ本業トシ傍酒類ノ小賣ヲナスカ爲少許ノ水ヲ使用スルモノ、類ナラハ家事用ニ決定セラル、ヤ各市ノ御取扱振承リタシ

(二〇) 既往ニ於ケル貯水池流入土砂ノ程度及其ノ除去之レカ流入防止方法ニ付各市ノ御取扱承リタシ

(二一) 水源下流ニ於ケル灌溉用水ハ其要求ノ全部ニ應シラレツ、アリヤ又ハ制限セラル、ヤ當事者トノ契約ト實際ノ御取扱振トニ付承リタシ

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 此の二十の問題に付きまして、峰山町から御回答が出て居りますが、それには自分の方には貯水池が二ヶ所にありますので、隔年交替に土砂を除去すると云ふことであります。池の底に溜つた土砂を除去すると云ふことは如何なる仕方に依つてやつて居りますか、念のため伺つて置きます。

○議長(馬野精一君) 峰山町には唯今の御質問が分りてしたか：御出席ないやうであります。

○百四番(出口勇夫君小倉市) 二十一問に付きまして提出者尾道市に一寸お尋ね致したいと思ひます、過般尾道市の關係者が私の方の市に調査に來たことがありますので、尾道市は實際如何なる御方法を

取られて居るや、尾道市のやられて居る方法を此の際一寸承はりたい。

○七十八番(住吉一君尾道市) 尾道市に於きましては、灌溉用水は灌溉に必要な水量全部供給してやる、斯様に契約して居るのであります、漸く昨年四月から給水を始めましたので、今まだ給水戸數も殖えて居りませぬので、昨年並びに本年は灌溉用水に付いては要求の全部に放流してやつたのです併し給水戸數が殖えて参りますと、斯う云ふところに多少疑問の點もありますので、各市の御契約とか、其の程度に付いてお伺ひ致したいために提案致した次第であります。

○八十四番(山田修君徳島市) 私は此の貯水池の灌溉用水を全部出すと云ふことは、澤山ある場所は宜しうございますが、若し少ない場所は水源の水量に付いて非常に心配しなければならぬ、それで私の今持つて居りますものは、上流は其の溪流水を取りまして、其の全部の水を灌溉水に出したいと思つて居ります、但しそれより以上入らないと云ふことは濁水時期の：全部放流すれば此の問題は解決するかと思ひまして、さう云ふ案を以て私は今日進みつゝあるのであります。

○九十六番(小川八二君門司市) いろいろ灌溉用と云ふことに付いてお話を承はりましたが、大體灌溉用の必要な水だけ全部送ると云ふことは、灌溉水を要求して來ますやうな場合は、多く早魃の時期でありますからして、水道に對する水も不足勝ちな時期が多いと云ふことを想像しなければならぬと思ふのであります、然るに貯水池の状態にも依りますが、流量の少ないところで、下流の満足するだけの水を流してやると云ふことは、水道に對して危険であります、ですから其の何割かを流してやると云ふ案：今日の場合水利權の問題は非常に深刻になつて來て居るのであります、殊に多くは契約に基づくものでありますから、水利權者が承諾しない場合は、相當の條件を付けないと、是が解決は出來ない、斯う云ふやうな問題がだんだん生じつゝあるのであります、私共の方にも此の水利權に付いての問題は二つ起つて居りますが、さう云ふ水利權の交渉に掛つて見ますと、向ふて我々が思つて居りますよりも數十倍の補償金を要求する、或は補償金の如何に拘らず其の水利權を奪はれると云ふことは

迷惑であると云ふことが問題とされて、それがために事業が進行しないと云ふやうな、非常な複雑なる面倒があると思ふのであります、それでありますから、どうも簡単に水が流れて来るだけならば、いかにいやないかと考へて居ります、私のところで現在取扱つて居りますところは此の契約は………：範囲に於て出してやると云ふことになつて居るのであります、それでも早魃の時期には流して呉れと云ふ要求がせつせと出て来ることは、今後共あるであらうと思ふのであります、従ひまして此の問題は相當に研究協議さるべきものであります、單純なる問題ではないかと思ふのであります。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 其の水道と灌漑用水と云ふことは、是は極はめて密接なる關係を持つて居る重大なるものであります、尾道市が斯う云ふ問題を御提出になりましたに付いては、何か實際問題として考慮になつて居る事件があるのでございませうか、もう少し詳しくお聞かせ願ひたい。

○九十八番(上田研介君福岡市) 唯今のお話の趣きに付きまして實際の問題はありませぬのであります、先程申上げたやうに、給水を始めまして日が浅いのであります、唯今は何てありますけれども、是から年々給水戸數が殖えて來ますと、必ず此の問題が起るだらうと思ひます、早く申せば將來に對して灌漑問題に對する、所謂農家に對する習慣の各市の實際を承はりたい……。

○議長(馬野精一君) 速記者も大分疲れて居るやうであります、三時まで十分間休憩いたしたいと思ひます、三時から開會いたします。

午後三時六分開會

○議長(馬野精一君) 開會を致します。
〔書記朗讀〕

(二三) 百二十尺ノ水頭ヲ有スル中都市ニテ火災消防ノ爲水道消防火栓ノ外消防火栓ヨリ水道水ヲ消防唧筒ニ注水セル装置方法如何

提出者 徳島市

○八十四番(中田修君徳島市) 本問題は皆さんの御懇篤なる回答に依りまして十分諒解いたしましたのであります、併し提案の意味不明なりと云ふところがありますから、一言申して置きたいと思ひます私の方の「ポンプ」は水道の消火栓から直接に接続しまして取る方法でありまして、若し上水に直接に取り付けましたら「ポンプ」の「シンダー」はどう云ふ關係になるかと云ふやうな考へから、此のお尋ねを致したのであります、他の都市に於てどう云ふ方法を取られて居るか、或は皆さんの回答へのやうに別途に「タンク」を使つて「サクシヨン」「ポンプ」の用水を入れるかと云ふことをお尋ねしたいのであります、大體私は之で満足いたしますから之で打ち切ります。

○議長(馬野精一君) 御異議はございませぬか……御意見もないやうでございますから、次に移りたいと思ひます。

〔書記朗讀〕

(二三) 内徑十二吋以下ノフランジ継手鐵管ヲ拵トシテ其ノ儘架渡サントス其ノ徑間幾尺迄許容スルヤ御經驗ヲ承リタシ勿論鐵管自身拵トシテ其ノ應力許容範圍ナリ

提出者 徳島市

○八十四番(中田修君徳島市) 此の案も皆さんの回答に依りまして、提案市と致しましては十分であります。
○議長(馬野精一君) 異議がないやうで御座いますから、次に移ります。
〔書記朗讀〕

(二四) 水道事業ニ對スル國庫補助金増額並ニ補助年次短縮ノ件ヲ本會ノ決議ヲ以テ
其筋へ建議シ其達成ヲ致度

提出者 濱 松 市

○議長(馬野精一君) 是は誤植がございまして御訂正願ひたい、「國庫補助金増額」とございすのは「豫算増額」の間違ひてございす、「豫算」の二字が脱漏いたして居ります、最後の「致シタシ」は「期シ度シ」と御訂正願ひたい。

○四十九番(渡邊素夫君濱松市) 本案に付いて説明いたします、此の本案の國庫補助金の豫算増額と、それから補助年数の短縮、此の二つの建議をしたいと云ふのであります、從來國庫補助金の歴史を調べて見ますと、現在の百六十萬圓と云ふのは大正元年に百二十萬圓に増額せられ、同じく三年に百四十萬圓に増額せられたのであります、次で大正九年現在の百六十萬圓に増額せられたのであります、爾來六年を経過いたして居りまして、御承知の國家の財政も膨脹して参りますし、聊か此の水道に對するところの補助金は、大正九年以來依然として居るのであります、而かして此の百六十萬圓の補助金は現在に於てどう云ふ有様であるかと申しますと、既に政府が各市町村と基礎契約を致しまして一厘の餘りもないのであります、現在に於て餘りが無い而已ならず、大正二十五年までには一つも餘裕が生じないのであります、大正二十六年に至つて僅かに十四萬圓の餘裕を生ずると云ふことであります、斯くては我々の市の如き、新たに生じて來るところのもの及び將來擴張を計畫されるところの各都市は非常なる迷惑を蒙むる次第であります、此の問題に付いては、是非相當の増額を建議いたしまして、さうして此の水道事業の向上發展を期さなければならぬものと思ふのであります、聞くところによりますると政府當局の一部には、水道事業は最早各都市町村の財政状態の模様が自給自足を爲しても差支へない状態に立ち至つて居ると云ふ議論をなすと云ふ人もあるかのやうに承知して居ります、是は全く此の地方市町村の自治體の現状を知らざるところの皮相の觀察と思ふのであります

す、現在の此の市町村の財政の状態は此の國家公衆衛生上、最も必要なる水道事業に對しては政府は十分に助成しなければならぬところの事情にあるものと認めて居るのであります、故に是非此の補助豫算の増額及び續いて此の年数の短縮を其筋に建議して、此の目的を達したいと思ふのであります、多數の都市の諸君の賛成を得て居ります、往々此の本問題の如き水道に關する問題は宜敷く全國の市長會議で決議すべきもので、此の水道會議で決議すべきものでないと云ふ意見もあるやうであります、併し水道會議に於て……最も權威あるところの水道會議に於て決議の上建議すると云ふことは決して差支へないものであると思ふのであります、今日御報告になつた建議書の如き内務、大藏兩大臣の權限のことまでも満場一致を以て決議されて居る状況であります、以上は此の水道の補助豫算の増額、補助手段の短縮の如き、無論此の水道協議會に於て決議して建議して差支へないものであると思ふのであります、成る程全國市長會議に提出して、建議の方法を採ると云ふことは、固より必要なことであります、本年徳島市に開かれる全國市長會議にも東海十一市の決議として建議されて居るのであります、此の方面から建議すると云ふことは、最も宜いものと思ふのであります、又貴衆兩院の方面からも建議すると云ふことも、最も必要であらうと思ふのであります、本問題に付きましては本提案を五十一議會に於きまして、各政黨の知人を尋ねて意見を開陳いたしました結果、各政黨とも非常な同感でありまして、憲政會、政友會、政友本黨、共に是は各別ではあります、各別に此の水道補加増加の建議案を提出したのであります、御承知の通り最終日が非常に紛擾裡に、最終日の議事が終了しましたために、結局此の建議案は外の數十件の建議案と共に議題に出る迄なくして、其の日は終つたやうな状況であります、てありますから、本年も又、其の方法を取つて、本年は此の建議案の通過を圖ることに力を盡したいと斯ふ思ふのであります、どうかさう云ふ状況でありますから、此の權威ある、此の水道の會議に於て、満場一致を以て決議いたされまして、さうして、其の筋に建議せられむことを希望してやまないであります、一言説明して置きます。

○五番(鳥場收治君名古屋市) 私は此の問題に付きましては、勿論賛成の一人ではありますが、少しく過去の経過を申し述べまして、さうして本日こゝに於て満場一致御決議願ひました場合に於て、其の實行方法に付いて如何なる形式に致して、此の實現を期せられるかと云ふことに付いて一寸伺ひたいのであります、此の國庫補助の補助金の豫算の増額及び此の補助年限の短縮と云ふことは、水道關係者は何れも熱望してやまるところであります、此の問題は去る大正十一年第十九回上水協議會を名古屋市に於て開催せられました際、満場一致佐世保市の提案を認めて、是は其の筋に建議の件に決定いたしました次第であります、同時に之が實行委員と致しましては、提案の都市でありますところの佐世保市及び東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市、其の外に一市が加はりまして、此の八都市が實行委員に指名せられた次第であります、それで同年の末でありましたが、十一年の末に建議書を起草いたしましたして、主催地が豫め草案を拵へましてさうして東京市に關係の實行委員が會合いたしましたして、それで建議案の成稿を得て是なら宜いてあらうと云ふことで本省に實行委員共に参加して纏々水道の現況及び國庫補助の増額、補助年限の短縮と云ふことに付いての必要を述べた次第であります、無論内務省方面、大藏省方面の關係局長、次官までも歴訪したので、ところて當時の衛生局長であるとか、又は會計課長であるとか、大藏省の現在の主計局長をせられて居りますところの、當時の課長であります河田烈氏等は、水道に對して國庫補助をやると云ふことは、之は既往のことである今日に於ては水道と云ふものは収入が伴ふから、左程助長手段を取る必要はないか、収入に依つて助長を圖るべきものであると云ふやうな説がありまして、甚だ我々も期待に反した譯で、それで其の年は終りまして、更に翌年の夏再び此の實現を期すべく實行委員は東京市に會同いたしました、又之に付いて繰返へしました、それから更に大正十三年に於きましても、此の實現を期すべく頻りに運動致したのであります、さうして大藏省に提出されたことがあるのであります、それは上水協議會の逕萬圓に増額しまして、さうして大藏省に提出されたことがあるのであります、それは上水協議會の逕

動の反響であると信じて居るのであります、ところが大藏省の査定に於きましては、見事に二百萬圓は元の百六十萬圓に削減されたのであります、爾來百六十萬圓で今日に至つて居る譯であります、本派は先程申上げた如く、百六十萬圓に對して、年百六十萬圓一杯になつて居つて、一厘の豫備もないと云ふやうな状態に逼迫して居るのであります、此の経過は既に上水協議會の第六號の報告書に登載してあるのでありますから、無論皆さん御承知のことでございますが、當時佐世保市の如きは、到底尋常一様の手段ではいかぬからして、政黨方面の力を藉らなければならぬと云ふやうなことで、相當政黨にも話しをされたと云ふことは、聞いて居ります、要するに前申上げたやうな結果になつたのであります、そこで今後再び此の建議案を御可決願ひました際は、從來の如く、矢張り建議書を起草して、さうして、之を内務、大藏兩大臣に提出されると云ふのでありますか、或は他の新形式を以て、こゝに實現の可能性ある手段方法をお採りになるのでありますか、此の點提案都市の御意見を伺ひたいと思ふのであります。

○四十九番(渡邊素夫君濱松市) 別に新しい機軸を考へて居るのではありません、要するに斯くの如き問題は、當局者の熱心、それから輿論の喚起とに努めて、さうして我々の熱心なる意見を内務、大藏當局に徹底せしむると云ふ手段の外に別に何も新機軸ではないと思ひます、其の手段は唯今申上げました如く、各方面から水道の補助を減ずると云ふやうな薄弱なものはいかぬと云ふやうなことをなるだけ吹つ込む方法にする、其の一手段として此水道會議よりも、建議する、全國の視聽を喚起する、それから又貴衆兩方面よりも相當に輿論を代表して建議書を提出して貰ひたいと云ふことに致しましたならば、私は此の意見は徹底せんことにはないと思ふのであります、それから又時機も段々好くなつて、御承知の通り從來は現政府は緊縮方針一點張りて進んで居られたのであります、昨今は從來の如く此の緊縮一點張りてはいかない、政策上面白くないと云ふことに、段々積極的方針に轉換されつゝあるかのやうに見えるのであります、此の時、此の際、十分なるところの熱心を以て、我々が

活動したならば其の目的を遂げられぬことは敢て無からうと思ふのであります、別段新機軸は考へて居りませぬ。

二一〇

○九十六番(小川八二君門司市) 補助豫算額のことについて、提案者の御話、又其の點に付いて直接いふ御交渉にあたられた、御報告を承りましたが、國庫補助の増額と、及び年數短縮のことは、政黨關係のこともあり、色々御交渉の系統を承はつて見ますと、水道が都市の財源になる状況でありますために、一定の補助をする必要はないと云ふやうな御意見が、内務省あたりにあつたやうであります、是は畢竟斯う云ふことは、議論に止つてはならない、實現が伴はなければならぬ、従つて唯今東京方面からお話がありましたやうに、實際の効果を擧げなければならぬと云ふやうな、さう云ふ點から考へて見ますと、なる程一面に於て水道事業が是程發達して参りますと、最近の状況に徴して見ましても、千萬圓、千百萬圓と云ふ大金を掛けて擴張に努めて居られるところもあるやうであります、それ等の補助額は非常に多く、従つて小さいところは、それ等の犠牲となつて補助を受けることが出来ない、然るに水道事業は、創設時に於て一番困難、恐らくは今小さい經濟のところて補助を受けずになすと云ふことは到底出来得ないと思ふ、従つて是は無制限に補助の年數を短縮して呉れと云ふことは、或は唯今御交渉の結果に徴しますと、やゝ困難でないと思ふ、或は創設時のものは優先権を持つとか、或はどれ程の年數を経たものはどうであるとか、豫算計畫がどう云ふものはどうであるとか云ふ、一定の標準をきめてやると云ふことは、此の水道協議會が、全國に水道を普及せしめると云ふ立場から見ると、我々會員は既に既設の水道を有して居るのでありますから、…或は水道の普及と云ふことの全體から見ますと、…要するに是はたゞ此のまゝ促進を急いで見たところて、實際に於て効果が薄いと思ひますから、もう少し内容を具體的にして方法を講ずると云ふことが必要であらうと思ひますが、それでありますから是に付きましてはもう少し研究を…委員を設けて相當力ある建議をする必要があらうと考へる、此の意味に於きまして、委員を施設せられむことを

希望するのであります、委員は七名と致しまして議長に指名を御委かせたいと思ひます、満場の御賛成を得たいと思ひます。

○三十一番(畑捨次郎君長野市) 國庫補助年限短縮と云ふことは、無論我々論のあらう譯はない、是に付いては、何等被れ是れ申上げる必要はない筈だと存じますが、此の問題は濱松市の御提案で、事新らしく今回建議をしやうと云ふ御提案であります、先刻名古屋さんからお話の如く、名古屋市長の協議會に、是と同様の問題が本會で決議されました、其の時に理事者が提案されて居るのでありますから、重ねて同一の問題を建議すると云ふことは、無論慎むべきものではなからうと思ひますが、此の建議は既に建議してあるものを速やかに實現して貰ひたいと云ふ意味の建議でなければならぬと思ひますが、御提案者はどう云ふお考へてありますか、問題をもう一息確定して置くことが必要であらうかと思ひます。

○四十九番(渡邊素夫君濱松市) 建議を既にしてあると云ふことは、濱松市未だ水道を漸く始めた位いでございまして、承知いたしましたのであります、併したとへ建議してありましても、斯くの如きことは、其の時其の時に、其の時代に相應して、更新をして行くと思ふことは、私は最も必要かと思ふのであります、我々全國市長會議に於きましても、既に建議をしたことを新たに建議をする、再三其の建議を重ねると云ふやうなことはたび／＼例があるのであります、建議して其の筋が採用しませぬければ、又建議をする、又建議すると云ふことは、敢て差支へないことであらうかと思ふのであります、てありますからもう、願はくば新たに此の建議をする、併し良い方法がありますれば、元との建議の達成を期する何か御名案がありますれば、それでも差支へないのであります、併し願はくば本建議を新たに願ひたいと云ふ希望であります。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 而かも前回の建議は名古屋市初め非常に御盡力を願つて居るのであります、今日に於ても繼續してお世話下さつて居るものと思ふのであります、殊に名古屋市長の協

議會：是までも折角御心配下さつて居る各市があるに拘らず、それを全然別にして：：効力なかつたと云ふことにしても、更に又新らしい委員を擧げてさう云ふことを計畫すると云ふことは、どうしたものでございませうか、必ずしも殊更に又新しくしなくとも、矢張り前の委員にお願ひをして、なるべく速やかに實現するやうに尙ほお世話を願ふと云ふことにして、其の問題は詰まり建議してある事項の促成を期すと云ふやうなことに問題になりはせなかつたと思ふのでありますが、是れまでの委員に、折角努力して戴いて居るのですから矢張り繼續してお世話を願つて目的を達するやうにした方が穩かなことでないかと思ひます。

○七十七番(向井圓次郎君尾道市) 既に議論も盡きたやうに思つて居ります、本件は既に二十五名の賛成者があります、唯今濱松市からお述べになりました如くに、此の水道の補助に對して、既に止めやうか、若しくは減額しやうと云ふ議論があると云ふことを私は聞いて居ります、此の點は既に止めやう、減額しやうと云ふ時に於て、増して呉れ、或は年限を短縮して呉れと云ふ意見がありますから、丁度當局の意見とは反對の意見であります、さう云ふやうな消極の意見があれば、又我々の方から積極に於くと云ふことは、あながち問題として悪いこととなく、又議論としても、視聽喚起に出すと云ふことも好い議論であります、既に視聽喚起に出たものもある、又新たに出したこともあると云ふ、それは議論としては好い議論であります、此の點は既に督促の意味に於きまして、新たにすること意味に於きまして、濱松の意見を解決したいと思ひますから、どうか議論も盡きたかと思ひますから、御採決になりまして、本案を御採決あらむことを希望いたします。

○議長(馬野精一君) 種々なる御意見もあるやうてありますが、唯今尾道市のお話通りに多數の原案賛成者があるのでありますから、長崎、佐世保、佐賀、此の三市は御反對の御意思を表明してお出で、

(一)實は反對者はないのです、其の建議すると云ふことには、たゞ此の問題に付いて、十九回の協

議会の時に、既に建議案が出て居る、詰まり其の節に建議書が出してある、それをまだ實現されないから、それを早く實現するやうにと云ふ催促であるならば結構であります、同じことを重ねて出すと云ふことは、どうしたものてらうか」と長崎市畑捨次郎君呼ぶ)

○議長(馬野精一君) さうするとあなたの方は要するに新たに建議すると云ふことには反對と云ふ意味です、如何なるものでありませうか、兎に角大多數の御賛成でありますので、原案通り新たに建議することに致しまして、更に建議の案文等は、別に委員に附託して御審議願ひたい、斯う云ふことに致したいと考へます。

○百四番(出口勇夫君小倉市) 六十問題も同じ問題でございしますから同時に附議せられむことを：：。
○議長(馬野精一君) 是は二十七號と同一種質の案であります、二十七號と同時に御審議願ひます。

(参照)

(二七) 建議事項ノ實現ヲ促進シタシ

提出者 佐世保市
提出者 鳥取市
又是等ハ緊要ノ事項ニ屬ス故ニ再提議ヲ爲シ之力促進ヲ期セントス

○百四番(出口勇夫君小倉市) 二項は促進と云ふことで、こちらの方は再提議と云ふことに：：。
○議長(馬野精一君) 再提議も矢張り促進の意味で、二十四號は獨立して：：。

○三十三番(足立正人君佐世保市) 此の二十七は、是は佐世保市の提案であります、是に對しましては殆んど全體御賛成と思ふ、さう致しますと、二十四號の問題と、此の二十七は建議いたしました以上、促進する、併し余り：：更に豫算の増額は是とは打ち切つて、曾つて建議しました事項の促進でなく此の際更に建議する、斯う云ふことになる譯で、其の邊如何ですか。

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 此の二十四番の問題に付きましては、名古屋市から凡そお話になりましたやうな建議書は出すことになつて、其の實現を努めて居られるのでありますから、新たに又建議書を出す云ふことになりますよりも、むしろ前の促進を計るやうにした方がどうかと云ふ意見であります、付きましては二十七、六十、皆促進と云ふことに付いて賛成の方が多いやうでありますし、是は前の建議委員会に、濱松市其の他必要な方を増加いたしましたして、委員の数を増加いたしましたして、前の建議を促進することに致したかどうかと思ふのであります。

◎議長(馬野精一君) 二十七の「建議事項の實現を促進したし」從來既に建議してあるものを再三更に建議も直すと云ふことも、一の促進の方法であると思ふ、従ひまして濱松市の二十四番も審議が済みまして、二十七番も又はが實現の方法を講究することになりますれば、新たに同一の問題に付いて更に提出もないことになりますから、若し濱松市に二十七番の此の問題をお譲りになりますれば、同時に御審議願ひますれば、同様に取計つて宜いのであります。

◎四十九番(渡邊素夫君濱松市) 此の促進の方法は、唯今議長のお話の通り、いろいろ手段方法はあります、併も私は其の促進方法に付きましても、賛成することもあり、賛成しないこともあります、私の此の案も矢張り促進には相違ないのであります、併しものは、古いものは更新して進むと云ふことが時代に副ふものと思ふのであります、故に其の建議書は四年前も五年前にも建議した、併も今に御採用にならぬ、それで現下の状況斯くであるから、是非補助の増額、年数の短縮をして貰ひたいと云ふことを案文に歌ひさへすれば宜いのであります、さう云ふ方法の促進の仕方でありますならば二十七番に賛成を致しまして、共に二十七番と共に御審議になつても差支へないと斯う思ひます。

◎議長(馬野精一君) それでは本案は二十七の審議に移りまして、二十七の審議を終りまして、あとで御審議願ひます、暫く留保して置きます。

〔書記朗讀〕

(二五) 水道統計表中ニ各種業態別平均消費水量ノ統計ヲ追加スルコトニ致度

提出者 濱松市

○五十番(今村貫三君濱松市) 二十五の問題に付きましては、大分賛成も得て居りますから、今更此の内容の説明をする必要はないかと思ひます、中で放任給水と、計量給水と兩方やつて居る水道は、統計が出来ないではないかと云ふやうな意味のこの御回答があります市かありますに付きましては、一寸提案の理由を申上だと思ひます、從來此の水道の計量に致し居る上に於て、一番重要なものは給水の一人あたりの量であります、然るに此一人あたりの給水量と云ふものは、多きは三箇とか、或は四箇、四箇半とか云ふやうな、各市でいろいろ決定されて計量されて居りますが、其の給水量の決定が根據がない、たゞ三箇で宜からう、四箇で宜からうと云ふことで計量されて居るのであります、然るに我が國の水道も、著手以來余程古い年所を経まして、既設水道の数は余程の数になりまして、然るに尙ほ此標準水量がきまつて居らぬと云ふことは、今后水道の計量を立てます上に於て甚だ不便であり、現に人口幾人、一人あたり幾らと計畫した時に、豫定の人口に達せぬ中に既に水が足りなくなるために、豫定の計畫以前に於て既に擴張工事を起さぬければならぬと云ふやうな事情に立ち至つて居る市もあるやうに承知して居ります、是等は一人あたりの給水量の標準がきまつて居らぬために、さう云ふやうな問題が起るのでないか、付きましては、斯う云ふ職業別に對する凡その給水量がありますればそれを目安にしまして、比較的見當が付き安いてはなないか、さう云ふ意味を以ちまして、此案を出しましたのであります、付きましては、放任給水と、計量給水の時は、放任給水は平均して計量致しまして、計量給水は大體使用水量は分つて居るのでありますから、職業別に定めまして、給水量を定めたい、放任給水、計量給水、其の兩方を示して頂きたいと思ふので、大分御賛成もありませんので、本會議場に於て決定いたしましたして、是を實行いたしたいと思ひます、議長よりお諮りを願ひたいと思ひます。

○五十六番(香野利一君平町) 此の業態別の給水と云ふことの統計を取るのには甚だ困難であらうと思ふ又假りに統計を取したところで、余り参考にもなるまいと思ふのであります、例へば豆腐屋と申しましても、百丁の家もあれば、二百丁を拵へるところもあると云ふ譯であります、斯う云ふやうな譯であります、魚屋、寫眞屋、いろ／＼の業態に付いて調べましても必ずしもそれが他の土地に間に合うものではないと思ふのであります、又此統計を取ると云ふことは、非常に手数の掛かるものでありましても、それ程の手数を掛けてまで、此の統計を取る必要はなからうかと思ふのであります、本案には反対いたします。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 唯今宇和島市のお説明の如く、斯くの如き廣汎にわたるものを統計として假りに調査が出来たと致しまして、現に人口の統計、戸数の統計に於てすらも實際のものが得られないのであります、其の内譯の各種業態に分けた給水量を調査して、それに依つて設計根底にして御計畫になると云ふお話であります、それは今までの計畫された方はどうでありますか、たゞ假定的二三箇とか、四箇とか、さう云ふやうな假定ではないのであります、相當に研究いたしました、其の土地の状態に應じて、一人あたり平均を基礎としたものと思ふのであります、従つて斯くの如き精密なる統計は出来たと致しまして、何等設計の参考にはならぬと思ふのであります、現在の上水協議會の統計ですら非常に困難を感じまして、非常なる努力を致しまして出来るだけの綿密なる統計を作つて居る譯であります、實際の役には立つまいと思ふのであります、本案に對しては反対の意見を持つて居ります。

○二十番(今村實三君濱松市) 此の回答書には大分御賛成の方がありましたが、宇和島市と東京市から御不賛成でありましたが、私の希望は甚だしい正確なるものを要求するのではありません、勿論此の統計に限らず、すべての統計に於て、非常なる正確なるものを得ると云ふことは、是は容易なる仕事ではないのであります、要するに是は精密なる程度と云ふものは比較問題でありまして、今日各

業態に對して、唯今申上げましたやうに、全部に對する細別の統計を作りたいたと云ふ希望ではありませぬ、大體使用水量の似寄つたものを集めて、さうして計量給水、放任給水の平均量を見るやうにしたい、斯う云ふ希望から出したのであります、勿論此の統計を取るにはなか／＼手数の掛かることは勿論であります、てあります、年々斯う云ふ統計を作つて貰ひたいと云ふ希望ではありませぬ、少くとも五年に一邊とか、十年に一邊位の、大體の趨勢を見る上に於て統計を作りたい、さうして計畫の参考資料にしたいと云ふ希望から出したのであります、又唯今の東京市のお話では、三箇と四箇とか云ふことは根據があると云ふこととありますが、私淺學にしてどう云ふ根據に依つてきめられて居るかと云ふことを存じませぬから、もう少し四箇とが、五箇とか云ふ、一人あたりの給水量を決定される合理的の調査の基礎は、どう云ふやうなことを御決定になるか、今一應伺ひたいと同時に、是は是非實現いたしたいと思ひますので、なるべく各市の御賛成を願ひたいと思ひます。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 唯今濱松市から一人あたりの水量に付いて何か基礎があるかと云ふことであります、既に水道を拵へまして三十年以來の年所を経まして、東京市に於きましても、各市に於きましても、此上水協議會の諸君に於きましても、相當根據あるものが作られて居ると思ふのであります、三十年も前のことでありますならば外國の例に依つてやられると云ふこともありませんが、今日に於きましては、夏の最大に於て何箇、各の最小に於ては幾らとは、東京市などは一年の平均に、夏は最大三十一「パーセント」殖へて居ります、冬の最小は三十「パーセント」減つて居ります、斯う云ふ詳しい統計の下に私共は計畫して居るのであります、尙ほ各市に依つてさう云ふやうな統計を御採用にならなければならぬ、たゞ私の遺憾に考へますことは、人口と云ふものが完全でないのであり、水量と云ふものに對しても、是等が完全ならず完全に統計されまされども、人口とか、戸数とかと云ふことに付いて、甚だ不完全なことは遺憾でありますけれども、尙ほ此の問題は非常に大きなものに付きましては、是をやりますには、非常な手数と時日と、さうして經費を要するの

てあります、是は人口二三萬でありますならば、それは宜いかと考へて居ります、けれども、兎に角相當大きく戸數人口を有して居るところでは、此統計は容易なものでないと思ふのであります、さうして其の結果がそれ程重要な参考にならぬとするならば、尙ほ此の統計の職業別が大體で宜しいと云ふならば、果してどれ位の程度が大體であるか分らぬのであります、是等は到底云ふべくして行ふのは非常に骨が折れます程に、参考にならぬと思ひますが。

○九十八番(上田研介君福岡市) いろ／＼御意見を伺つて居りますと、たゞ人口二三萬ならばと云ふ、それは人口が少ないからどうであるとか、人口が多いからどうであるとか云ふことは絶対にあるまいと思ふ、小さい都市を無視されて、……區々まち／＼の統計であつて、統括した統計を求むることは出来ないと云ふことは、六大都市の如きは、大きなことを仰しやつて居るのですけれども、小さいところは相手にならぬ……どうも私共耳障りていかぬ、お前の言ふことは人口が少ないから問題にならぬと云ふ、是は絶対に反対であります、さう云ふことはない、もう少し親切に大きい都市は小さい都市を……お金も掛らうか知れませぬが、どうも區別されますと、小さい市は誠に引つ込まなくてはならぬやうな状況になつて、協議會の態をなさぬと思ひますから、どうか此の問題は委員附託なら委員附託になさつて、どうか是は要り用だか、不必要か……私は委員設置の意見を提出いたします。

○五十番(今村實三君濱松市) 唯今東京市の方からいろ／＼御懇切なる御高説で、非常なる知識を得ましたことを感謝いたします、併ながら唯今東京市の御説明に依ると、給水量の決定は、技術者の判断に委すと云ふことであります、併ながら其の技術者の判断と云ふものが甚だ怪しいものであります、何にも根據なくして判断することは出来ないのであります、殊に既設水道を擴張する時は、比較的近き判断も出来るのであります、併も初めて水道を施設しやうと云ふ時は、直ちに他の都市の全人口と、全給水量に依つて、それを其のまゝ持つて行くと云ふことは甚だ杜撰なやうな感じがするのであります、殊に先程申上げましたやうに、將來此の人口は何年目には何萬人になる、其の場合に於ては

斯う云ふ擴張をすると云ふやうな、將來のことを豫想して計畫してある水道が、其の人口に達せず、常に水が不足して擴張しなければならぬと云ふことの必要が起る、さう云ふことになりますと、水道の財政計畫と云ふものは破壊されることになる、即ち前の財政計畫の時の財政計畫が終らない中に、次の擴張に移らなければならぬと云ふやうなことになるのであります、是等を救ふには、たとへ正確でなくとも、又業態別に甚だ種類は少くも、大體どう云ふ方面の營業者は、大體一軒でどの位で、どこの市はどの位であつたと云ふことが分りますれば、非常に参考になる、技術者の判断を比較的正確に決定することが出来やうと思ふのであります、それで今一つ申上げたいことは、宇和島市の方から、業態別に付いても、例へば豆腐屋にも製造の數量の多い少いに依つて違つて違つてやうな話がありましたが、是は多少其數量には違ひは無論ありませうけれども、それを一々分けてやると云ふことは到底出来ない、どんな統計に致しましても、そんな憂ひはあるのであります、併ながら其多數のものから統計して見ますと、其の平均と云ふものは比較的实际に近いものが現はれて来るのが從來の例であります、又どの統計に現はれて居るものもさうであらうと思ひますが、又業態別の平均給水量を統計に追加すると云ふことでありますから、一々業態毎に分けんならぬ、さうして見ると甚だ繁雑であると思ふ話でありましたが、又それに付いてどう云ふ方法に依ると云ふことの説明がないから云々と云ふ話もありましたが、是は提案者としては多少腹案は持つて居りますが、皆さんの御協議の結果、適當な種類に分ちて統計することに致したいと云ふ希望でありましたから、一々そんな細かいことは書き上げなかつた次第であります、それで是非是は或程度の給水量を統計に挙げると云ふことに致したいと思ふのであります、それで若し愈々是が細かい業態別に統計をする、例へば湯屋の如き、或は特別計量として特別給水料金の差別を受けて居る給水量だけでも統計にしたいと思ふのであります、どうか御賛成の程を願ひます。

○七十一番(今中權六君廣島市) 本問題に付きましては、段々御論も出ることでございますが、是は私

の考へとしては、従来の統計を見ますと、各市の水量は自から明かに統計表になつて居りますが、是は各種の業態別にはなつて居りませぬけれども、人口に應じて見ますと云ふと、大體各市の使用量と云ふものは分つて居るやうに存じます、今お述べのやうに、是を業態別にやると云ふことは甚だ繁雑でありまして、到底不可能のことと思ひます、殊に人口の増加、文化の程度と云ふものに依りまして、水の使用量と云ふものは年々變化するものと考へます、て私の考へますのは、此の水道を設計いたしますのには、何水道は斯う云ふ故障があるから、もう斯う云ふ設計をやつた、と云ふことは、外國に於ても日本に於てもあるやうに思ふ、即ち其の市の人口に依つて一人あたり幾らと云ふ設計をして居りますそれで私考へますのに、各市が今までの人口に對して、實際の使用高が統計になつて居りますから、それを標準として御参考になれば、前にもお話がありましたやうでありまして、自分の市と大低同じやうな市を御参考になつておやりになれば、大體近いかと思ひます、それにしまして、文化の進歩に従つて、…それで私は別に此の業態別なんと云ふものを取らないで、今各地から出て居ります人口あたりの、詰まり平均の消費量を標準として設計したら、先づ間違ひないものが出来はしないかと思ひます、それで別にさう統計を追加する必要はないと思ひます。

○七番(島崎孝彦君大阪府) 本問題に付きましていろいろ御意見もございしますが、此の問題が出ますならば、なるべく詳しく斯う云ふ業態別の統計を得たいと云ふ譯ではありまするが、扱て實行になりますと、餘程困難なことになりはしないかと思へます、従つて是を今すぐ取る取らないと云ふことを直ちに決定すると云ふことは、ところに依りましては、實行が困難なために其の正確が期せられないと云ふやうなことになりはしないかと思へますので、本問題は調査委員に附託して審議して頂くと云ふことに致したらどうか、其の委員の数は十五名位に致しまして願ひしたらどうか。

(賛成と呼ぶものあり)
○議長(馬野精一君) 唯今大阪の委員附託に御異議ないやうでありますから、左様取計ひたいと思ひ

ます、委員の氏名は明朝御報告申上げたいと思ひます、如何でございますか…議長指名で宜しうございませうか。

(「宜しうございませう」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 御異議ございませぬければ、明朝御報告申上げます。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) それでは、左様取計ひます、本日は是て散會を致します。
午後四時十五分散會

午前九時三十分開議

○議長(馬野精一君) 昨日に引續きまして只今から開會致します。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 議事の進行上宿題の二の大阪市提出協定水質試験法改正に關する件に付きまして、之は内容が複雑でありますから委員會を開いて、其席上で大體を定めまして本會議に報告致したいと思ひます、左様お取計ひを願ひます。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 只今神戸市から御動議の提出がありましたして御賛成があるやうであります、宿題の第二協定水質試験法改正に關する件、大阪市、各加盟者、之の委員會を只今から即刻開きたいと云ふ御提案であります、御賛成があるやうでありますがお諮り致します、委員は既に豫め御決定になつて居るやうであります、満場御異議ないやうでありますから本件に關する委員會を直ちにお開きを願ひたいと思ひます、委員の方は來賓控室の方に委員會室が設けてありますから其方にお越しを願ひますそれから昨日二十五號案に付きまして調査委員を設けることに御決定になりました、只今其委員の氏名を申上げます、東京市、大阪市、名古屋市、小樽市、濱松市、堺市、岡山市、廣島市、福岡市、長

崎市、尾道市、佐賀市、鳥取市、小倉市、神戸市、以上十五市の各方に委員をお願い致したいと思ひます、委員の方は休憩時間中にもお集りを願ひましてお打合せをお願い致したいと思ひます、それは二十六號に移ります。

〔書記朗讀〕

(二六) 送水管又ハ配水管ノ漏水ニ付調査セラレタル處アラハ承リタシ

提出者 濱松市

○五十番(今村實三君濱松市) 二十六の問題に付きましては餘り御回答が無かつたやうに思ひますから若し御調査になりました市がありましたら此際御發表をお願いしたいと思ひます、尙ほ濱松市に於ては最近に御調査になつたかのやうに伺つて居りますし、又東京市に於ても豫て御調査になつたことがあるかのやうに伺つて居りますから、可成此席で御發表あらんことを希望致します。

○百十五番(鈴木坂鐵君朝鮮總督府) 八十六號も之と同一のやうに思ひますから八十六號も合せて御協議をお願いしたいと思います。

◎議長(馬野精一君) 只今朝鮮總督府から八十六號が二十六號と同性質の問題であるから合せて御審議をお願いしたいと云ふ御提議がございます、御異議ございませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないやうでありますから左様取扱ふことに致します、それでは二十六號と八十六號とを一括して御審議をお願い致します。

〔書記朗讀〕

(八六) 一日ノ總給水量ト漏水量トノ割合ヲ實測シタル會員アラハ其實績ヲ承知シタシ

提出者 朝鮮總督府

○百十五番(鈴木坂鐵君朝鮮總督府) 只今濱松市の方からも申されましたが、私の方も此席で大體の一

日の水量に對しましてどの位の漏水がありますか大體の數字で宜しうございますから、お分りになつて居ればお示しを願ひたい、特に私は東京、横濱等大震災に出會ひました關東地方に於ける各水道に於て、震災前と震災後とどの位其割合が違つて居るかと云ふことの調があればお示しを願へれば非常な仕合せであると存じます。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 東京市に於きましては震災前にも給水線に付て調査しましたのでありますけれども、御承知の通り各給水栓にしましてはそれが完全に止まらなかつたり、或は又夜間全く給水が止つて居る時にやりましたも、外の色々の故障の爲に正確に調査が出来なかつたのでありますけれども、大體に於て二割漏水があつたのであります、其二割と云う漏水は非常に大きな漏水であるが爲に各所を調査致しましてさうして約一割の程度に漏水を防止することが出来たのであります、然るに震災後に於きまして各所に鐵管の故障があり或は給水線の故障がありまして現在に於ては極力其の區割をして漏水の調査をして居りますけれどもまだ全市に亘つては調査が完了して居らぬのであります其一端を申し上げますと云ふと鐵管にて官廳、學校、寺院等に給水せる分に對する漏水調査は給水分岐點の止水弁を閉鎖し、止水弁の前後に其給水管の大きさに應じ分水栓を取り付け普通量水器を連結し漏水の調査を行ふのであります之れが最も簡單にして經濟的方法であります、さうして大正十三年中に於ける焼失区域内の漏水調査成績表の一部を参考に申し上げますれば調査區域は淺草區全部で第一回より二十二回まで大正十四年一月二十日から三月三十一日迄の期間であります、鐵管の延長が二萬七千五百八十八間八分でありまして鐵管口徑三〇〇耗八七二〇間、口徑二五〇耗九五一〇間口徑二〇〇耗が三五二六〇間、口徑一五〇耗が六七六六・五間、口徑一〇〇耗が一四三六〇・三間、口徑四吋六七三〇間、同六吋四四〇〇間て測定漏水量は總計平均一時間に付三〇三・八二五立方メートルで推定漏水量一晝夜に付七二九一・八〇〇立方メートルで其内譯を更に申しますると鉛管の龜裂が一二一件漏水量六二・二九一立方メートル、破裂十七件漏水量二七・〇二〇立方メートル、外傷五七件漏水量三六・五〇八立方メートル、

破損六七件漏水量一〇八・五六三立方米、接合折一三件漏水量九・七八六立方米、同腐蝕二件漏水量一〇九五立方米、分水の際腐蝕一件漏水量〇・七八五立方米、其他殘存鉛管ゴムホース取付使用四〇七件、焼失の儘放置三〇五件、鐵管漏水一〇〇耗接合部鉛弛一件漏水量五七・七七七立方米送水管本管四〇〇耗以上の内五〇〇耗までは器械により又四〇〇耗本管及三二五耗以下の配水小管は區劃量水器に依り毎年度漏水量の調査を致して居ります、併し之は大體の調査でありまして未だ調査の道程でありまして近く全市に對して施行中でありまして詳細のことは報告することが出来ませぬ大體を申し上げて置きます。

○十六番(大野巖君横濱市) 横濱市の方は只今調査中でありまして此席で報告するやうな材料を持って居りませぬ。

○議長(馬野精一君) 其他に御意見はございませぬか——御意見無いやうでありますから次に移ります、二十七。

〔書記朗讀〕

(二七) 建議事項ノ實現ヲ促進シタシ

提出者 佐 世 保 市

○三十三番(足立正人君佐世保市) 別に説明致す必要はなからうと思ひます、要するに今まで建議致しました事項が何れも實現致して居りませぬので甚だ遺憾に思ひます、て、建議致したしならば政府當局に於ても悉く否定はして居ない、何れも考慮中に屬して居るものと存じます、て、露骨に申しますれば煩さがられる程催促する、又やつて來た、何とかしてやらなければならぬと云ふ程度にまで熱心に此實現を促進したいと考へます。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 鳥取市の御提案の六十番も同一問題です。

○議長(馬野精一君) 二十七番の問題に付しましては福岡市御提出の四十番、それから東京市其他五市

聯合御提出になつて居ります五十八番、鳥取市御提出の六十番、佐賀市の六十九番は何れも同性質の問題であるやうに考へます、のみならず昨日の濱松市の二十五番も御同意を得まして二十七番の問題と同時に御審議を願ふことになつて居ります、之等を一括して御審議を願ひたいと思ひますが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○九十八番(上田研介君福岡市) 只今の四十番でございますが、福岡市の提案と申しましても、實は九州上水協議會を開きました節の長崎市の提案を便宜上福岡市として提出したのでございませぬから、之は長崎市の意見でありまして、八十二問題とは少し意見は違ひますけれども、八十二問題を主題として四十番は撤回したいと思ひます、其お積りて、詳細は長崎市提案の八十二問題に付て合せて意見を述べたいと思ひます。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 八十一號も四十號と同一の問題になります、之も一緒に御審議を願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 改めて建議になります問題はまだ他にもあるやうであります、既に昨日審議致しました中にも留保されて居る問題もあるのであります、只今申上げました四十番、五十八番、六十番、六十九番、之は何れも既に建議になつて居るのを更に繰返すと云ふ御提案であるのであります、隨て先づ建議事項の促進に關する問題だけを別に御審議を願つた方がよくはないかと思ひます、其中四十番だけは只今福岡市の方から提案の御撤回がございましたから左様御承知を願ひます。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 此六十九號であります、之は嘗て建議したことはなからうと思ひます、茲には「重ねて建議」とありますが、之は何か私の考へ違ひか知りませぬが建議したことではないかと思ひます。

○議長(馬野精一君) 佐賀市は如何でございますか、是では重ねて建議しなければならぬのですね。

〇三十一番(畑捨次郎君長崎市) はい……。

〇四十九番(渡邊素夫君濱松市) 同様の意味のものが大分あるやうでございますが、私は茲に一つ動議を起しまして、二十七の實現を促進したいと云ふのは、既に建議をして——一回か二回か度数は何度でも宜しい、既に建議してあるものを此際再建議をする、更に建議をしたい、之を以て促進と云ふ解釋にしたい、斯う云ふことを満場にお諮りしたいと思ひます。

〇七番(島崎孝彦君大阪市) 五十八番に付きまして、東京市外五市から提出致しました問題であります。便宜私から一通り御説明申し上げます、水道の水質問題が非常に重要な問題であることは今更申すまでもありません、殊に其源水が河川である、或は溜池貯水池であると云ふことの爲に、其流域を汚染されると云ふ爲に水質を悪化すると云ふことが、此頃いろ／＼の工業が発達する爲に非常に甚だしくなつたやうに考へます、此問題に付きましては豫て第十一回の協議會の時に内務大臣に建議したのであります、併ながら随分日を経て居りますがまだ實現を見ないのであります、吾人日常生活に最も重要な問題であるに拘らず、未だ之に對する何等方法が無いと云ふことは甚だ遺憾のことに考へます、依つて本會の決議を以て是非之が實現を見るやうに致したいと思ふのであります、其例と致しまして大阪の例を申し上げます、大阪は淀川を水源と致して居りますが、其水は琵琶湖から來るのであります、其沿岸或は宇治川の沿岸等に此頃製絲工場或は人造絹絲の工場が非常に出來て參ります、此人造絹絲の工場等から悪水を吐出する爲に、其河川の汚水が完全に淨化されない、中和されないと云ふことになりますと、水源の作業上に非常に困難を來すことになりはしないかと思ひます、普通の沈澱或は濾過と云ふやうな方法では出來ないと云ふことになつて來はしないかと思ひます、殊に又上流の市街地なんかの發展の爲に或は屎尿の處分をしない儘流すと云ふやうなことも偶には見受けるやうであります、之等の危険に對しまして何等取締法がないと云ふやうなことでありますから、之を相當の法規の下に取締つて貰ひたい、之を更に強い意味で建議したい、斯う云ふ趣旨であります、只今

外の問題と一括されて議題になりましたから此際簡単に趣旨を申し上げます、どうか御賛成を願ひます。

〇九十六番(小川八二君門司市) 此建議に付て少し意見を申述べて見たいと思ひます、現在に於て當然の必要に迫つて非常に緊急已むを得ざるものが殆ど全部である、其中の一例を申し上げます、水道條例中の第十一條にある工事業は家主の負擔とする、詰り家屋所有者の負擔にすると云ふことは水道普及上困るから、家主及び給水使用者の負擔として、使用者からも給水工事の設備を許すと云ふことにしなければならぬと云ふやうなことがあるやうに思ひます、考へ違ひか知れませぬがさう思ひます、斯う云ふ取扱ひ方を殆ど各所とも希望して居るやうな實情でありまして、隨つて使用條例等を見ますと、使用條例の中に、家主或は給水使用者が設備をすると云ふことを明かに認めて居られる市があるやうに思ひます、或は法律其ものゝ精神に従つて家主でないとするやうに云ふ設備を認めないと云ふやうな所があるやうに思ひます、さう云ふ區々の状態であつて、監督官廳では之れを適切に改正しなければならぬ法律であるに拘らず今日まで改正せられない、内容は認めて居るけれども改正出來ないと云ふやうなものがある、それから只今お話になりました水源に悪水を入れるとか屎尿を放流すると云ふやうなことを取締る法律を作るとか云ふやうないろ／＼な適切な已むを得ない緊急なものが建議せられて居るに拘らず、それが幾らも實現されないと云ふことは非常に遺憾であります、之は各員が最も熱心に交渉し折衝して居られることは疑はないのでありなすけれども、私は惟ふに、水道業務に對しては或は監督官廳の方でも冷淡に見られて居るのではないかと思ふ、と云ふのは、反對の方面から見ると、例へば労働者のやうなものに對する法律はどし／＼改めて行つて、さうして新しい法律も大分出來て居る、所が水道の方はさう云ふ緊急な建議等が満場一致を以て建議せられて居るにも拘らず、尙ほ實現が非常に困難であると云ふことに付ては、私共は一層考慮しなければならぬのではないかと思ふ、斯う云ふ意味に於きまして今濱松市の方の言はれたやうなことも無論一つの方法であると思ひますから、もう少し刺戟を與へて、最も熱心に一つ之に對しては主張しなければならぬ、其方法等に付ては

從來やり来たやうな方法でなく、又新たな何かの方法を以てやると云ふことも必要であると考へます、昨日の二十四號の國庫補助の増額の如きも不幸にして今まで實現を見なかつたのでありますが其建議案の實現と云ふことに付きましてはもう少し具体的に其方法を示しまして努力して見たい、斯う云ふ希望を加へまして賛成したいと思ひます。

○五十番(今村實三君濱松市) 私は五十八の問題に付て一つの希望を申し上げたいと思ひます、五十八の上水道源水保護取締法制定に付内務大臣へ再建議の件と云ふことは私は私も大賛成の方でございますが皆様も何れも反對のないやうに思ひますが、理由書を見ましても、只今御説明がありました、其意味から考へましても、此建議をする趣旨は、河川或は湖沼のやうな所から源水を引いて居る所の水道の水源を保護しやうと云ふことが主なる理由のやうに聞き取りました、併ながら最近地下水が水道の水源として盛に用ひられるやうな傾向があるのであります、そして地下水の中にも鑿井して水を取ると云ふやうな水源に對しては汚染は少いのであります、殆ど無いと云ふても宜からうと思ひます、併ながら之は其近くに大きな工場でも出来て盛に井でも掘られると非常に水量に影響を受ける、其爲に實は近來鑿井をやると云ふと附近の住民から苦情が出る、水量も豊富にあり水質も立派でありながらそれを實現することが困難なことが屢々あるのであります、實は私の方でも最近掘りました鑿井は非常に水量も豊富であり又水質も宜しいのであります、附近の井戸に影響する爲に民家から非難を受けて實現が困難になつたやうな次第であります、又此鑿井を水道の水源として用ひて居る場合に、其附近に盛に井戸を掘られる、殊に工場等が大きな鑿井を掘りますと、遂に其影響を受けて水が足らなくなると云ふやうな關係も起ります、故に之等は或區域を限つて何等か此源水に對する保護の意味を法規の中に加へることを建議したい、斯う云ふ希望を添へまして五十八號に對しては賛成したいと思ひます。

○七番(島崎孝彦君大阪市) 只今議題になつて居ります諸案は之を一括致しまして委員に附託したいと思ひます。

思ひます、委員の数は十五名、議長の指名に一任致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 只今大阪市から二十四番、二十七番、五十八番、六十番、六十九番、此五問題を一括して十五名の委員に附託致したいと云ふ動議の御提出があり御賛成があるやうてあります、委員の選舉は議長指名と云ふことにして御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(參照)

(二四) 水道事業ニ對スル國庫補助金豫算並ニ、補助年次短編ノ件ヲ本會ノ決議ヲ以テ其筋ヘ建議シ其達成ヲ期シタシ

(二七) 建議事項ノ實現ヲ促進シタシ
提出者 濱松市

(五八) 上水道源水保護取締法制定ニ付内務大臣ヘ再建議ノ件
提出者 佐世保市

東 京 市
横 濱 市
名 古 屋 市
京 都 市
神 戸 市
大 阪 市

理由

上水道源水保護取締法制定ニ關シテ八第十一回上水協議會ニ於テ決議ノ上内務

大臣ニ建議シタルモ今尙未實現ヲ見ルニ至ラス甚タ遺憾トスル所ナリ然ルニ近時工業ノ發達ニ伴ヒ上水道源水ニ供スル河川ニ劇毒藥ヲ含メル工場廢水ヲ吐出シ其ノ他屎尿等ヲ放流スルモノヲ生シ水質ヲ汚染惡化スルコト甚シク保健衛生上一日モ等閑ニ附スル能ハサルヲ以テ之レ力取締法制定ハ目下ノ急務ナリト認ム之レ再ヒ本問題ヲ提出シタル所以ナリ

(六〇) 先年來本會ニ於テ可決シ主務省へ建議セル事項何レモ未タ實現ヲ見ルニ至ラヌ是等ハ緊要ノ事項ニ屬ス故ニ再提議ヲ爲シ之力促進ヲ期セントス

提出者 鳥取市

(六九) 大正十年七月勅令第三三一號地方長官ニ對スル委任事項第二項中參萬圓未満ノ配水管及屬具埋設擴張工事ハ許可ヲ受ケスシテ事後申報スルコトニ改正ノ速達ヲ期スル爲メ重テ建議ノ件

提出者 佐賀市

○議長(馬野精一君) 御異議がないやうでございますから以上五問題を委員に附託することに致しまして委員を私から御指名申上げたいと思ひます、東京、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸、長崎、廣島小樽、荒玉水道、佐世保、濱松、福岡、鳥取、佐賀、以上の方にお願ひ致したいと思ひます、委員會は別に休憩の際に残りまして御協定を願ひたいと思ひます、それから先程宿題の二號に付きまして委員會のお開きを御相談致して置きましたが、委員の方は水質試験に關します技術家の全部であるさうであります、然るにまだ全部の方がお集りにならぬさうでありますので、若し此席に委員の方があつてになりますならばどうか委員會の方に御出席を願ひ致したいと思ひます、次には二十八號。

〔書記朗讀〕

(二八) 濾過池掃除後ノ排水時間ヲ短縮シ得ル方法ナキカ

提出者 佐世保市

○三十三番(足立正人君佐世保市) 此問題に付きましては各市より御回答を得まして大いに得る所がありましたので此問題は是て議了されたことにしたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見も無いやうでございますから二十九號に移ります。

〔書記朗讀〕

(二九) 地下水ヲ水源トスル水道ニ於テ自然的ニ漸次或ハ急劇ニ水量ノ減退ヲ來セル現象ヲ實驗セシ處アラハ其模倣承り度シ

○百五十二番(伊澤貞吉君臺灣總督府) 地下水を水源とする水道は人口の増加並に工業の發達に伴ひてして汚染の程度が加はつて來ると云ふことは既定の事實であります、二十八番の問題は即ち之が消極的の保護方法であると存じますのであります、比較的鐵管の水に對するフリクシヨンが増加すると思ひます、相當之れは考慮すべきことと思ひまして提案した譯であります。

○九十三番(竹尾英敏君大牟田市) 私の方は文書の取扱ひが少し手違ひを致しまして後れ馳に新問題の追加八十八號を提出致しました、趣旨は矢張同じやうなことでありますからどうか一つ一緒に御審議を願ひたい、尙ほ鑿井の事て八十九、九十を出して居ります、自然話が此八十九、九十に觸れるやうなことがあるかも知れませぬから之も同時に一つ御審議を願ひたいと思ひます。

○六十一番(木田喜之助君福井市) 本問題に付きましては豫め書面でお答へを申上げて置いた筈であります、どう云ふ譯ですか此印刷物に漏れて居ります、私の方は地下水を水源と致して居りますが給水開始後滿二ヶ年を経た今日に於きまして鑿井當時の給水量に比しまして何等減退を認めて居りませぬ、一寸お答へ申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 恐らく印刷に間に合はなかつたのではないかと思ひます、それから只今大牟田市から追加問題の御提出があります、八十八、八十九、九十、此三問題を二十九と同性質の問題である

から一括して御審議が願ひたいと云ふ御提議でございます、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
(參照)

(八八) 一般鑿井式源水層八年ヲ經ルニ從ヒ自然漸減ノ傾向ナキヤ若シアリトスレハ其ノ因由及狀況等承リタシ

提出者 大 牟 田 市

(八九) 一地域内ニ貳個以上鑿井水源ノ設ケアリテ其ノ井數ノ増加ニ伴ヒ各井ノ湧水量ニ影響ヲ及ホシタル事例ナキヤ若シアリトセハ其距離深度影響ノ狀況等承リタシ

提出者 大 牟 田 市

(九〇) 鑿井水源ノ源井底部「ストレーナ」ノ内外部ニ土砂填充ノ爲メ湧水量ニ影響アリト認メタル場合其ノ程度ノ測定及ヒ之レカ排除方法如何

提出者 大 牟 田 市

○議長(馬野精一君) 御異議がないやうでございますから八十八、八十九、九十、之を二十九と一括致しまして御審議を願ひたいと思ひます。

○九十三番(竹尾英敏君大牟田市) いろ／＼此事に付ては苦心致して居るのでありますが、臺灣總督府の方に此事に付て御實験になりましたことがございますならば其狀況を承りたいと思ひます。

○百五十二番(伊澤貞吉君臺灣總督府) 臺灣に於てやつたことはありますが、最も以前にやられたのは臺北のダイロタイの河掘りにやつたのであります、それを調査致しましたが、矢張漸次減退を來して居る、それで水道は初めは地下水と云ふのが第一案であつたのが、此減退と云ふ事實から之を地下水とすることに改めたのであります、數字を具今持つて居りませぬから詳しいことは何れ後で申上げ

ることになしたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 其他御意見はございませんか——御意見がないやうでありますから次の問題に移ります、三十號。

[書記朗讀]

(三〇) 市街配水管ニ對シ「ポンプ」ニテ直接加壓送水セシ經驗アラハ之ニ就キ不便ヲ感ジタル諸點ヲ問フ

提出者 臺 灣 總 督 府

○百五十二番(伊澤貞吉君臺灣總督府) 最近電力の供給が各地に出來ましたが出來するなれば之を利用してやれば給水量の調節を取ること出來ますし又消火用としてやることも出來るかと思はれるのであります、それで勿論之は何に對して考へて居るのであります、或る程度迄研究したなれば餘程利益するところがあらうと私は考へましたから提案して次第であります。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 東京市に於きましてはオーシントン唧筒に依つて送つて居ります、其場合に於ては鐵管破裂の如き大きな故障を生じたる場合は一分間、平素の運轉數は四十二運轉數に依つて約三十磅の壓力を以て送つて居ります、其場合に大きな鐵管の故障と致しましては六臺運轉しても五臺運轉しても全部の唧筒が全く平衡を失ひまして、どうしても一時停止しましてさうして更に送水機を閉鎖して運轉しなければ運轉がつかないやうな状態であります、それに鑑みまして一方は配水池に送りまして自然流下に依つて和田堀線に連絡して自動的に連絡送水するやうに今改良して居ります、さうして又他の一方に於ては蒸氣唧筒の方は全然豫備機關としまして、電氣唧筒を買ひまして其電氣唧筒に依つて、自然流下に依るものと電力と蒸氣と三つの系統から取りまして、其故障に對して支障がないやうにしたいと云ふ風に改良工事を施行して居ります。

○二十七番(石渡坦雪君横須賀市) 私の方は此問題に就ては餘り何はないのであります、横須賀市は

御承知の通り非常に地形が起伏して一方は海軍省から配水を受けて居ります、配水池は百七十四尺の高さであります、一方市の配水池は六十尺、それで此六十尺の所に唧筒を備へてあります唧筒から自然流下の百七十四尺の配水池に逆に送ることがあります、さうして低い所から送る唧筒の水は——低い所と高い所と市内が分れて居りますので、一方は上から自然流出する、一方は唧筒で押すので其水が低い所と高い所に行く一向岐れ目がつきませぬ、さう云ふ所から私の方から五十七の問題として出して居る斯う云ふ風な量水器が始終故障が起り易い、他に鐵管から漏出するとか或は其他の故障は見ませぬが各戸に引込んであります支栓に向つて始終故障がありますので唧筒は『ブランジャ』の二百馬力に——二〇馬力であります。御参考に御話申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか——御意見がないやうでありますから次に移ります。

〔書記朗讀〕

(三二) 電氣工作物(特ニ電車)ト水道鐵管トノ間ニ於ケル障害物防止設備ニツキ御意見承リタシ

提出者 福島市

○議長(馬野精一君) 本案は三十二號、五十五號と同性質のやうに伺はれますが一括致しまして議題に供して差支ありませんか。

○九十三番(竹尾英敏君大牟田市) 先程お断り致しました通り後れ馳に九十一と云ふのを追加問題として出して置かした、之も合せて御審議を……。

○議長(馬野精一君) 尙ほ大牟田市の追加問題九十一號も合せて御審議を願ひたいと云ふ御發議であります、お諮り致します、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでありますから、三十一、三十二、五十五、九十一、之を一括して御審議を願ひたいと思ひます。

(參照)

(三二) 電氣工作物カ水道鐵管又ハ他ノ地中管ニ及ホシタル障害ノ實況承リ度シ

提出者 福島市

(五五) 單線架空式電氣鐵道ノ軌條ト交叉シテ水道鐵管ヲ埋設スル場合ニ電流ノ分解作用ヲ防キ得ル尤モ經濟的ニシテ且ツ簡易ナル絶緣装置ノ方法アラハ承リタシ

提出者 長野市

(九一) 單線架空式電氣軌道漏洩電流ノ埋設水道鐵管ニ及ホス影響ニ就キ狀況承リタシ

提出者 大牟田市

○九十三番(竹尾英敏君大牟田市) 大體此書面に依ります御回答で諒解致して居りますが、尙ほ外にございませぬならば御説明を願ひたいと思ひます。

○六十八番(金澤力太郎君米子町) 電氣工作物が地中埋設水道鐵管に及ぼす障害は、電氣の原理より考へますれば、鐵管に傳はりし電氣は元の軌條へ歸る時に腐蝕の力を生ずるものであつて、私の方に於ては軌條より約一呎の所に厚さ約八分の三吋以上、幅四呎以上、長さ六呎以上の鐵板を軌條と同一の方向に長く埋設し、徑四分の一吋以上の銅線二條を埋設したる鐵管の「ソツケット」又は「フランヂ」に挿入し尖端を鐵板に固く取付け離れざるやうにし置く、さうすれば電氣は鐵管より鐵板に歸り更に軌條に歸るものと思ひます、斯う云ふ方法を探つて居りますから茲に發表して皆さんの御批評を請ふ次第であります、尙ほ鉛管は「アスファルトシート」を約八分の三吋として、其「シート」を鉛管に巻き

付け、軌條以下三尺に埋設せば其腐蝕の程度を少くするのではないかと考へます。 二二六

○議長(馬野精一君) 他に御意見もないやうでございますから一括致しまして通過を致します、次ぎ三十三號。

〔書記朗讀〕

(三三) 鐵管切替ノ爲配水區ノ一部斷水中其區域ニ火災起リタル場合ノ應急處置ニ付最適當ナル方法如何

提出者 福岡市

○九十八番(上田研介君福岡市) 之はもう各市から御回答を得まして諒解致しましたが、私の考へては鐵管に爲し得ないところて火災の起ることがあります、其瞬間に火災が起つた場合如何にするかと云ふ問題を出したのであります、實は私の方で一度経験したことがありますから出したのであります、瞬間に起つた場合であります、比較的制水器の遠い場合に於て四呎五呎の短區間を切つた場合に起つた時の措置に付てお尋ねしたのであります、それに付て私共のやつた方法は拙い方法でございますが、一つの「カバー」を拵へまして、中に何して伸縮自在ならしめ、さうして三四呎の所をやつて見たことがあります、(此所聞き取り兼ねたり)……

「カバー」なり「クラブ」を變へなければならぬ、果して六時の所に火災が起れば六時の物を持つて行けば宜いとしても又變つたことがあるならばそれをお尋ねしたいと云ふので此三十三號を出したのであります、各市から御親切なる御回答を得ましたから御意見がなければ是で打切りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 御意見はないやうでありますから次に移ります、三十四號。

(三四) 各市ニ於テ給水普及ノ目的ヲ以テ井水試驗ヲ各戸ニ就テ施行セラレタルコトアラハ其結果ニ付承り度

提出者 福岡市

○九十八番(上田研介君福岡市) 之は各市からの御回答に依つて満足致しましたから之で打切りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから次に移ります、三十五號。

〔書記朗讀〕

(三五) 通水後送水管内流速及送水量ノ變化ニ就テ各市ノ狀況承り度

提出者 福岡市

理由 最初計畫ノ際送水量ヲ舊管又ハ新管トシテ算定シタルモノカ通水後幾年カラ經過シタル今日其流速及送水量ニ如何ナル變化ヲ生シ居ルヤ各市ニ統計的ノモノアラハ承り度

○九十八番(上田研介君福岡市) 之に付きましては名古屋市及秋田市より御回答に接して居りますが中には御回答が無かつた所もあります、各市に依つて状況は違ひますが、長き送水線を有して居る、殊に自然流下の送水線に於きまして各市の状況を聞いて見ますと云ふと、數年ならずして初め豫定して居つた水量を送水することが出来ないやうになつたと云ふことを屢々耳にするのであります、それも其都市の經濟狀態或は工事施行状況に依つてさう多大の金を掛ける譯に行かぬから最少限度を以て定めなければならぬ又之は相當技術者の最も考慮すべき問題でありはせぬかと考へます、苟も此水道の技術者として設計したものは、何十萬市民の爲に計畫を立てた以上は、それに近い送水をしなければならぬと思ひます、現に、市を申上げては済みませぬが、茲に御出席がないやうであります、松江市に於きまして、私共調査したのであります、數年後に殆ど配水池に到着する水は半量に減じて悲境に陥るやうになつた、其結果を調査して見ますと、其時の計畫者として相當餘裕を取ると云ふことがな

かつたことでもあらうと思ひますが、一方には其當時建設費が餘計要るからと云ふことで最少限を取つた爲に斯る結果を生じたものであらうと思ひます、取敢ず應急處置としては其途中に唧筒を据付け、豫定の水を揚げることにして居りました、今日はそれで制限、断水は解いて居ると云ふことになつて居ります、尤も送水線の途中の高低如何等の爲に十のものが八しか働かないと云ふやうなこともありますが、之は大いに水道經營者の考慮すべき點ではないかと思ひます、殊に私の方並に其他に澤山ある送水線は非常に(聞き取り兼たり)……排氣方法として排氣瓣の備付けを致しても、それが果して有効に働き得るかどうか、働き得る排氣瓣として取付けたものが實際に於ては働かないと云ふことが往々あるのではないかと私は考へます。或はそれが爲に折角付けた排氣瓣を捨て、さうして排氣すると云ふことは、學理上の問題に非ずして實地に之を考究して行きなされたならばいろ／＼の障害が出来て來ます、所謂豫定の水を送水することが出来ないと云ふやうな各市に於て御經驗になつたことがあらうと考へます、此問題を出すに付きましては恥かしいことでありませんが、我が福岡市に於ても二十萬の計畫を立て、やつて居つたものが途中建設費の關係上二十萬を減らして十二萬に送水管を變へたのであります、それが爲に給水開始四ヶ年でありましたが、本夏の如きは八萬……の使用して將に配水池を……するやうな状態になつたのであります、之は洵に恥かしい話であります、事情を打開して茲に本問題を提出しまして、技術上に於て十分なる各市の御意見を伺ひ他日の研究資料にし且つは全國水道の之に向つてお考があるかないかと云ふので茲に本問題を提出したのであります、どうか此お答へ以外に於て十分御經驗の點を御發表願ひたいと云ふことを希望するのであります。

○百四十七番(安部源三郎君長岡市) 此問題は大變重要な問題と思ひます、隨つて名古屋市で上水協議會のありました時に之と相似寄つた問題が出て居りましたが、之は到底一年や二年で研究が終るものではない、就ては之を研究問題として、尙ほ各市共に之を研究してどし／＼其結果を發表することにして、尙ほどうかと云ふ譯で研究問題の中に入れて居るやうな次第であります、尙ほ問題として各市で御研究になつたことがあるならば承りたいと思ひます。

○百三十六番(佐藤重平君仁川府) 水道の送水管は自然流下で其鐵管は送水區を十六に區劃して居りまして其十六の區劃に就て今日澤山の差を認めぬやうでございます、明治四十三年十月より今日まで約七十%程の差を認めて居ります、大正十五年即ち本年は調べませぬ、大正十一年一月に調べましたのが七十%大正七年は同じく七十%それから大正四年には七十%三、大正三年は五十%大正二年は六十%九〇、四十五年は七十%一四と云ふことになつて居ります。

○九十六番(小川八二君門司市) 本問題に付きまして細かい數字は持つて居りませぬが、鐵管は年數を経るに隨つて流量と流速の減退と云ふことは言ふまでもなく、鐵管の延長とか或は鐵管の大きさと落差とか水質等に依つて相違がありますが、私の所では十六吋の鐵管を約六里の遠距離に敷設して送水致して居るのであります、十五年を経過しました今日創設當時より約百分の十三か十四位の減少を致して居るのであります、それいろ／＼お話を承りますと、最初から相當減量を見越して計畫したのである、見越して計畫致しなくても、普通ならばそれで宜しいけれども、最少限にして置いたものが段々減ると云ふことになると矢張苦痛を感じる、私の所では本年七月以來八月まで約四十九日間時間制限の已むなき慘狀に出會つたのであります、其原因は實に此送水能力の減退と云ふことが一番主なる原因になつて居つたのであります、隨ひまして各市に於ける御研究の結果は相當御發表になつて居りますやうであります、甚だ穿つたことを言ふやうでありますけれども、之は技術上の關係でありまして、一面斯く減量をするに云ふことは技術者の方から言ふと漏水に疑はないかと云ふやうに思はれる、隨つて發表することを遠慮すると云ふ氣味がありはしないか、それは摩擦抵抗に依つて減量するものもあり、或は空氣が入つた爲めに減量したとか云ふことが確實に立證せられない限りはそれが苦痛であるから可成發表しないと云ふやうなことがあれば之は由々敷大問題であると思ふのであります、當然之は不可抗力でありまして如何なる方法を以てしても減量すべきものである、減量

するのが自然の原則であるならばどしどし之を發表して互に研究すると云ふ所の方法を講ぜなければならぬと思ふのであります。随ひまして斯う云ふ重要な研究が数字的にはつきりと統計に現はれて居ないと云ふことは本水道協議會の爲に遺憾な次第であります。就きましては相當の機關を設けましてさうして材料を蒐集しまして本會の事業として研究し發表せられて、將來水道計畫上の大なる資料としたい、斯う思ふのであります。就きましては調査委員を設けられましてさうして此問題を研究されんことを希望します。調査委員は從來の例に依りまして議長指名としてやられんことを希望致します。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 此問題は宿題の第一にありますものと略々同様であります。既に之は研究問題となつて居ります、それ程重要な問題であるだけに随つて意見の御發表も無いと思ひますから、此問題は研究問題の方で十分御研究なさると云ふことにしましたならば意思が徹底すると思ひます。

○議長(馬野精一君) 成程研究問題の一號に略々同様の問題が出て居ります、それでは此問題は是て通過致して置きまして十分間ばかり休憩致します。

午前十一時二十七分 開議

○議長(馬野精一君) 會議を開きます、昨日委員附託になりました理事の提出になつて居ります問題であります、之を十四日の午前八時半から正面の來賓室の隣に府尹室がありますので、其處で開會することに致したいと思ひます、十四日の午前八時半までにお集りを願ひたい、理事の提案になつて居る委員附託の案件であります、大分まだ重要問題も多數残つて居りますし、殊に宿題、研究問題等もありますので少し速度を早めたいと思ひます、どうか左様御承知を願ひます、三十六號。

○百四番(出口勇夫君小倉市) 此福岡市が今委員會に出席して居りますので之を後廻しにして戴きた

しと思ひます。

○議長(馬野精一君) それぢや後廻しに致します、福岡市、神戸市も目下委員會に出席して不在らしいでございます。

○九十六番(小川八二君門司市) 之は九州上水協議會を開いて一括して纏めて出したものですから、
○議長(馬野精一君) 提出者が福岡市と云ふことになつて居りますから責任者が居られなければ工合が悪いやうですが——御諒解があるのですか、それでは三十六、三十七は一寸後廻しに致して置きます、三十八に移ります。

〔書記朗讀〕

(三八) 水道事務従業者ノ生活ヲ安定セシムル爲共済組合ノ組織ヲ望ム
提出者 福岡市

理由 公益ヲ目的トスル團體ノ向上ト生活ノ保障ヲ希求シ安ンシテ其職ニ従事セシムル目的ニ依ル

○九十六番(小川八二君門司市) 私から提案の理由を説明致します、水道事務従業者の生活を安定せしめたいと云ふことは下級の従業員の爲に安んじて其職に従事せしめたいと云ふのであります、共済組合の組織は私から縷々申上げるまでもなく澤山の共済組合が出来て居るのであります、私の簡単に調査しました範圍だけで申しましたも先づ共済組合としては鐵道の現業員共済組合或は逓信部内職員共済組合と云ふやうな従事員共済組合とかと云ふやうな風に十五六もあります、其外にもまだあります、大きな工場とかには相當の共済組合を持つて居ります、各現業員の爲めに共済組合の組織を致して居るのであります、之等のものを見ますと、主に交通機關に従事して居る人とか通信事務に従事し

て居る人とか、電気瓦斯と云ふやうな方面の下級従事員に對して共済組合の方法が設けられて居るやうであります、尤も事業の範圍とか性質とか云ふやうなものは組合員の多少に依りましていろ／＼區々になつて居りますけれども、或は廢疾者の救助、疾病退職遺族給與、災厄給與、大きな組合になりますと又購買、貯金、貸付と云ふやうなものも設けて、相當に斯ふ云ふ従事員の生活の安定を計つて後顧の憂ひなからしめて専心従事し得るやうなことになるのであります、然るに此上水道の従事員は不幸にして共済組合の組織を持たないのである、之は洵に遺憾の次第であると思ふのであります、又一面變なお話でありますけれども、近頃出来ました法律なんか見ますと、法律學者でありませぬから考へ違ひかも知れませぬが、さう云ふものを見ますと、勞働爭議調停法と云ふやうなものを見ますと、あれは一種の詰り強制的——或る場合に於ては監督官廳に於て強制的に調停するやうなことになつて居るやうであります、交通機關通信機關に従事するもの或は水道、瓦斯の事業に従事する所の従業員は、詰り其強制法の適用を受けると云ふ一面に於てはさう云ふ公益の事務に従事する所の人は社會的に公益の爲に或る程度までは責任を感じさうして相當に義務を負はなければならぬと云ふことになつて居る、さう云ふ中に上水道が入つて居る、上水道の従事員は普通の公益事業の従事員と同じやうに、或る半面に於て責任を感じなければならぬと云ふ意味が含まれて居るに拘らず、其半面に於て利益、幸福の基礎となる共済組合の方で省かれて居ると云ふことになる、之は頗る片務的である、斯う云ふ水道従事員は不幸の状態にあるのであります、殊に是等の組合は素より既に官營としても澤山出来て居り、又民營としても相當發達して居るのでありますから、茲に水道現業員の主に下級従事員の幸福を増進すると云ふ意味に於て共済組合を作りたいと云ふ希望を持つて居るのであります、此御回答を見ますと御賛成の方も澤山あるのであります、尙此中にいろ／＼質問的のものがありますから、之に付て少しく申上げて置きたいと思ひます、大體に於きまして此組織の方法は餘り詳しく研究して居る譯ではないのであります、何せ之は非常に廣汎な複雑な問題であつて、實際に於て之を

作ると云ふことになりますと、例へば組合員がどの位集まるかと云ふやうなこともまだ確定して居らぬのであります、今出来て居りますものは組合員が三千人、五千人と云ふやうな小さいものはありますが、水道従事員と云ふことになると少くも數萬は出来得るであらうと思ふのであります、従つて組合も決して小さいものではない、其死亡率とか病氣の状態とか詳しい調査はして居りませぬが、大體に於て趣旨には御賛成のやうであります、之を大體に於てほんとうに、研究して行かなければならぬものと思つて居ります、併ながら方法としましては矢張組合員が一定の組合を組織しそれから同時に政府に給與金を出して貰ふと云ふことは到底出来ないであらうと思ひますから、之は經營者である所の組合員が相當の、給與金の百分の二とか三とか、従事員が又百分の三とか四とかと云ふやうなものを給料中から出してさうして相當の事業を營んで行くと云ふやうな方法にしたいと云ふ大體意圖であります、さう云ふ意味でありますから鳥取市の御質問になつて居ります水道従事員の少數を以てするよりも寧ろ市吏員全部を網羅する方が組合の實績を擧げる上に於て効果ありと認めると云ふお説は御尤もでありまして、組合員が多いことは此上もないのであります、今申上げますやうに公益を主として従事して居る人に依つて之を救済すると云ふことが半面の目的でありますから、之は先づ水道従事員の範圍に限つて置くのが必要であらうと思ふのであります、それから秋田市より趣旨は賛成であるが實行不可能と認める、案文の提出を望むと云ふこととあります、只今申上げますやうに詳細の従事は研究して居りませぬ、實行不可能と云ふことはどう云ふ程度のものでありますか知りませぬが、實行すると云ふことになれば澤山例もありますから左程困難はないと思つて居ります、又組合員の範圍を書記にするとか傭人にするとか雇員にするとか、大體に於て實行困難であらうと云ふことが各市の御意見の中に含まれて居るのでありますけれども、方針が定れば左程實行不可能でもない、斯う思ふのであります、どうかさう云ふ趣旨でありますから蒲場の御賛成を得たいと思ひます。

○二番(仲田聰治郎君東京市)

此水道事務従事員の範圍を提案者にお尋ね致したい、どの程度のもの

先づ原則とするか伺ひたいと思ひます。

○九十六番(小川八二君門司市) 之は先づ備員級の範圍にしたいと云ふのであります。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 此問題は各地にいろ／＼事情がございます、其趣旨の點に於ては只今お話になつた如く賛成の方も大部分であります、趣旨は良くても實行が不可能であります、東京市は矢張同感であります、東京市の如きは電氣部に共済組合があります、確か一般會計の中にはないのであります、さうして茲に分れて居るものを調査致しまして、さうして全部を纏めて共済組合を作りたいと云ふことが今調査中に屬して居ります、此水道の従事員だけを切り離して別につくるとすると水道經營者なるものは自治體である、さうすると共済組合の組織が二つになる、大體に於て共済組合に加入することに付てはいろ／＼方法はありませうけれども、さうすると市の一般會計に屬して居るもの、共済組合を作つて、又別に茲に作ると云ふことは、幾つあつても相當組織が宜かつたならば無論宜いと思ひますが、どうも實行が困難ではないかと思ひます、之に付ては各市とも相當御意見があることと思ひますから、各市の忌憚なき御意見を伺ひたいと思ひます。

○九十六番(小川八二君門司市) 東京市のやうな大規模の所では獨立して共済組合を組織して居られるかも知れませぬ、電氣だとか水道だとか云ふやうな團體が二つも三つもある所では別々に獨立して共済組合を作つて居られるかも知れませぬ、併し私は茲に水道の従事員が團結して之を作る必要を認め、何故かと云へば、同じく公益を目的とする水道の従事員が、其經營市が大きい爲に共済組合を作つてさうして救済する、其外の市は經營が小さい爲にさう云ふものを設けることが甚だ不可能であると云ふことは、之は水道従事員の大體の上から見て甚だ不公平である、さう云ふことは先づ可能性のある方も小さい所に御同情を願つて、さうして團結して大きな組合を作ると云ふことが必要ではなからうか、又組合の従事員から申しましたも、申すまでもない小さい組合は危険率が多い、例へば或る地方で、東京なら東京に震災が起る、或は流行病があつた場合には此組合は危険がある、之が全

國的に亘つて居ればそれが詰り持ち耐へられる、それ故に共済組合は其範圍が廣く又會員が多いと云ふことが必要である、斯う云ふ意味合から申しますと、各市に於て既設の組合又は之に似寄りの組織に係るものがあるやうに聞いて居りますが、どうかさう云ふものは研究の結果に依りましていろ／＼方法があると思ひます、さう云ふ理由の許に此全國的の共済組合をやめると云ふことは甚だ不合理であるやうに思ふのであります、宜しく會員諸君の御賛成を願ひたいと思ひます。

○七十七番(向井國次君尾道市) 私は本問題に付きまして必要は必要であるけれども尙早しと云ふ意味を以て實は否決したい、併ながら本問題は社會政策の一つでもあるし、問題としては悪い問題ではないからして、私は此問題は重要な問題でもあり、又市には非常に關係があると思ひますから、福岡市は居られぬから門司に相談致します、之は一つ延期になつたらどうです、斯う云ふことを相談したい、宿題にでもして尙各市に歸りまして研究も致しませうし、又此處にお集りになつて居られる方の未來に於て水道を設置される準備の市もあらうかと思ひますから、其意味に於きましては之は否決は致しませぬけれども保留して置いて延期されたらどうかと思ひます、御相談致します。

○九十六番(小川八二君門司市) 延期したらどうかと云ふお話であります、共済組合は只今申しますやうに、官民共に非常に普及致して、今日では健康保険法と云ふものゝ制定もありまして、下級労働者が病氣其他の場合に於ける救済方法と云ふものが非常に重要な事柄として總體に之が組織せられて居るのであります、各市相當に備員級の救済規程が設けられて居るかどうか知りませぬが、私の知つて居る範圍では吏員一般の救済方法はあるやうでありますけれども備員級の救済方法は無いやうであります、之を見ましても此共済組合の組織が必要であると云ふことは當然のことではないか、斯う思ふのであります、尙ほ之に付て尙早なりとして之を延期すると云ふことは時勢に鑑みまして如何か、斯う云ふ考へを持つて居る次第であります。

○四十九番(渡邊素夫君濱松市) 各市町村の自治團體には獨り水道に關する備員級の者ばかりではない

のであります、外にも之に相當する所の土木工夫それから又衛生上の諸般の工夫、塵埃焼却其他の備人級の者が澤山あるのであります、同じく自治團體にさう云ふものが澤山あるのに、其中の獨り水道事務に従事する所の下級備人だけの共済組合を組織すると云ふことは、統一を缺き偏頗に流れ行くだらうと思ふのであります、さう云ふものも一緒に合せて共済組合を作ると云ふことならば此時代に於て適應すると思ふのであります、唯獨り水道事務に従事する者のみを以て共済組合を組織すると云ふことは自治體の現在の事情としては甚だ困ることになるだらう、斯う思ふのでありますから本問題には私は反對を表するものであります、唯本問題の御希望の意思を諒承して尙ほ之は研究する位に止めて置きたいと思ふのであります。

○九十六番(小川八二君門司市) 自治團體たる市に於ては土木、衛生、等相當之に該當する事業もあるから、單に水道だけと云ふことは困ると云ふ御趣旨は至極御尤ものやうに思ひます、併ながら之は上水協議會の一員として提案致したものであります、之を市長として御覽になると四十九番は御尤もてあります、私共は水道事業の發達を計り、水道事業關係者の幸福を増進すると云ふことを目的として之を提案したのであります、爲に單に上水道従事員と云ふことにしたのであります、さう云ふ土木とか衛生と云ふやうなものは別途に御研究を願ひ本問題には御賛成を願ひたいと思ひます。

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 私も本問題は時代に適應したる適切なる施設と考へるのでありますけれども、此實行は甚だ困難であると思ひます、故に私は七十七番のお説に賛成を致しまして宿題とせられんことを希望致します。

○九十六番(小川八二君門司市) 多數の御意見を承りまして大體よく分りました、それでは宿題と云ふことにして異議ありませぬ。

○議長(馬野精一君) 提案者の方で宿題として保留して置きたいと云ふお話であります、如何でございますか、宿題として残すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 満場御異議ないやうでございますから宿題として残して置きます、次には三十九

【書記朗讀】

(三九) 上水協議會機關紙トシテ月刊雜誌ノ發行ヲ望ム

提出者 福岡市

理由 會員相互ノ意思ノ疎通ヲ計リ水道事務ノ研究ニ資スル爲

○九十六番(小川八二君門司市) 三十九號の提案の理由を申し上げます、之は會員相互の意思疎通の機關と致しまして機關雜誌を作りたい云ふ希望であります、此水道に於きまする雜誌の發行は只今まではまだ無いやうに考へて居るのであります、之は水道關係者が技術方面なり或は實際のいろ／＼の經驗等の御研究の結果を發表すると云ふことは非常に重要なことであります、尤も本會はありますけれども、之は年に一回位寄るのであります、短い期間の間に議事を進行せしめると云ふ關係から、萬遍なく意思の疎通をし意見の交換をすると云ふことは出来ないものであります、それでありまして一ヶ月一回位の月刊雜誌を發行して互に意見を發表すると云ふことは非常に必要なことであらうと思ふのであります、又規程の改正の如きも、使用料或は使用條例の如きものにしなくても、各市のものを綜合して見ますといろいろ異つた特徴があるやうでございます、さう云ふものを改正せられた都度發表になり其理由等承ることが出来ると各市にそれが参考になる、斯う云ふ理由をもちまして機關紙を發行したいと云ふ希望であります、發行に對しては賛成の市が多いやうであります、其經費の點がどうかと云ふやうないろ／＼のことがあるやうであります、私の想像に依りますと、是だけの會費が先づ責任部數を負擔して貰ふ、或は五部とか七部とか云ふやうなものは如何なる小さい所でも

之は必要であらうと思ひます、例へば淨水池がありますとか貯水池と云ふやうなものもあります、いろ／＼の關係で一部宛備へ付けても、それ等のものに責任部敷を取つて貰ふと云ふことになり、五百や千のものは出来るであらうと思ひます、さうするとそれに依つて先づ、人を使ふと云ふことにしましても一人か二人で足りる、相當會員が投稿せられて、材料が集れば非常に澤山の經費をかけて機械等を備へなくても之は經營が出来はしないかと思ふのであります、又一面經費の一部として水道用品の廣告のやうなものを取ると云ふことも差支へないやうに思ふのであります、斯う云ふことで計畫しましたならばさう非常に澤山の經費を費さなくても出来やしないかと思ふので之も會員諸君の御賛同を得まして實現させたいと思ふのであります。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 御趣旨には至極賛成であります、矢張相當の機關と經費を要することであつて、今俄に實現すると云ふことになれば一寸困難が伴ふことであらうと思ふのであります、就きましては最近東京に於て「水道」と申す雑誌が發行されることになつたのであります、此雑誌を本協議會と何等かの關係を結んで、或は何等かの補助を與へるとか何かの條件を以て此雑誌を利用することにしたら如何かと思ふのであります。

○九十六番(小川八二君門司市) 「水道」と云ふ雑誌が何でも九月に創刊號が出て居つたやうであります、それ此問題を私共が九州の上水協議會に提案しました時は四月でありましたからまだ此「水道」と云ふ雑誌が出て居なかつた以前であります、此問題が出ました後で「水道」と云ふ雑誌が出たのであります、それでまづ一面に於て私共の希望の一斑は達せられたことになりまして此點は多少悦ぶ次第であります、併し此上水協議會の機關雜誌として發行すると云ふことになると矢張相當の責任を感じなければならぬ、隨て原稿を送ると云ふことに付きまして責任を感じてどうしても出さなければならぬと云ふやうになると思ふのであります、一體技術上の事なり私共の仕事は忙しいものでありますから、相當の價值ある研究材料がありましたもなか／＼筆を把て原稿にすると云ふことは臆劫であり

ます、それが相互の機關として雑誌を經營することになると、其處に責任を感じて来るから筆を執らなければならぬと云ふことになつて来る、其發表が非常に有益なものであるに拘らず臆劫な處に發表しないと云ふやうなことが種々あるやうに思ひます、「水道」と云ふ雑誌も結構な雑誌でありまして利用したいと云ふ考へもありません、矢張他の經營でありますとさう云ふ責任、義務を感じないものがありますから、それよりも寧ろ上水協議會の機關紙として發行する方が宜いかと思ふのであります、二つや三つの雑誌があつても少しも差支へないと思ふのであります。

○議長(馬野精一君) 書面の御回答では御賛成の市も多數にあるやうであります、尙ほ雑誌發刊に付ての具體的の計畫を承りたいと云ふ御希望の市もあるやうであります、大分は大きい問題でもありませんからもう少し御審議を願つたら如何かと思ひます。

(「後廻し」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 後廻しと云ふと宿題の意味でありますか、或は明後日でも更に審議したいと云ふ御意見でありますか。

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 具體的のお考へがありますれば承りたいのであります。

○九十六番(小川八二君門司市) 具體的と申しましたも、雑誌發行に對しましては先づ原稿を集めてさうして之を編輯する人が取捨して適當に按排すると云ふより外に具體的の方法はないやうに思ひます、又實際に於て之をやると云ふことになり、責任者を得て、さうして一人なり二人の者を雇ひましてさうして其人に經營させると云ふことにも致します、さう云ふことにしてやりますれば實際に此經營は六ヶ敷いことにはないと思ひます、又さう云ふことにすると私共の考へは非常に多大の負擔をしないでも雑誌代で行けはしないかと思つて居る次第であります、何せ上水協議會に多大の經費のかゝるものならば困難であります、それが不利益になることであるならば困難であります、……

○議長(馬野精一君) 別に御反對の聲も無いやうであります、満場本案に御賛成でございますか。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 本問題は豫算の關係もありますから御賛成を得ましても豫算がないと實行不可能でありますからして其邊は御考慮を願ひたいと思ひます。

○九十六番(小川八二君門司市) 實行不可能と云ふのは如何なる點が實行不可能であるか、詰り原稿が集ればそれを印刷屋にやつて印刷して製本すると云ふことで宜いやうに思ふのでありますが、併しなから之は東京邊りて進んでやつて戴かないと地方では困難でありますから東京にお願ひしたいと思ふのであります、どう云ふ點が實行不可能であるか。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 今實行不可能と申し上げましたのは本年度に於て實行が不可能と云ふのでありまして、御承知の通り上水協議會の豫算を編成しまして豫算を執行致します爲に此會議に於きまして大正十六年度豫算は議決されました、此問題が決定になりますと之に従つて歳入出の豫算が必要であります、豫算が伴ひませぬと實行が出来ませぬ、斯う云ふ意味でございます、此問題が實行不可能と云ふ譯ではございませぬ、豫算の關係があるから本年度は不可能だと申したのであります。

○九十六番(小川八二君門司市) さう云ふ事情關係は無論あります、今直ちにと云ふ意味ではありませぬ、大體に於て斯う云ふ計畫が善いか悪いかと云ふことを聞きたい、さうして將來斯う云ふことをやると云ふことであればそれで結構でございます。

○議長(馬野精一君) 大體斯う云ふ譯でございます、趣旨に於ては全部御賛成であります、斯う云ふ具體的の計畫を立てるのには上水協議會の理事の方に御計畫を立て、戴かなければならぬから、それに伴ふ豫算其他を理事の方でお定めを願つて一般にお諮りを願ふことになるのであります、要するに提案者としては趣旨に於ては御賛成であると云ふ満場一致決議になれば宜しいのでございますか。

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 本問題は趣旨に於て賛成であると云ふことにして、さうして之が實行するや否やと云ふことに付ては、理事に於て相當調査しまして、さうして本會に必要と認めましたならば諮ると云ふことにして此儘本案の趣旨には賛成であると云ふことで終りたいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 只今の八十一番のお説は至極御尤もであります、八十一番のお説に全部御賛成でございますか。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 只今八十一番のお説は私は御尤もと思ひますけれども、理事に於て具體案を作りましても、又理事の方と致しましても果して其具體案が御希望に副ふかどうか分りませぬし、非常に責任が重いこととありますから、どうか具體案は調査委員を設けて、さうして一年間其案を調査しまして、それを持寄つて理事の方で集めて之を研究する、其爲に理事ばかりでなく、理事以外の調査委員を七名ばかり設けて具體案を作つて、それに依つて大體の案を立てると云ふことに御訂正を願ひたいと思ひます、満場の御同意を得たいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 之は何てすね、委員を設けたり致しましても其委員が寄つて御相談するには相當の時間が掛ることと思ふのであります、如何でございますか、理事に全部お委せすると云ふことでございますが、理事の方で全部の御計畫をお立てを願ふことになりませぬか。

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 私の申しましたことは本年度直ちに之を實行すると云ふ趣旨ではないのであります、本年は趣旨には賛成することに致しまして、後年に於て相當本問題に付きましては材料の蒐集、經濟上の關係等を考究し、而して適當なりと認められた場合に於て本會に諮る、豫算を計上して諮ると云ふことに致したら此問題は解決すると思ひます、其趣旨でありますから只今委員を設けずに本案は決定したいと思ひます。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 八十一番のお説の通り必要であるならば今後に於て相當研究して理事に於て調べると云ふことに賛成致します。

○議長(馬野精一君) それでは八十一番の御意見に依りまして、理事の方で具體的方法を定めまして、さうして次の上水協議會にお諮り致しまして、其際適當なる御審議を願ふと云ふことに致しまして、

今回は満場一致趣旨に於て賛成すると云ふことで決議を致して置きたい、斯う云ふ譯でございますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 満場御異議ないやうでありますからさう云ふことに致します、本日は是て散會を致します。

午後零時十分 散會

十月十四日午前九時二十八分 開議

○議長(馬野精一君) 只今から開會を致します、一昨日四十號まで終了致して居りますので本日は四十一號からであります。

〔書記朗讀〕

(四一) 協定上水試験方法ニ關スル件

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 第四十一番の問題は宿題の二の協定水質試験法改正に關する件と同一であります、それで今委員會が開かれて居りますから其席上で申上げたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 宿題の二は目下委員會が開催中でございますが、四十一號も同じ委員に御附託を願ひたいと云ふ御希望なんでございますか。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 此問題は今委員會が開かれて居りますから其席上で申上げたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) さう致しますと此議場で審議する必要がない譯でございますね。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 此議場で審議する必要を認めないのであります。

○議長(馬野精一君) 承知しました、それでは四十二號に移ります。

〔書記朗讀〕

(四二) 「ラジオ」受話装置ノ一端ヲ地中ニ埋設スル代リニ往々給水装置ニ取付クルモノアリ之ヲ禁止スヘキヤ

提出者 神戸市

說明

近來「ラジオ」ノ普及ニ伴ヒ受話装置ノ一端ヲ地中ニ埋設スルノ工事ヲ省略シ給水装置ノ一端ニ取付クルモノ往々アリ「ラジオ」加入勸誘者モ亦之ヲ宣傳ス此装置ニヨリテ鉛管竝ニ鐵管ノ受クル影響ニ付調査セラレタルコトアラハ承知シタシ若シ何等ノ影響ナシトスルモ絶對ニ禁止スヘキヤ之ヲ禁止スヘキモノトセハ其取締方法

○十九番(關源三郎君神戸市) 本問題に付しましては各市のお答がありまして、其御答に感電の恐れがあるかと云ふ多數の御答であります、然らば此取締方法を如何にして取締るか云ふことのお答の中で福岡市、名古屋市、京城府、此三市の取締の方法をお聞かせを願へましたら結構と存じます、又併せまして感電の恐れがあると云ふお答の中に於きまして、それ〴〵技術者が研究したものであるか、お判りになりましたら拜聴致したいと思ふのであります。

○五番(馬場收治君名古屋市) 名古屋市に於きましては茲に御回答に「給水用器に感電の恐れあり故に禁止する方可なるべし」と云ふ中に入つて居りますが、實際に於ては盛に取付けて居ります、何等かの方法で取締る積りでありますが、未だ纏つた取締方法が立つて居りませぬ、又一面之がどの程度までの實害があるかと云ふことを學者なり實際家に就て聞いて見ましたのであります、どうもさしたる實害はないと云ふやうなことにも聞いて居りますので、自然其取締方法と云ふことも遅れ勝ちにな

つて居るのであります、別段纏つた材料を持つて居りませぬ、左様御承知を願ひます。

○百七十番(多田陸吉君京城府) 「ラヂオ」の地中線に付きましては、當京城にも「ラヂオ」の建設が方々
にありますが關係上、地中線を給水用具に結び付けて居られる向もあります、只今五番からお話の如く
此方でも研究した譯ではありませぬが、唯雷鳴或は落雷の時に偶々感電する恐れがあり得べきであら
うと云ふやうな考を以て水栓に取付けることは危険である、不可であると云ふことを茲に御回答申し
た次第であります、であるからしまして進んで取締上の研究はまだ致して居りませぬ、左様御承知を
願ひます。

○十二番(古谷一丈君函館市) 私の方の市に於きましては現在「ラヂオ」は餘りありませぬ爲に其影響
等に付きましては十分調べて居りませぬ、併ながら之は將來に至りましては非常に多數になりまして
随つて其結果も可なり重大になるやうに考へます、そして是に付きまして私共の如き小市に於きまし
ては十分なる調査を致す機關等もありませぬ、それで提出者に於て御賛成を得之を適當の委員に附託
されました、其影響等を調べ又併せて取締方法を考究せられたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 只今十二番から適當なる委員に附託して御審議が願ひたいと云ふ御希望がありま
したが十九番如何ですか。

○十九番(關源三郎君神戸市) 此問題は今後に於きまして非常に發展することと思ひますが故に、之を
只今十二番のお説の如く調査委員に附託しまして研究する方が最も必要であると思ひますが故に、相
成べくは多數の御賛成を得まして委員に附託したいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御賛成の聲があるやうでございますが、本問題は特別委員に附託して御審議を願
ふと云ふことに付て御異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 滿場御異議ないやうでございますから特別委員に附託致します、委員の數は如何
致しませう。

○十二番(古谷一丈君函館市) 委員の數は十名と致しまして議長より御指名を願ひます。

○議長(馬野精一君) 委員の數を十名として議長指名と云ふことにして貰ひたいと云ふ御提議ござい
ます、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでございますからそれは委員の氏名は後刻御報告申上げること
に致したいと思ひます、それでは次に移ります、四十三號

[書記朗讀]

(四三)

給水栓ヨリノ漏水ニ對シ通知ヲ受ケ修繕スルニ至ル迄需用者ニ於テ止水栓ニ

觸レス應急防禦ノ方法ナキヤ併テ各市ノ取扱振承知シタシ

説 明

「ケレツプ」ノ磨損ニヨリ漏水ノアリタル場合通知ヲ受ケテ修繕スルニ至ルマテ
多大ノ時間ヲ要シ此間多量ノ上水ヲ流出セシムルコトアリ此場合ニ需用者ニ於
テ應急的防禦ヲ施シ得ハ實ニ双方ノ便益ナル而已ナラス上水ヲ保有スル經濟上
ノ利益アリ之ニ付キ應急的手段ヲ講究セラレタルコトアラハ其手段方法

○十九番 關源三郎君(神戸市) 本問題は多數お答がありました、此中「市中」の方に
お願ひしたのであります、堺市は「布又は繩等を以て給水栓を締付ける方法を探りつゝあり」と云
ふこととありますが、之は豫め其方法を市民全體の需用者に向つて喧傳するものであるか、あるとす
るならば其喧傳の方法を御伺したいと考へます。

○議長(馬野精一君) 堺市は御出席がないやうでございます。

○十九番(關源三郎君神戸市) 御出席がなければそれで宜しうございます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから次に移ります、四十四號

〔書記朗讀〕

(四四)

乙カ甲ノ設備ニ係ル給水管ヨリ承諾ヲ得テ更ニ給水管ノ延長若クハ分岐ヲナシ給水ヲ受ケツ、アリタル際甲カ給水ノ廢止竝ニ給水管ノ撤去ヲ要求シタル場合乙ノ給水ニ支障ナキ様處スル各市ノ取扱方法承知シタシ

提出者 神戸市

説明

乙カ甲ノ給水管ヨリスルカ若クハ甲ノ土地(使用地)ヲ通過スルニアラサレハ給水管ヲ設置スルコトヲ得サル場合ニ甲カ給水ノ廢止竝ニ給水管ノ撤去ヲ申出テタル際市ハ乙ノ給水ニ支障ヲ來スノ故ヲ以テ之ヲ拒ムコトヲ得又茲ヲ以テ本市ノ條例ニ於テハ此場合ニ甲ハ五日以内ニ乙ニ通知スルノ義務ヲ負ハシメ乙ハ此五日間ニ何等カノ手續ヲ爲サ、ル時ハ給水ヲ廢止シタルモノト看做ストノ規定ヲ設ケタリ然ルニ乙ハ給水ノ廢止ハ困惑アリサレハトテ他ニ適當ノ方法ナキヲ以テ如何トモスル能ハス斯カル場合ニ各市ハ乙ノ爲ニ如何ナル處置ヲ執ラル、ヤ實況承リタシ

○十九番(關源三郎君神戸市) 本問題に付きましては多數のお答がありますのでそれで満足致しました。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから次に移ります、四十五號

〔書記朗讀〕

(四五)

鐵筋コンクリート給水栓ヲ使用シタル所アラハ其ノ成績承リ度シ

提出者 關東

○百二十三番(澤口留藏君關東廳) 本問題は御書面に依りまして多數の御回答がありましたから之で結構でございますが、一寸山形市の方に伺ひたいと思ひます、山形市に於かれては最初鐵筋「コンクリート」の給水栓柱を使用したか、柱内の鉛管破裂の爲に修繕に困難であるので鐵筋「コンクリート」栓柱を廢して木栓にしたと云ふこととありますが、其狀況を今少し詳しくお話を願ひたいと思ひます。

○六十番(畔柳安仲君山形市) 山形市に於きましては最初に鐵筋「コンクリート」栓柱を用ひまして約二年程経過致しましたが、山形地方は寒氣の爲に氷結致しますので、それが爲に鉛管が破裂する場合

があります、其場合に修繕を加へるのに一々「コンクリート」管を掘り起して修繕すると云ふことになりまして、其間非常に困難を感じます、其爲に「コンクリート」管はやめにして木管にしまして、上の方の「サック」を取ればすぐ其處から熱湯を掛けて鉛管の修繕をすると云ふ便がありますので、唯鉛管破裂の場合に於て不自由を感じた爲に、今では「コンクリート」管は廢して——山形地方の溫度は極寒になりますと十度若くは十四五度位まで降ることがありますので、毎年七八十の鉛管破裂は定つてあります、それが爲に修繕に困難を感じると云ふ點からそれを廢しまして木管にしました譯であります。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから次に移ります、四十六號。

〔書記朗讀〕

(四六)

量水器ノ防凍装置ニ付各地ノ保護方法竝其成績承リ度シ

提出者 關東

○百二十三番(澤口留藏君關東廳) 四十六の問題もいろ／＼御回答がありましたのでそれに依つて満足致しました。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから四十七に移ります。
〔書記朗讀〕

(四七) 水道用地ノ内空地ノ利用方法ニ付テ各地ノ施設振承リタシ
提出者 名 古屋 市

○五番(馬場收治君名古屋市) 一寸議長にお願ひしたのであります。今議題になつて居ります以外のことをご一歩後戻りして恐入りますが、私委員会に出席して居りました間に三十七、八、九、四十、是等が済んだやうに今朝伺ひましたが、此三十七、八、九と云ふ問題は多少異例もあるし、又實現致しと相嘗豫算も伴ふものやうに考へて居りましたが、どう云ふことに之は決定になりましたか、甚だ恐入りますが一寸お開せを願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 三十七は後廻しになつて居ります。未だ審議が出来て居りませぬ、三十八は問題が重要案件であると云ふので宿題になりました。三十九は原案が可決になりました、併し直ちに雑誌を發行すると云ふ譯ではなく、雑誌の發行に付ては之には相嘗豫算も伴ふ譯でありますから、來年の協議會まで理事の方で具體的の計畫を定めて來年の協議會に於て其案に付て更に審議をすると云ふことに決定になりました。

○五番(馬場收治君名古屋市) 此三十八の水道事務従業者といふのは、之は現業員、職工とか工夫とか云ふものゝ義でありますか、或は吏員をも含んだ範圍でありますか、さうして假に致すにしましても其組合を作ると云ふことになれば少くとも上水協議會の會員全員通じての組合と云ふことになるのでありますか、其點がどう云ふことに審議されましたか。

○議長(馬野精一君) 三十八は宿題になつて居りまして其處まで立入つて審議が出来て居りませぬ、來年の協議會に審議されることになるだらうと思ひます。

○五番(馬場收治君名古屋市) 四十七番は各市より御回答に接しまして裨益する所がありました。私

共の方のは送水線路が約七里以上に亘つて居りまして、其間に三間通の兩側に空地があります。之は最初沿道に於て田圃の水が滲り出ると云ふやうなことの爲に安全地帯として三間幅兩側に取つたやうな譯でありまして、相當長い間に亘つて空地があります。前年柳行李の原料になる杞柳と云ふものを栽培致して護岸の根固め旁々収益を計つたのであります。此杞柳の販路は至つて狭いものであります。何等収益として見るべきものがないので、實は此方面は養蠶の非常に盛な所でありまして、明年度以後は十數町歩に亘つて開墾して桑でも栽培したらどうかと云ふやうなことを考へて居つたのであります。此際に若しそれ以上何か變つた有益な事業であると云ふことであるならば伺ひたいと思つたのであります。御回答に依りますと、或は植林をするとか或は貸下げをするとか云ふやうなことの範圍であります。若し御回答以外に於て先程申上げましたやうな趣旨に適當した事業がありますならば此際お洩しを願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 別に御意見がないやうでありますから書面だけで御承知を願ひたいと思ひます。
次四十八號。
〔書記朗讀〕

(四八) 特別會計ヲ以テ水道ヲ經營セラル、市又ハ町ニ於テ毎會計年度ノ損益計算書ヲ作成シ投下資本ニ對スル収益歩合ヲ明瞭ナラシムル制度ヲ設定セラル、向アラハ其ノ内容承リタシ
提出者 名 古屋 市

○五番(馬場收治君名古屋市) 之は茲にある通りであります。水道事業は多く特別會計を以て整理されて居るやうであります。それで唯毎年の歳入出豫算の決算では實際に於て建設費と申しますか或は投下資本に對する収益の歩合の狀況が明瞭になりませぬので、手前の市に於きましては此一年ばかり以前から研究して居りますが、どうも商會社の如くやる譯に行きませぬ事情もありますのでまだ實

現の運びに參つて居りませぬ、此機會に於て御回答下さつた書面の上ではまださう云ふ制度を御採用の市は無いかのやうでありますけれども、若しそれ以外の扱ひに於て御教示が願へますやうな向きが
ありましたら願ひ致します。

○九十八番(上田研介君福岡市) 本問題は至極適切な問題であると云ふことを私は考へて居ります、福岡市は茲に希望を述べて置きました、名古屋市に於ては御研究中であると云ふことであります、相常腹案があることと思ひます、此際お聞かせを願へれば非常に參考になることと思ひます、御意見の御發表を願ひたい。

○五番(馬場收治君名古屋市) 稍々纏つた案は出来て居るのでありますが大分浩瀚に亘つたことでありますから此際申上げると云ふことも差控へさせて戴きまして、後刻書面でも差出して御批判を願ふと云ふことで御諒承を願ひたいと思ひます。

○九十八番(上田研介君福岡市) それで結構でございます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから次に移ります、四十九號。
〔書記朗讀〕

(四九) 量水器毎時ニ於ケル最大最小排出量及誤差ニ對スル標準ヲ定ムルノ必要ナキヤ

提出者 名古屋 市

○五番(馬場收治君名古屋市) 量水器の毎時に於ける最大、最小及中流の排出量及之が指針の誤差等は實際の取扱ひと致しましては取扱はれる所の各所に於て區々になつて居るかの如く承知致して居るの
てあります、私共の市に於きましては最大は二千七百リットルとありますけれども、容器が餘り大
きいのでありますから之れを五百リットルと致したのであります、さうして最小は百リットルと
云ふことになつて居りますが、毎時の誤差と云ふものは度量衡の量器百分の五に對する百分の三と云

ふことになつて居るのであります、之に依つて仕様書を作りまして購入致して居るのであります、開
く所に依りますと、京都市、大阪市に於きましては此誤差が百分の二であると云ふやうに仄聞致して
居るのであります、さうして最小の流量の如きは針が動けばよいと云ふやうな程度に認められて居
かの如くに承知致して居るのであります、其他私の承知致させぬ部分に於きましては千態萬様であ
らうと思ひますが、斯う云ふ具合に規格が統一されて居りませぬ結果と致しまして、仕様書を作り
ますに付ても非常に煩雜であります、のみならず量水器の製造業者は一定の規格に該當して居るもの
を豫め拵へて、設備して置くことと云ふことが出来ずならば、工場比較的閑散な場合に於ても職工を
遊ばさずに製造して置くことと云ふやうな便宜も得られますし、突嗟の場合俄に澤山の註文を受けまして、
組製濫造と云ふやうなこともありますまいが多少技術の上に於て缺ける所があると云ふやうな場合に
於ては、註文します水道經營者がそれだけ事業の進捗を阻害されることになり、故に將來契約締
結等に於ても此規格統一と云ふことが適當ではないかと思ひます、又規格を統一すれば生産費が下つ
て幾分なりとも安くなると云ふ傾向を持つて居りますが故に、此兩方面から致しまして出来得るなら
ば量水器の最大、最小の流量及び毎時に於ける誤差なりを、適當なる審議を経まして先づ一定の上水
協議會の規格と云ふやうなものを相當權威ある所の學者又は實際家に依頼致しまして、さうして之が
實現を期すると云ふことは必ずしも徒爾でないかと考へますので提案致した次第であります、一應御
審議の上相成べくは御賛成を願ひ致したいと考へて居るのであります。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 量水器の誤差と云ふことに付ては實際検査致しますと云ふとなかなか
多いのであります、殊に壓力が七十ポンド以上になると羽根の廻る回数よりも水の出る方が先に走
ると云ふやうな傾向が有りました、又一列に十個以上繋ぎますと入口の方よりも出口の方が回数が餘
計廻ると云ふやうな傾向があるのであります、此等の場合に處して誤差の程度を如何に定めるかと云
ふことは水道に従事する者の最も考慮を要する所であらうと思ふのであります、私は實は今日まで此

協議會に於て誤差の指定がないのを甚だ遺憾に思ふて居つたのであります、是非此誤差の程度を此協議會に於て定めて戴きたいと思ふのであります、就きましては十一名位の委員を挙げまして議長指名で然るべく御決定を願ひたいと思ふのであります。

○百四十七番(安部源三郎君長岡市) 一寸伺ひますが、此量水器の誤差と云ふのは量水器を買入れる時に検査する其標準でありますか、それとも料金を取る時の誤差でありますか、或はそれを同様に正しく取扱ふ意味でありますか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 提案の趣旨は量水器を製造業者から購入致します場合に於ける誤差のことを申したのであります、給水量を徴收致します際に、使用者の方から量水器に故障があるから見て呉れと云ふやうな場合に於ては、若し量水器に百分の三以上の誤差があれば其分に付ては前回の點檢以後次回の點檢までの分を免除してやると云ふこともやつて居りますけれども、此問題として提案致しましたのは専ら購入する場合に於ける誤差と云ふことに御承知を願ひたいのであります。

○議長(馬野精一君) 先程六十六番から委員設置説が出て居りますが如何取計ひませうか——五番の御意見は如何でございますか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 私はさう云ふことにお取纏め願へれば非常に満足であります。

○議長(馬野精一君) それでは四十九號は十名乃至十一名の特別委員に附託して御審議を願ふことに致したいと思ひますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでありますから左様取計ひます、委員の選舉は如何致しませう。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 議長の指名に願ひます。

○議長(馬野精一君) それでは委員は議長指名と云ふことに致します、尙ほ委員の指名に付きましては後刻改めて御報告申上げたいと思ひます、それでは次に移ります、五十號。

〔書記朗讀〕

(五〇) 制水機排氣機ノ規格ヲ定ムルノ必要ナキヤ

提出者 名古屋 市

○五番(馬場收治君名古屋市) 此制水機と云ふことはお取扱きを願ひます、排氣機の規格を定むると云ふことに變更を願ひます、之は別段に私から御説明申上げる程のこともないと思ひます、どうぞ相當御審議を願ひたいと思ひます。

○九十八番(上田研介君福岡市) 本問題に對して提案者にお尋ねしたいと思ひますが、唯規格を定めるのみであつて排氣機の研究と云ふことはお考がないのでありませうか、もう少し十分なる研究をして、根本的の排氣機を有效ならしむると云ふことを根本として規格を定めると云ふお考へてありませうか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 無論規格をお定め下さるに付ては其前提と致しまして相當の御研究をお願ひせなければならぬことと考へます、相當研究を重ねましてさうして必要ありとせば此規格と云ふことに及ぶと云ふことにお願ひ致したいと思ひます。

○九十八番(上田研介君福岡市) 之は私は先日來申上げて置きました、排氣機が今日の物は大抵設備構造が略々昔の式に倣ひまして採用されて居るやうでありまして、實際に於ては活用されない排氣機が澤山あるのは各市に於て御研究になつてよく御存知であらうと思ひますが、願くは今申上げましたやうに茲に十分なる博士も居られることとありますから御研究を願つて、實際に於て排氣上故障の無い非常に理想的のものを御提案下さいましてさうして將來永久的に規格を御決定になることを特に私は希望して置く次第であります。

○五番(馬場收治君名古屋市) 御研究と云ふ話が出ましたが、私は技術の人間ではありませぬが、最近今月七日でありましたか、三十六時と二十時の交叉致して居ります所に一つの排氣機があつたのであ

りますが、其三十六吋と二十吋の接合部に於て漏水がありました、而もそれは名古屋市の一等地と目する、廣小路本町の交叉點で交通も多い所でありますが、其工事を致しました際に附近にある排氣管の蓋を取りました、所が其排氣管の上に約五寸乃至六寸位は體にあつたらうと考へますが、極く質の細かい泥土が、數年若くは十數年の中に蓋の極めて小さい穴から入りまして、それが蓋に密着するまでになつて居りました、無論さう云ふ状態でありまして空気が其處から出ると云ふことは出来なかつた事實があります、それが私の出發の前日のこととあります、素人の目撃でありますが一吋御參考までに申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 一寸五番にお尋ね致しますが、之も必要の有無を決定するのでありますから、何等かの方法を講ぜなければならぬと思ひます、如何ですか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 御賛成がありましたら之も四十九號と同一のお取扱ひが願ひたいのであります。

○議長(馬野精一君) それでは五十號と四十九號と同一の委員に附託することに致しましては如何ですか。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 之は委員附託と云ふことにせず、昨年本會が工學會に制水瓣の規格の決定を依託せられましたから、之と同様に併せて工學會の方へ御委託になつては如何かと思ひます。

○五番(馬場收治君名古屋市) 矢張り制水瓣に關聯致して居ります排氣管でありますから、只今宇和島市のお申出の如く工學會の方に委嘱すると云ふことが前後の連絡關係上適當と認めますからお差支なくばさう云ふことに願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) それでは排氣管の規格に付ては工學會の方に依託して御研究を願ふと云ふ御希望でございます、御異議がなければ左様取計ひたいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 滿場御異議がないやうでありますから左様取計ふことに致します、次五十一號

○一番(神田眞君東京市) 五十一號は丁度今擔任者が委員會に出席して居りますから後廻しに願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) それでは五十一號は後廻しに致します、五十二號。

[書記朗讀]

(五二) 水道使用料ノ徴收ヲ集金制ニ依リ實施ノ向アラハ其成績等實況承リタシ

提出者 福井市

○六十一番(木田喜之助君福井市) 私共の方では從來水道使用料は月納制を採つて居りますが、普及上の成績が極めて良いのであります、所が段々普及して来るに従ひまして納税の成績がどうしても之に伴ひませぬのでございます、約二割は滞納者で、督促狀を發しまして最後には停水處分まで行はねば完納せぬと云ふやうな有様で、中には往々夜逃げを致しまして所在不明になると云ふやうな状態で、一層此集金制を採用したらどうであらうかと云ふ所から、幸ひ各都市に於て集金制に依つて實施されて居る所がありましたら其成績を承りたいと思ひまして本問題を提出した次第でございますが、いろ／＼各都市より御懇篤なる御回答を得まして十分に目的を達することが出来まして非常に喜んで居る次第であります、尙ほ之に付きまして集金制を實施せられつゝある高知市、谷村町にお尋ね致しますが、集金人の一人に對する受持戸數はどれ位でございますかお知らせを願ひます。

○九十番(長崎伊之助君高知市) 私の方は現在給水戸數が二千戸であります、之に對して集金事務員と云ふものが四名あります。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はありませんか。

○十二番(古谷一丈君函館市) 福井市の方に私の方の成績をお話して御參考に供したいと思ひます、私

の方では放任と計量と兩方やつて居りますが共用給水の方が大變成績が悪いのであります、大正十四年度に於きましては其年度内に収入済みになつたものが全體の八割五分であります、私の方では之に對しまして共用給水を致して居ります戸数が二萬五千ございまして特に八人の督促員を置いて居ります、即ち二萬五千を八人で分擔致して居るのであります、但し此督促に従事する者は納付通信書の配付等を致しますので、三期合計して約二ヶ月半位は其爲に費しますので、正味九ヶ月半と云ふものが督促に従事する譯であります、平均督促に行きまして假領収に依つて持つて歸る数は一人一日二十戸であります、平均一日二十戸宛持つて参ります、今の成績に依ると多分十五年度に於ては八割五歩か九割位の収入が得られるやうに考へて居ります、一寸御參考までに申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はないやうでありますから次に移ります、五十三號。

○六十一番(木田喜之助君福井市) 谷村町の方へ一寸お尋ねしますが、集金人の受持戸数はどの位でございますかお分りになりませぬと呼ぶ者あり。

○議長(馬野精一君) お答がないやうであります。

〔書記朗讀〕

(五三) 給水設備後用具破損ノ場合市費負擔ヲ適當トスル期間各地ノ實況承リタシ

提出者 福井市

○六十一番(木田喜之助君福井市) 此五十三、四の問題は共に各地の詳細なる御回答に依りまして十分に諒解することが出来ました。

(參照)

(五四) 給水設備不用ニ歸シ市ニ買上ケル場合之カ價格決定標準各地ノ取扱振リ承リタシ

提出者 福井市

○議長(馬野精一君) それでは五十三、五十四を一括致しまして通過することに致します、他に御意見もないやうであります、五十五は既に三十一と合せて審議済みであります、五十六に移ります。

〔書記朗讀〕

(五六) 唧筒力ニ依リ送水シツ、アル管内ノ水力衝擊ヲ起シ量水器ノ指針ヲ空廻轉爲ス場合是レヲ防止ナス方法承リ度シ

提出者 横須賀市

○二十七番(石渡坦豊君横須賀市) 私の方は送水しつゝある管内の水が衝擊を起して量水器の指針を空ら廻りさす、これは送水管でなく配水管の各戸に引き込んである鉛管に附せる量水器が空ら廻りするものゝ意味である、各所からの回答は色々あるが「チェックバルブ」を取り着けて試しても見だし、夫から其鉛管を輪形に曲げて試しても見たり種々な方法に依つて見たが其中で量水器の前に「コック」を附けてさうして止めて置く場合には空ら廻りを通れる、併し之れは使用する時分に止水栓を開けさうして此量水器の所に取り着けた「コック」を取らなければ水を出ることが出来ない、甚だ夫れは不便だ又經濟の點に於ても許るさない、もう少し簡便でさうして完全に空ら廻りを防止する方法がないだらうか一應御研究を願ひたい。

○五十番(今村實三君濱松市) 横須賀市の方へ少しお尋ねしたのであります、此量水器が空ら轉りすると云ふこととありますが、今まで量水器が空ら轉りをした時の状況をもう少し詳しくお話が願ひたいのであります。

○二十七番(石渡坦豊君横須賀市) 之はいろ／＼ありますが、其状態は「コック」を捻つて水を出す時に丁度其衝擊が起つてから／＼と二三回轉し激しく廻る場合と夫から「コック」を締めて置いても一つの方は廻轉して中に衝擊を起し反對に廻轉することがある、夫が故に使用水量に非常な誤差を起して給

水需用者から苦情を持ち込まれることがあるのであります。

○五十番(今村實三君濱松市) 今段々横須賀市からお話がありました。空ら轉りをした爲に使用量の一番多くなつたのはどの位でありますか、お調がありましたらお示しを願ひます。

○二十七番(石渡坦豊君横須賀市) 此問題に對する具體的の數字は今調べて持つて居りませぬか、必要なれば後から送ることに致します。

○五十番(今村實三君濱松市) 私の方では實は今唧筒送水の計畫をやつて居りますので、甚だ恐入ります。成べく詳細のものを示しを願ひたいと思ひます。

○二十七番(石渡坦豊君横須賀市) 後からお送りすることに致したいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでありますから次に移ります。

〔書記朗讀〕

(五七) 無料貸與ノ量水器力修理ヲ要シタル場合其費用ヲ徴收セラレツツ有ル市ノ費用割合ヲ承リ度シ

提出者 横 須 賀 市

○二十七番(石渡坦豊君横須賀市) 此問題は各市の御懇篤なる御回答に依りまして十分諒解致しました。有難うございました。

○議長(馬野精一君) 五十八號は二十七號と同時に既に審議済みでありますから略して置きます、次ぎ五十九。

〔書記朗讀〕

(五九) 各地ニ於テ使用セラルル鹽素滅菌機急速濾過機及濾過速度調製機ノ型式竝ニ其長所短所ニ就キ經驗ノ結果ヲ承リタシ

提出者 大 阪 市

○八番(宮北敏夫君大阪市) 本問題は只今議題に上されて居ります所のもの、大阪市に於ける市街擴張工事に關聯して居りますが故に別に御説明申上げることもしませぬが、多數御回答に接しましたが、尙之等の機械の型式竝に之等の機械を實際御使用遊ばされた結果に依りまして、それ等のもの、長所竝に短所に付きまして御經驗がございましたならば此席で承りたい積りでございます、特に大連市の方に就きまして其結果を承りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 書面の御回答以外に別に御意見がないやうでございます、次に移ります、六十號は既に二十七號と同時に審議が済んで居ります、六十一號に移ります。

〔書記朗讀〕

(六一) 給水使用者ノ資格(何圓以下共用栓)トセル家賃ノ査定方ニ就キ各市ノ取扱振承リタシ

提出者 鳥 取 市

○六十五番(田中民治君鳥取市) 本問題に付きましては各市より御回答を戴いて居ります。尙も少し追加して戴きたいと思ひますのは、家賃の賃賃價額の認定を致しますのは、附け賃と否とに拘らず總べて家主に支拂ふ其儘を御認定になつて居りますか如何でございますか、其點お聞かせを願ひます。

○五番(馬場收治君名古屋市) 給水使用者の資格を家賃に依つて決定しますと云ふことは、従前名古屋市に於ても致して居つたのであります。それに依りますと、家賃の月額十圓以上のものは専用栓を使はず、十圓以下のものは共用栓を使はずと云ふことにやつて居つたのであります。其家賃は最前御質問になりました如く水道經營者の見込を以て認定すると云ふことは少し穩かでない、さりとて其眞實を借家人若くは家主から聞くと云ふこともなか／＼事實難しい話であります。中には借家人と家主と通謀致して居つて其家賃を正確に言はぬと云ふ傾きもなかりなかつたのであります。それでありますから此給水使用者の資格を家賃に依つて定めると云ふことは、其標準となり得ます所の家賃が客觀

的に誰でも之を見得ると云ふことが出来ませぬので、非常に不便を感じて居りました、無論鳥取市の如きに於きましては家賃に依つて給水使用者の資格を定めると云ふことが其土地に適應して居ると云ふやうな考へてあるかも知れませぬが、私共の方の土地と致しましては家賃は今申上げる通り甚だ弊害がある、且つ之を認識することが非常に難しいので、昨今に於きましては誰でも之を客觀的に見得る所の建坪の坪數に依ると云ふことに改正致しました、之に依りますと、本市は建坪と申さず延坪と云ふことになつて居ります、平家でありませぬ場合は附屬の概まで含む、又二階家でありませぬれば附屬家の外に二階を包含した延坪と云ふことに致しました、さうして共用給水は延坪十四坪以下、それ以上は専用栓でなければ使はさないと云ふことに致しました爲に、昨今に於きましては之は誰が見ても一點の疑ふ所がないのでありますから、之に對しましては何等其間に意思の疎隔を來すと云ふやうなことは全然無くなりました僭越てありますが、自分の方の取扱ひました例を申上げて御參考に供します。

○百四十七番(安部源三郎君長岡市) 五番に一寸お尋ね致しますが、家屋の延坪數にされた場合、家の非常に立派な家と貧弱な家と同じ坪數の場合にはどう云ふことになりますか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 富の程度とか社會上の生活身分と云ふことから行きますれば、輪喚たる宏莊な家に住んで居る者も、又餘り大して立派でもない茅屋に住んで居る者も、齊しく延坪十四坪以上の者に對しては専用栓、十四坪未満の者は共用栓と云ふことは、或は釣合が取れぬと云ふやうなことがあるかも知れませぬが、それは個々の問題でありまして、それを等級を付けて區別することは出来ませぬ、如何なる立派な西洋建築でも又は粗末な「バラック」建てでも此延坪十四坪を標準として區別をして居ります。

○五十番(今村實三君濱松市) 私も一寸五番にお尋ねしたいのであります、名古屋の方のお取扱振は非常に都合の好いお取扱振と考へますが、坪數を取りますのに本家から離れて居ります物置等を坪數

の中にお加へになつて居りますか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 母家を離れて居ります建物と雖も、物置、厩と云ふやうなものも合算することになつて居ります、尙ほ付け加へて申上げて置きますが、最前から申上げました十四坪以上以下と云ふことに依つて共用、専用を區別致して居りますが、之は原則でありまして、例外と致しまして自己の所有土地の上に建物を添へて住んで居る者に對しましては、建坪が十坪でも五坪でもそれに對しては専用栓の料率を取りまして専用栓でなければ引かさないと云ふことになつて居ります、又他人の所有の土地の上の自己の建物に住んで居る者も、延坪が十四坪未満と雖も専用栓の料率を取る、要するに自己が土地を有つて居つて居る家は、家は小さくても土地を持つて居る位であれば多少恒産が有るものである、又自己の土地を持つて居りませぬけれども、自分が他人の土地を借りましてさうして其上に自己の家を建て、居る者も亦多少富の有る者と認めまして、此二つのものは假令家は小さくても専用栓の料率を取ると云ふことになつて居ります。

○五十番(今村實三君濱松市) もう一つお尋ね致しますが、十四坪以上以下と云ふ十四坪と云ふこと、古い規定の家賃とはどう云ふ關係になつて居りますか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 舊の條例の時分に家賃十圓と云ふのが只今の延坪數十四坪と云ふのと大概匹敵するのであります、無論目抜の場所或は中以下の場所とかそれ以下の貧民窟のやうな所等を一律に見る譯には行きませぬが、名古屋全市を一つに見ました場合に於て平均延坪十四坪未満の家が十圓と云ふことに見たのであります。

○六十五番(田中民治君鳥取市) 只今お伺ひしました點で、實際家賃を資格の條項として現在やつておいてになります市の鹿兒島、福井、宇都宮の各市のお取扱振が承りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) お答がないやうであります、他に御意見がないやうでありますから次に移ります。

〔書記朗讀〕

(六二) 緑連漣過池ニ於テ汚泥層凝固スル原因並其防止方法如何

二七二

提出者 鳥取市

○六十四番(井出澤君鳥取市) 私の方の鳥取市の水道は溪水を貯水池より濾過して使つて居りますが、大正六年に所謂汚泥層が出来まして何程除去作業を頻繁にやつても到底及ばない、一日か二日で濾過作用が止つてしまふと云ふやうな譯で、非常に困難な時がありました、或は近き將來に於てさう云ふものが又出来はしないかと云ふので實は其防止方法を各市の御經體の方よりお聞きしたいと云ふ譯で本問題を出した譯であります、御回答に依りますと餘り御經驗の無い所が多いやうでございますが、此外に何か、まだ印刷物以外の實際に御經驗の所がありましたらお聞きしたいと思ふのであります。

○議長(馬野精一君) 書面に依る答申以外に御意見がないやうであります、六十三號は五十一號と關聯した問題のやうであります、五十一は東京市の二番の御出席がないので後廻しにしてありますから後で五十一號と同時に御審議を願ひたいと思ひます、六十四號に移ります。

〔書記朗讀〕

(六四) 承口、挿入口ヲ有スル鑄鐵管ノ接合用トシテ「レイター」ヲ使用シタル處アレハ其方法、工費及成績承リタシ

提出者 廣島市

○七十四番(魚谷清一君廣島市) 本問題は各市からいろ／＼御回答を受けて居りますから之で満足致しました、六十五は今水質の委員會が開かれて居りますから後廻しに願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 六十四は書面の御答申で御満足なさうであります、六十五は關係の方が委員會の方に出席されて居るさうでありますので後廻しに願ひたいと云ふ廣島市の御希望でございますので左様取計らひます、暫く休憩を致します、十一時から開くことに致します。

午前十時四十五分 休憩

午前十一時六分 開議

○議長(馬野精一君) 開會を致します、六十六號。

〔書記朗讀〕

(六六) 給水ノ普及ヲ可及的速カナラシムル目的ヲ以テ給水設備ヲ需用者ノ請求ニ依リテ市自ラ施行シ之ヲ貸與スル方法ヲ採ラレタル處アラハ其ノ貸付料並ニ成績等ニ承リ度シ

提出者 熊本市

○百十二番(左座小一郎君熊本市) 熊本市は給水後二ヶ年を経過しましたが、市の中央部になりますと人家が比較的稠密の爲か割合に普及率が悪いのであります、それに付てよく調べて見ますと、借家人對家主と云ふ關係でどうも結果が悪いのであります、而して市で以て需要者の請求に依つて施工してやると云ふことになれば或は結果が良好ではないかと云ふ考へて提案しました所が、幸ひに澤山の御回答を得ましたのであります、それに付きまして此中で仙臺のお方に一寸お尋ね致したのであります、取扱ひ煩鎖の點より獎勵せずと云ふことがありますがどう云ふ點が煩鎖でありますか御説明が願ひたいのであります。

○議長(馬野精一君) お答がございませぬ——お答がないやうであります、それは次に移りますが、其前に鐵管規格に關する委員會が終了致しましたので是から其委員會の御報告があるさうであります、鐵管規格に關する委員長報告

○百十五番(鈴木坂鐵君朝鮮總督府) 鐵管規格及び水道用水栓類の規格等に付きまして十五人の委員會が開かれて居りましたのですが、今朝此會議が始ります三十分前八時半から其委員會を開きました、

二七三

漸く只今終りました、委員会の結果を御報告致します、最初に水道用水栓類の規格、之に付きまして水道協議會から工學會の方へ御依頼しました、其工學會の方の調査委員として東京大學の草間教授からいろ／＼説明を承りました、集まりました十五名の委員に於きましていろ／＼實驗上等のお話もありましたが、先づ大體に於て之は至極良からうと云ふことになりまして、此水道用水栓類規格の方から申上げます、唯此規格の中に於きまして、終の方に圖面が出て居りますが、給水栓と云ふ方の圖面を一つ御覽を願ひますが、之に付きまして、外のもの結構であります、給水栓の出口に大きさの「D₁」と云ふ記しが付いて居りますが、之は表を見ますと云ふと寸法がちやんと定つて居るやうてありますが、之は水道の水壓とか種々の事情で一定した寸法にするのは非常に水が散つたりすると云ふやうな不便などがあつてどうかと云ふ議論がありました、又之は水の出口の首の長さなどにも關係するだらうと思ますから、それで委員會に於きましては此水の出口のDは削つて置く、詰り任意に其大きさを求めて見たり或は擴げて見たりすることは任意にしやうと云ふので此Dを削ることになりました、出口の大きさを詰り此表のやうに定めずに置くことと云ふのでありまして此Dを削つて戴けば宜しうございませ、*D₁*と云ふのは外の方にもありますが其方はそれで宜しい、唯出口のDを削つて置く、それから此スバルトの此の水が出る所に大きい「D₂」が書いてあります、此符號を削る、それから次に止水栓及び分水栓の圖面が四つ列んで各頁に一つづゝ書いてありますが、此止水栓が「甲乙」となつて居ります、此乙を甲と直す、原案に止水栓甲とあるのを乙と訂正して置く方が現在多く用ひて居るから之が宜くはないかと云ふので斯う云ふやうにしたのであります、詰り符號を甲を乙とし、乙を甲とする、さうして此下に寸法第二號第三號と書いてあります、之を反對に第二號を第三號とし、第三號を第二號とする、さうして上の頁も従つて變ります、二頁が三頁となり三頁が二頁となります、唯之は数字の入れ代へだけであります、外の方は是て至極結構であると云ふのでさう云ふ風に定りました、其次の次の方の数字も其通りであります、甲となつて居るのを乙とし、乙となつて居るのを甲と致します、

さうして下の寸法の書いてあります表の第四號が第五號となり第五號が第四號となる、それから頁も亦同じく四頁が五頁になり五頁が四頁になる、斯う云ふ風にしまして之で委員會は全會一致で斯う云ふ風に決めました、それから其次に水道鐵管接手の研究實驗經過報告と云ふ薄つべらいものがありますが、之は單に經過の報告でありまして、まだ只今工學會の方では研究中ださうてありまして只中間の報告を草間教授から承つたのであります、其概要は此圖面に一二三と書いてありますが、此三方が今の所では結果が良いやうだと云ふお話をございまして、尙之は引續き御研究下さつて次の會議に御報告下さることと思ひます、それから其次に協定水道用鑄鐵管規格改正の件、之は今まで上水協議會で定めて居りました鑄鐵管の規格標準がありました、其中の第十三條を改正しやうと云ふのであります、それは是を一つ御覽を願ひたいと思ひます、東京市の理事の方から送つて参りましたものと云ふとき、其第十二條は鐵管の寸法の公差でございまして、少し大きく出来ましたとか小さく出来過ぎたとか云ふときにそれをどの位の程度まで許すかと云ふ改正であります、それは是に書いてありますやうに「規格第十二條公差を左記の如く改む公稱内徑三百五十耗以下承口正挿口負三耗、三百五十耗以下の鐵管に於きましては、承口の方が「プラス」三耗、挿口の方は「マイナス」三耗までは許すが宜からう、或は四百耗乃至九百耗の物は鐵管の承口が「プラス」四耗、挿口が「マイナス」四耗、同じく千耗以上の鐵管に於きましては承口が「プラス」五耗、挿口が「マイナス」五耗、大きくなる程餘り公差もさう大きくする必要もないと思ひますから此位が適當である云ふ御報告がありました、委員一同も至極結構であると云ふので全會一致之を承認することになりました、其次に「規格第十三條を下記の如く改む」之は重量と管の厚さでございまして、此公差は鐵管にありては「マイナス」十「パーセント」管の厚さは一割まで薄いのを許してやらう、但し最小値一・五耗、最大値三耗とす、一割は許してありますけれども一番の「ミニマム」は一耗半、一番大きい方では三耗まで、之は鐵管であります、それから異形管に對しては前項の公差の五十「パーセント」までの増加を許すものとす、異形管は鐵管規格の最大

が六でございますから鐵管に對する公差の五割までの増加は許す斯う云ふのであります、之も至極尤もてありまして、委員會は全會一致を以て之を認めることに致しました、其後に種々書いてあります、之は種々正誤とか何かでありますから之は別段議論はないのであります、大體の経過の御報告は是で終りました。

○議長(馬野精一君) 尙只今の委員會の報告に對して質問等がございますれば御發表を願ひたいと思ひます。

○四十六番(池田顯三郎君津市) 私は昨年の協議會に出ることが出来ませぬので詳しくは存じませぬが、此御協定は製造者の方は多少知つて居ることでございますか。

○百十五番(鈴木坂鐵君朝鮮總督府) お答へ致します、之は重立つた鐵管製造業者或は水杉類の製造業者等の意見を聞きましてさうしてそれを聽届けられるやうなものは聽届けて居るやうてあります。

○議長(馬野精一君) 他に御質問はございませぬか——只今委員會の御報告がありました、從來の標準規格が此報告の通りに變ることになります、それに付きまして御意見はございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 満場御意見がないやうてでございますから委員會の報告通り從來の規格を變更することに決定致します。

[書記朗讀]

(六七) 鐵鐵管ヲ速ニ切斷スル良法ナキヤ各市ノ經驗ヲ承リタシ

提出者 熊本市

○百十二番(左座小一郎君熊本市) 本案は各市の種々御意見を承りましたが、是以外に若しございましたら御説明を願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 御意見ございませぬか——ないやうてありますから次に移ります。

[書記朗讀]

(六八) 大正十年七月勅令第三三一號内務大臣ノ職權ヲ地方長官ニ委任事項ヘ左ノ一

項追加ヲ建議シタシ

一、給水區域擴張ノ件

提出者 佐賀市

○二番(仲田聰治郎君東京市) 本案六十八と七十號とは御出席がないやうてでございますから先例に倣つて削除したいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 只今二番から御提議がございましたが、佐賀市は御出席がございませぬので佐賀市の提案は削除したどうかと云ふ御動議でございますが如何でございますか、御異議ございませぬか——御異議がないやうてでございますから佐賀市の提案は全部削除することに致します。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 五十一號と六十三號とを議題に供せられんことを希望致します。

○議長(馬野精一君) 東京市の提案の五十一、鳥取市提案の六十三號、是は同一性質の問題であるのであります、東京市の二番が委員會に出席のために本朝御出席がなかつた結果後廻しにしてございませぬので之を此際議題に供することに致します。

(參照)

(五一) 貯水池ニ發生スル藻類ノ濾過池ニ及ホス影響並其ノ處理方法承リタシ

提出者 東京市

(六三) 淡水海綿濾過層上ニ發生スルヲ防止スル方法如何

提出者 鳥取市

○二番(仲田聰治郎君東京市) 五十一番の問題に付ては余り御回答がないやうてあります、東京市と致しましては貯水池を東村山村に二つ造りまして、上の池の容量が一億三千萬立方尺、下の方の池が四

億二千立方尺であり、上の池を大正十三年の三月から満水して使用致しました下の池は約一年程遅れまして十四年八月から使用致しました。昨年十一月頃より非常に水質に變化を來しまして、濾過池が頻々として潰れまして、それが爲に何か水の中に特殊なものが出來たのではないかと云ふので京都大學の河村博士其他専門の方に種々研究して戴きますと同時に、本市の衛生試験所に於て色々調べて見ました所が硅藻がある、其硅藻は一番ひどい時には一立方センチメートルの中に約五萬もある、それが爲に濾過池が今まで三十日乃至七十日位保つて居りましたのが急に減退致しまして、甚だしいのは一週間乃至多く保つて十四五日位の程度に減つてしまつたのであります、それで應急の處置としては濾過池の中に水の有るまゝ掻き廻はして應急の處理を致しましたけれども尙甚だしく、どう云ふ風にして之を防止したら宜いかに付て調べて見ましたのであります、先づ第一に亞米利加の例に依つて見ますと「クローリネーション」をやつた方が宜いと云ふやうな話もありましたので、それを考へて見ましたけれども、多い水量に對して注入することが困難である、然らば何が宜いかと云ふので今度は「クローリカルキ」を一千萬分の一乃至三を注入致します、其注入した結果として約四萬二千七百乃至四萬位でありましたが、注入第一日に二萬二千位に減つたのであります、尙ほ續いて硫酸銅を五千萬分の一入れたのであります、段々此薬品の効果が現はれると同時に段々減りまして、一週間後に七百八十位に下つたのであります、此硅藻のよく發生致しますのは攝氏十五度内外に於て非常に發育が盛なやうであります、けれども其硅藻は唯單に生きて居つたものが死んだと云ふだけではありません、其死骸は依然として濾過池にありまして、さうして濾過能力が餘り宜くなかつたのであります、暫くしまして、其硅藻の数が減つてしまつて、死骸が流れてしまつた後は大分數が減りまして漸く平素のやうな状態になつたやうであります、其硅藻の死骸が流れて居るのを取らぬにどうして宜いかと云ふことに付て心配したのであります、それが爲に給水に支障を生ずる位の程度になつたのであります、それでありまして直接村山の貯水池から參る水を——出來るだけ減じまして羽村の水と混合し

て送りまして途中にて粘土を入れて總體の水を濁させまして、さうして十萬分の一の硫酸礬土を加へました、さうしました所が硅藻の多く發生して居りますのは稍々暗黒色を呈して居つたのが、沈澱池に入れて六時間以上經過しました時は生々しい水になりまして、漸くそれに依つて給水を繼續して支障はなかつたのであります、また現在に於ても其硅藻の發生に對しては此方法が一番適當した方法であると云ふやうな確信を得て居りませぬこと、尙ほ週期的に一年とか二年とか三年目に來ると云ふのでありますけれども、本年はまだ來るかどうか分りませぬけれども、各市に貯水池がありまして、深い御經驗があること、思ひますから、さう云ふやうな御經驗を御發表が願へたら非常に東京市としては幸ひと存じて提案した次第であります、各市の御意見を伺ひたいと思ひます。

○十二番(古谷一丈君函館市) 只今東京市から色々伺ひまして大いに參考になりました、一寸伺ひますが、東京市に於きましては貯水池に硫酸礬土を入れると云ふことであります、どう云ふ風の方法に依つて入れるのでありますか。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 「クローリカルキ」を入れます場合には色々東京大學の戸田博士の御意見に依りまして、どう云ふ方法が良いかと云ふので色々戸田さんが御研究の結果、水を加へて攪拌すると同時に何を廻すやうにしたらどうか、池の中を三十間乃至四十間位の距離に區別を致しまして「クローリカルキ」に水を加へ「ランチ」に附帶し廻轉に依つて進んで行く、進行に従つて徐々に投入する方法を執つたのであります、それから硫酸礬土の場合に於きましては、麻の袋か何か一定の量を入れてさらして同一方法で貯水池の中を引き廻すのであります、何の位の時間に溶けるか知らんと云ふので實驗した所が、僅かに五分位の間に硫酸礬土は水に溶けてしまつたのであります、それで硫酸礬土を一定の量を袋に入れて、それを四十間位の距離に置いて、それが溶けると直ぐ次のものを入れると云ふ方法にしてやつたのであります。

○百四十七番(安部源三郎君長岡市) 一寸伺ひますが、發生しました其原因を御調査になつて居ります

か、御調査になつて居られますればどうか御聞かせを願ひたいと思ひます。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 此硅藻は流水にないと云ふ御話がありますが、多摩川水源に於きましては流水にもあるやうであります、それは大體に於きましては土壤の表面に皮土がありまして、それに植物が生へて居ります、それをぢかに水を入れた結果此硅藻が発生する、硅藻が発育すると之が非常に僅かの時間に繁殖する、其原因と致しましては皮土、それから表面の植物と云ふものが主なる原因であると云ふ話であります。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか。

○七十一番(今中權六君廣島市) 議事の御進行を妨げるやうてありますが、委員会に行つて居りまして承ることが出来なかつたのであります、廣島の六十四番、あれは各市から御回答を得て居りますが小樽市が詳細に御研究になつて居られるやうてあります、回答の中にも詳細は議場で述べると云ふことが書いてあります、それで御説明が願へたら此際どうか御願ひしたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 五十一と六十三は他に御意見がないやうてありますから之で通過致します、只今廣島市から後廻しになつて居ります六十五號を議題に供して貰ひたいと云ふことであります。

○七十一番(今中權六君廣島市) 六十四號に付て、廣島市も小樽市も委員会に參つて居りましたが、此新問題の答に依りますと小樽市の方で御説明になるやうに書いてあります、出来ずならば此際それを承りたいと思ふのであります。

○議長(馬野精一君) はつきり御聲が分りませぬが六十四號は既に一應了になつたのであります、當時廣島市が委員会に出席して居りましたので十分承ることが出来なかつたさうてあります、のみならず此書面の御回答の中に小樽市の回答中に、尙成績に付ては口頭で議場に於て説明すると云ふことがありましたので、此際六十四番に付て小樽市から議場で説明して貰ひたい、斯う云ふ御要求であります、一應了になつたのでありますから御諮り致します、如何てございませぬか——それは御異

議ないやうてありますから小樽市の説明を願ひます。

(參照)

(六四) 承口、挿入ヲ有スル鑄鐵管ノ接合用トシテ「レイダイト」ヲ使用セラレタル處

アレハ其方法、工費及成績承リタシ

提出者 廣 島 市

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 「レイダイト」の使用に付ては聊か經驗して居りますから斯う云ふ問題に付ては多少御答が出来るかと思ひまして少しばかり調べて參りまして御報告致したいと思ひます、此「レイダイト」の使用法に於きましては鉛の接手の方法と別に變りはありません、又「レイダイト」を打込みまして「レイダイト」の溶したものを流し込む、夫れから接手用「クリーブ」は鉛の接手に使用するのて差支ない、寒い時は「レイダイト」が能く廻り兼ねるから冬の作業は困難である、又「レイダイト」の溶し方が大分疑問になつて居る、昨年も鉛の接手のやうに旨く行かぬと云ふ話もありました、が是は注意さへすれば宜いのであります、私の方でやりましたのは厚さ五厘の鋼鐵板の鍋を拵へて徑一尺乃至七寸深さ一尺二寸位にし燃料は木炭を用ひまして「レイダイト」を二三分間攪拌しつゝ熱を加へ略ぼ粘るやうな液體となるのを待て鍋を取り除いて準備してある鐵管の接手に差込んだのであります、併し其鍋を長く火爐の上に置くと矢張り其中に火が入つて燃へたりすることがありますが注意さへすれば、さう心配はないのであります、夫から經費の點は報告してありますやうに鉛の接手に比して約二割五分乃至四割方工費を減ずることになります、其主なる原因は接手に「コーキング」を要しますが、接手堀をしない爲に費用を著しく減ずると云ふことが主なる原因であります、材料費に於ては「レイダイト」は鉛の單價に比べて約三倍である、接手にする量を目方にして考へる時は其使用量は鉛の四分の一て出来るのでありますから工費に於ても多少減ずることが出来るのであります、それから其工程は如何であるかと申しますと工程が多少違ふのであります、私の方の經驗で云ふと十二吋

の鐵管で鉛が一日三十八本のもが、此「レイダイト」になると四十五本出来る、十八時のものであります、鉛が十八本のもが、「レイダイト」では二十六本と云ふやうな成績であります、それから漏水の例で申上げますと、漏水は先づ最初に十八時の鐵管を水壓を加へて、七十「ギンド」の水壓で試験致しまして、先づ今の方法でやつて二日目の二十四時間後に漏水はどの位あるかと云ふと、長さ一呎に付て「ヤール」四一になります、三日目になりますとそれが〇、一八、四日目になりますと、〇、〇四、八日目になりますと、〇、〇〇一、約六尺位の程度になる、十四日目になりますと、最初は非常に漏りますが、自然と止まる現象を持つて居ります、それで之を實際検査をした成績を申上げますと、先づ二十時の鐵管で一箇月検査致しました所が、一日に長さ一尺に付て、〇、〇一六、約四尺、其他に付きましては管の程度に依つて違ひます。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 小樽市の方に伺ひますが、其「レイダイト」で繼いだ接手を離したい時にはどう云ふ方法にしたら宜いのでありますか。

○二十五番(二日市貞一君小樽市) それは今一寸申し落しましたが、其「レイダイト」は全く鑄物みたやうになつてしまひますから、それも考慮致しまして、五本に一本位用意して置きまして——多少其準備に致して置きました、それを溶かす時にはどうするとかと申しますと、「トーチランプ」で暖めると直ぐ溶けます、中に黄硫が入つて居りますから……。

○六十四番(井出潔君鳥取市) 今の問題と違ひますが、只今五十一と六十三と一緒に議題になつたのでありますが、丁度委員会の方に行つて居りました、様子が分らぬのでありますが、今聞きますと東京市は大分藻類の發生を研究されたやうに聞き及びました、其御研究の結果の報告を戴いて、それを協議會の方の報告に載せて戴く譯には行かないものでありますか。

○二番(仲田聰治郎君東京市) 東京市より報告することになつて居ります、此報告の方に確か出て居ります。

○議長(馬野精一君) 廣島市に伺ひますが、六十五號は後廻しになつて居りますが、此際議題に上して宜しうございませうか。

○六十一番(木田喜之助君福井市) 只今委員会の方へ參つて居ります。

○議長(馬野精一君) 七十一號に移ります。

[書記朗讀]

(七一) 各戸引込ミ水管ニ唧筒ヲ直結使用許可セラレタル實例アラハ左記各項ニ付成續並取扱承リタシ

イ、消火用ニ供スル爲メ一時的な水壓ノ増加ヲ計ルモノ

ロ、平常水壓ノ増加ヲ必要トスルモノ

ハ、直接給水不可能ニアル高所ニ送水スルモノ

提出者 若松市

(「提出者不參」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 若松市は不參ださうでありますから、佐賀市の例に依りまして削除することに致したら如何でございますか、「賛成」と命ぶ者あり) 御異議ないやうでございますから、若松市の提案は削除することに決定します、七十三號に移ります。

[書記朗讀]

(七三) 給水設備ニ裝置セル量水器ニシテ異狀發見ニ係ルモノ、外一般ニ取替又ハ指示水量誤差有無ニ付検査ヲ行ハル、向アラハ其取扱振リ承リタシ

提出者 京城市府

○百七十番(多田隆吉君京城府) 京城水道は一兩年前から計量制に致しまして各戸に「メートル」を付けて居ります、さうして其「メートル」の點檢は一箇月一回或は種別に依りましては給水の都度點檢して

居りまするが、「メートル」の故障を定期に修理して廻ると云ふ手配まで行きかねて居ります、故障があつた其都度、其點に付て修理を致して居ります、内地の方ではどう云ふ御取扱振になつて居りますか、お話を依りますと、悪くても良くても或期間が來たならば手入れをすると云ふお取扱振の所もあるやに聞及んだのであります、其邊の所を承りたい考てございます。

○五番(馬場收治君名古屋市) 量水器は従前立方尺或は石目盛りのものは別段故障があると云ふことが分りませぬ、名古屋市の如きは何時までも其儘にして取付けて置きますが、但し度量衡法の實施に依りまして十箇年後に於て改造を要するものもありません、さう云ふものは本問題の趣旨以外でありますけれども、さう云ふものに付ては昨年度から十箇年繼續で取外しの豫算を求めましてやつて居ります、其際に傷んで居ります部分は改造以外に直しますけれども、然らざるものは故障があると云ふことが現實に判りますまでは何年でも其處に取付けて置く、斯う云ふやうな状態であります。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか——御意見がないやうでありますから次に移ります。

〔書記朗讀〕

(七四) 鐵管代用トシテヒューム式鐵筋コンクリート管ヲ使用シタル處アラハ其成績承リタシ

提出者 京 城 府

○百七十番(多田隆吉君京城府) 最近になりまして「ヒューム」式鐵筋コンクリート管が製造されることになりまして各地に於て相當お使用ひになつて居られるやうであります、此中でお使用ひになつた成績其他に付て何等か御報告を願へますれば仕合せと考へまして提案致したやうな次第であります。

○議長(馬野精一君) 御意見はございませぬか——御意見がないやうでありますから次に移ります。

〔書記朗讀〕

(七五) 水中硬度物質ノ除去法トシテ炭酸ナトリウム使用セハ如何

提出者 京 城 府

○百七十三番(酒井謙治郎君京城府) 此問題は水質試験の方に關係致して居りまして、擔當者が只今委員會に出席されて居るやうでありますから、明日一緒に御審議を願ひます、七十六號も同様であります。

○議長(馬野精一君) 七十五、七十六は一寸關係者が全部委員會の方に御出席なさうてありますので後廻しに致したいと思ひます、七十七號に移ります、七十七號は七十八號と關聯致して居りますので一括議題に供します。

〔書記朗讀〕

(七七) 蛭ノ卵ハ上水道濾過池濾過膜ヲ通過スルモノナリヤ否ヤ

提出者 別 府 市

(七八) 通過シタル場合上水道鐵管内ニ於テ何日後孵化スルモノナリヤ否ヤ

提出者 別 府 市

○百二十四番(高山長太郎君別府市) 各市の御答へを得まして、別府市でも研究しましたので、略々承知致して居りましたが、尙外に御研究になりました方がありますならば此場合承れば仕合せに存じます。

○議長(馬野精一君) 別に御意見がないやうてあります、それでは七十七、七十八を一括して通過致します、本日は……。

○仙臺市の方からも質問が出て居りますので一寸此處で申上げたいと思ひます、丁度仁川、京城等から御答のあります通り、濾過膜は通過しない、通過しても上水道の方では孵化しないと云ふことを承つて居りましたから付け加へて申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 本日は是て散會致します、午後一時から内務省衛生試験所佐藤技師の御講演引續いて草間博士の御講演がございます、御報告申し上げます。
午後零時三分散會

大正十五年十月十五日午前九時三十分 開議

○議長(馬野精一君) 開會を致します、昨日四十二號、四十九號、何れも十名の委員附託になりまして委員の氏名を私から御報告申し上げます、只今から御報告申し上げます、四十二號の委員、東京、大阪、横濱、京都、名古屋、神戸、福岡、朝鮮總督府、長崎、廣島、以上十名のお方に四十二號の委員をお願い致します、四十九號も同じく委員附託になつて居ります、之も四十二號と同一委員をお願い致しますと思ひます、委員の方は適當なる時間に御會合をお願いしたいと思います、本日は七十九號からであります。

〔書記朗讀〕

(七九) 全計量給水ノ都市ニ於ケル共用給水ノ場合其使用料徴收方法ヲ承リタシ

提出者 函 館 市

○十二番古谷一次君(函館市) 私の方では現在共用給水は放任制となつて居りますので、將來に於きまして之を計量制にする必要があると存じましてお伺ひ致しましたのであります、御回答の中で元山の方にお伺ひしたのであります、使用者の資格が甲一二、乙一二、丙一二となつて居りますが、是ほどのやうになつて居りますか、一寸お伺ひしたいのであります、それから京城、若松に於ては共用給水料の納入の代表者を御選定になつて居るやうであります、此代表者はどのやうな資格の人をお選びになつて居りますか、又此總代人に對する手當と云ふやうなものはどのやうになつて居りますか、

それから釜山の方に伺ひますが、使用料の納入の割合は年度の内に収入になつて居りますものはどの位になつて居りますか、お伺ひ致します。

○百七十四番(伊藤庄七君京城府) 京城府に於ける公設共用の取扱は組合に依るのと、販賣人を選任し府尹の許可に依つて販賣せしめるのと、此の二つの方法に依つて居りますが、府尹の許可に依るものは之を特定人と稱して居ります、此特定人の選任は町總代にお頼みして、需要者の利益を計るに適當な入であることと云ふ者を選任せしめ其上尙ほ水道課に於て適否を調査し前納金一箇月分を最初取りまして給水を許可すると云ふことになつて居ります、それから組合の方になりますれば、其管理者と給水使用者と連署の上で給水を請求することになつて居ります、組合管理者に付ても矢張特定人と同じく最初町總代にお願ひし尙ほ此方からも調査して、適任者なりと認むる者を選任して居ります、變更の場合も亦同じであります、前納金は一箇月分相當額を各使用者から取ります、管理者は給水とそうして料金の取纏めをやることになりて居ります、納入告知書は一組合一枚に致しまして、それに内譯を付し各組合員の名前は料金として記載しまして管理者宛に差出します、所が管理者は或組合員の一人が支拂はないと其爲に全部に對して支拂ひが出来ないのであります、さう斯うして居る中に遣ひ込が出来るとか他に融通するとか云ふ虞れがあるので毎月一回は必ず未納者の所を廻りまして嚴重に督促をやらして居ります、次に特定人は尙ほ納入保證人を立てさせて居りますし最初最善の注意を拂つて給水を開始します結果料金納入成績が良いやうであります、併しながら之は金額が大きいのでありますから督促は殊更に嚴重に致します若し一回で拂はぬ時には引續き二回も三回もやり、尙ほそれでも拂はぬ時には保證人にも交渉をなし停水を致します、併し此停水と云ふことは多人數の生活上至大な關係を及ぼしますから非常に慎重な態度を執つて最後の手段と致して居ります、先づ納入督促に行きまして支拂期日を約束し其期日に拂はぬ時には約束履行の嚴談を致し第三次の約束支拂期日まで待つ、其期日になつても尙ほ拂はない時には、今度は町總代に話して、折角適當であると云ふ人を選任して吳

れましたが、其人は甚だ不適當である、一向金を拂はぬ、それで已むを得ぬからと云ふことで、町總代の承認と云ふと語弊があるかも知れませぬが、町總代の諒解の下に停水をする、若し其場合に總代から異議を申出た場合は、それじやお前の方で選任して呉た人が義務を履行しないのであるから、お前の方で何とか納入の方法を講じて呉れる様にと協議し納入させる方法も執つて居ります、それから管理者の方で使用者が夜逃げをしたと云ふ様な場合には已むを得ませぬから、取纏めたものゝみ内入れをさせるし一面拂はぬ者に對しては滞納處分に附し或は停水します、此停水と云ふのは組合は各使用者に鍵を交付してありますから其鍵を取上げて組合の一員でないといふことにして組合から脱退せしむる方法を探つて居ります、一寸私遅れまして質問の要點を詳かに致しませぬでしたので若しまだ足らぬ所がございましたならば御質問を載きませぬお答へ致します。

○十二番(古谷一次君函館市) 甚だ御懇篤なる御説明を載きまして有難うございました、尙ほ、組合給水の場合に管理者に對して手當等を支給して居られますか、一寸お尋ね致します。

○百七十四番(伊藤庄七君京城府) 組合管理者は組合員料金の取立てとか汲水の取締りとか云ふことで間接に水道事業の一部を助けて居りますので給水料を徴收しないと云ふやうな所があるさうでございますが、京城水道は條例に斯る規定を設けて居りませぬ只管理者は組合員の給水及料金納付の事務を處理すと云ふのみなるを以て別に報酬を與へては居りませぬ、所が各組合員間に於て手當を與へて居る所があるやうに聞きます、それは組合員が管理者の爲に圓滑に給水を受けることが出来る特定の場合に於ては、詰り、番をして居る人が或は飯を食ひに歸つて居る又夜遅くなれば居なくて水が汲めない、不便である、組合の方にしますれば各員に鍵を交付して何時でも汲めるから、それに對して相當取締りをしなければならぬと云ふ管理者に責任があるからといふので、例へば三十錢の料金、最低三立方メートルが三十錢であります、其場合に四十錢拂つて管理者に十錢やると云ふやうな方法を執つて居る様です、それは組合員各自の協議の上に於てやつて居るので、役所は之に對しては何等容喙し

ません、それから尙ほ付け加へて置きたいのは特定人の販賣は此京城府の機關としてではないのです、それで其販賣に對しては特定人が自分が給水を受けて各需要者に賣ると云ふことになつて居りますので、各其需要者は直接役所とは何等關係がないのであります、組合の方は直接使用者に給水して居ります。

○百八番(佐治爲敬君釜山府) お尋ねに依りまして釜山府の例を簡單に申し上げます、釜山府は今まで放任給水でありましたが、一昨年から専用計量制に依ることになりまして、家主が借家人の爲に給水の設備をしたと云ふものに付ては家主から徴收することになつて居ります、それから使用者が設置したものに付ては使用者の總代より徴收することになつて居ります、公設共用栓に付きましては現在に於きましても放任給水をして居るのであります、料金は二箇月に一回宛各人から徴收することになつて居ります、それから徴收成績に於きましては現在巡視六人を置きまして「メートル」點檢及給水の取締りと云ふやうなことは、殆ど十五日以上の未納者、主として工業用として、それに便宜上水道の領收書を持たせまして、さうして便宜分任出納吏の名前に依つて未納金は領收する方法を執つて居ります、尙ほまだ納まらぬと云ふ者は滞納處分に處しまして領收すると云ふことになつて居ります、甚だ簡單でありますけれども、以上申上げて置きます。

○百十四番(滿澤元三郎君元山府) 元山の方にお尋ねがあるやうでございますが、一寸遅刻致しましたので——大體元山の水道使用者の資格は、家賃二十圓以上のもので入つて居る人は専用栓、それ以下の人は幾らと云ふやうに定めて居りまして、家賃の高い家に入る人は専用栓を引くことを原則として居ります、併ながら専用栓は引くことが出来ないが水は飲みたいと云ふやうな人に對しては、一時共用栓に對し使つても宜いと云ふ特例があるのであります、それで専用栓を引かなければならぬ者が専用栓を引かずに共用栓に致しまして其人は専用の料金を取ると云ふ規定であります、それで告知書を出します時に内譯は一枚の金額に纏める其内譯の金を支拂ふ資格が定つて居る、さう之を譯て此區

分を致すことは管理者或は家主へ誰れはどの位の料金を納める、誰れはどの位の料金を宜いと云ふことに定つて居る、それは自分／＼で管理者家主が各自に徴收致して纏めて納める、斯う云ふことになつて居ります。

○百六十五番(朱學根君鎮南浦府) 私の方では上水道協議會の問題の配付も受けて居りませぬ、別に出すべきやうな材料もありませぬ、そんなやうな事情の下に提出する機會を失つた譯であります、鎮南浦は大正十四年の一月でございます、矢張放任制でありましたが、昨年飲料と分けまして工業用に付ては計量制を實行すると同時に請負人と使用者の中間の請負人から所謂販賣の方法に依つて給水をさせて居るのであります、此販賣給水の料金の徴收は非常に成績が良かったのであります、其一面に於ては給水使用者が非常に出来ましたが爲に今年の二月からは此給水の仕方を變へまして組合給水と云ふ方法に依つて給水することに致した次第であります、目下の所では矢張此組合管理者と云ふものを一組合に一人宛置きまして水量亂費の看守見たやうなものであります、同時に納入告知書を各使用者に一々使用者に發しさせて居りますが、とても満足なる良成績が得られないので此管理者には特に一箇月分を全免することに致してさうして各使用者には出来るだけ督促をさせ管理者には出来るだけ詰り廻つて納付金の世話を焼くとか云ふやうなことをやつて居ります、最近に於ては之が非常に効果があつたと見へまして大變都合が宜いやうな次第であります。

○九十六番(小川八二君門司市) 只今百六十五番から大變参考になるやうなお話がありました、公設共用組合の管理人の水道料金を減免して居られるさうであります、さう致しますと組合員が非常に少く段々減つて参りました、或場合には、二人とか三人と云ふことになることがありはせぬかと思ひます、例へば二人になりますと一人に對しては料金を徴收し、他の一人に對しては減免すると云ふやうな結果になると云ふやうなことになるのでありますか。

○百六十五番(朱學根君鎮南浦府) 今の御質問であります、公設共用は十名以上の給水使用者を纏めて出すと云ふやうな場合に於て今お話は能く承りましたが丁度公設共用栓は鎮南浦府に於ては十名以上の給水者に限つて給水をさすと云ふことになつて居るのであります、少くとも十名を下ることはない筈であります。

○議長 馬野精一君) 他に御意見がございませぬか——御意見がないやうでありますから、次に移ります。

〔書記朗讀〕

(八〇) 寒國都市ニ於ケル給水管及栓ノ不凍裝置ヲ承リタシ 提出者 函 館 市

○十二番(古谷一丈君函館市) 私の市に於きましては冬季は零下十二三度に溫度が低下致します、それで給水管、給水栓とも凍結するのであります、之を防止する爲に主として防寒活瓣を用ひまして、又一部の人の發明になつた耐寒栓を用ひて居ります、併し此防寒活瓣は地下の水位が高い場合には良好でない、それで耐寒栓或は其他の方の發明或は考案になりました耐寒栓を使用しやうと考へて居ります、又給水管の方は私の方では「アスベストアスファルト」を用ひて居りますが、(此所聞き取り兼たり)を通過する場合はどうしても良くありません、それで幸ひに此協議會には不凍栓の發明の考案をして居られる方が澤山居られますから、何か適當の方法をお用ひになつて居られる方がありましたらそれを伺ひたいと思ひます。

○二番(仙田聰治郎君東京市) 給水栓の不凍裝置に付ては少し調べて見たのであります、どうも防寒のことに付きましては繩等を捲くと云ふことは徹底しないやうであります、各都市の事情を承りましても、矢張高い建築物の外を通るものは下で抜いてしまつて置くと云ふことが宜からうと云ふやうな御意見を承つたのであります、單に給水栓の下に使つてあります所では矢張何れかの方法に依つて遮断する、其水壓としては大體二十磅以上の水壓ならば大體に於て完全に排除することが出来ると

思ひます、中には其「パイプ」の水を外に排出するやうになつたのがありますが、是は故障を起した時分には反對に地中の水を吸込むやうなことがあつたり、又水位が高まつた場合には排水が完全に行かなかつたりすると云ふ缺點があるやうに思ひます、何れに致しましても立上りの中の水を抜取るより外、どの考案を見ましても、外國の例を見ましてもそれより外には今の所出來ないやうであります試験的にいろ／＼のものを取つて見ましたけれども一つも相當に被覆することに付て今迄に於て成功したものを見ませぬ、矢張：（不明）と云ふことが大體に於て良くはないかと思つて居ります、工事に於きましても二十磅以上に水壓が上らなければ「エレクトター」に依つて地下三尺乃至四尺の所に置くと云ふことが外の水壓さへ相當の水壓に置けば宜いかと思ひます、今まで調査した結果はさう云ふことになつて居ります。

○議長（馬野精一君） 他に御意見がないやうでありますから次に移ります——八十一、八十二は何れも建議若くは要望でありまして、從來此種の議案は後廻しにしてあります、何れ一括して委員附託にしたいと思ふのであります、若しそれで御異議がありませんならば後廻しに致しまして他の類似の案件と一緒に委員附託に致したいと思ひます、それでは八十三に移ります。

（參照）

八三 國縣道ニ配水管引込細管等ヲ布設シ又ハ修繕ノ場合ノ手續ニ付承リタシ

提出者 長 崎 市

○三十二番（池原興人君長崎市） 八十三、八十四は今關係者が委員會へ行つて居りますから後廻しに願ひたいと思ひます。

○議長（馬野精一君） 八十三、八十四は何れも説明者が委員會に御出席で此席においてならぬさうてあります、之も後廻しに致して置きます。

〔書記朗讀〕

（八五） 計量給水ニ關シ最低料金ノ制ヲ設ケス從量制ニ依ラルル會員アラハ其實績ヲ承知シタシ

提出者 朝 鮮 總 督 府

○百十七番（西崎鶴司君朝鮮總督府） 普通の計量給水の所に於きましては大抵は所謂最低料金を設けられて居るやうてありますが、朝鮮に於きまする一二の例を見ますと、非常に水源其他の關係で或る時期に限りまして制限給水の場合が屢々あります、或は又大抵の水道は少數の例外を除いては自然流下の方法に依りて給水して居るのであります、さう云ふ場合には大抵經營費と云ふものは極く僅少で済むのであります、此經營費の餘り掛らない場合、言ひ換へれば餘り財源を考慮する必要のない場合、それから前申上げた勞費の甚だ多く又一方に於て水量の少い場合、斯う云ふ場合には、一方に於て勞費を制限し、一方に於ては水の使用料に依つて料金を徴收する、斯う云ふ負擔の公平と勞費の防止と云ふ方面から考へますれば、此の種の水道に於ては全然從量制に従ふことも不可能ではなからうか、又適當ではあるまいかと云ふやうな考へも起さるのであります、列席せられて居る各位の中には或は斯う云ふことは全然やつてお出でになるまいと思ひますが、若し斯う云ふことをやつて居る所の方がありましたら一應其方法と実績をお話を願ひたいと思ひます。

○議長（馬野精一君） 御意見がないやうてあります。

○四十七番（飯高新君甲府市） 從量制に於ける市は今の所實行して居るのは新潟市であります、今回は御出席がないやうてあります、我が甲府市に於ても全計量制に直す關係上從量制に依つてやつたらどうかと云ふことを調査して居りますが、まだ實行は致して居りませぬ、大體に於ては從量制に致しまして収入の不足する分は不足料金とか云ふやうなことで、専用栓、共用栓の各人に割當て、徴收する、一方は各使用したゞけの「メートル」の使用料に應じて幾ら／＼徴收する、斯う云ふやうにして行けば大體宜いと思ひます。

○百四番(出口勇夫君小倉市)

御参考にはなるまいと思ひますが、私の方は一部従量制に依つてやつて居ります、と云ふのは私の方の水道は陸軍といろ／＼の關係がありまして、軍隊に關しては従量制を執つて居ります、只今御提案のお話を承りましたが至極適當であるやうに考へます、御提案に對して御参考にはなりませんまいが、さう云ふ風にして居ります。

二九四

○百四十七番(安部源三郎君長岡市)

従量制に付きましては長岡市でつい最近給水を開始します場合條例を他の都市に付て調べて見ました、私共の意見は成べく従量制にしたいと云ふ譯で調べました所が他にも例があつたやうであります、それで従量制に大體すると云ふことで調査を進めました、多少其處に不都合がありまして、全然従量制にすると云ふことに參らなかつたと云ふ次第であります、最低料を切り詰めて共用水栓が一箇月の最低使用料が一立方メートル専用栓が二立方メートルと云ふことにしまして、夫れ以上の水量に對しては一定の料金を取ると云ふ制度にしまして、大體従量制に近い制度であります、給水を開始して間もないこととありますが、今の所種々利益があるやうてあります、それだけ申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか——御意見がないやうてありますから、次に移ります、八十六號は二十六號と一括して審議済でございます、八十七號に移ります。

〔書記朗讀〕

(八七) 上水中ノ鐵バクテリアノ試験方法如何

提出者 朝鮮總督府

○百七十三番(酒井謙治郎君朝鮮總督府) 「バクテリア」は從來其病原菌に付て相當調査を進められて居るやうてありますが、此鐵「バクテリア」は相當水道の維持經營上に影響を及ぼすものでありまして、私共の方の水道の中にも京都大學の川村博士が見へまして矢張鐵「バクテリア」が居ると云ふので、さう云ふやうな關係から水道の維持經營者として病原菌の微菌以外に斯う云ふ鐵に害を與へる微菌の試

験方法の完全なるものを定めて置くならば、吾々水質試験を致します者が非常に便宜を得ると考へるのであります、外國の例を見ましても、英國なんかの水道では濾過水に大變臭い香を持つて居る、其原因を調べた所が、鐵「バクテリア」が大變濾過水に蕃殖すると云ふやうなことが報告されて居ります、斯ふ云ふやうな點から如何なる方法で試験をしたならば宜いかと云ふ試験方法を若し御實驗になりました方がございしたならば伺ひたいと思ひまして提案したやうな譯でございます。

○十番(藤原九十郎君大阪府) 鐵「バクテリア」の證明法は現在の所殆ど困難でなからうかと私は考へます、鐵管内の病狀物の形成が鐵「バクテリア」或は酸化作用に依るか云ふことは茲に論ずるべきではありませんが、假に鐵「バクテリア」に依ると致しまして、鐵「バクテリア」は今まで培養が出来ないのであります、之を顕微鏡で見ると云ふものもありませんけれども、培養が出来ない、それであるから上水中に鐵「バクテリア」があるにしまして、却々之を検することが困難ではないかと思ひます、唯強力なる……に沈澱させて、若し沈澱物が出来ればそれに就て顕微鏡的の検査をすると云ふ位に止りはせぬかと思ひます、尙ほ培養液の調製に付きましていろいろありますけれども、例へば拘椽酸アンモニヤ蔞酸加里液と云ふやうなものを使つてやつて居る例がありますけれども、之に依つても完全には出来ない、唯幾かに純粹に近い程度には出来ると云ふ位の報告はありますけれども、私共の方ではまだ經驗がありませんから之だけ申上げて置きます。

○三番(佐々木仁君東京市) 東京市にしまして、鐵「バクテリア」を試験したことは餘りないのでございします、大分以前にやつた其成績を見ますと、其試験は鐵「バクテリア」自身が持つて居る色に依つて顕微鏡で識別する、其色を割合に長く保存させやうとする爲には「パーセント」の太白飴を入れるのが割合に有效であると云ふ報告が幾かにあります、若し御參考になりますれば参考と思ひまして、一寸申上げて置きます。

○議長(馬野精一君) 他には御意見が無いやうてありますから次に移ります、新問題追加と云ふ方に移

ります、大牟田市提出の九十二—九十一の番號が二つありますから御訂正を願ひます。

〔書記朗讀〕

(九二) 給水使用料徴收上左記各項ニ就キ各市ノ狀況承リタシ

(イ) 出張徴收サレ、向アラハ其ノ狀況

(ロ) 外勤員督勵ノ際假領收スル向アラハ之ニ弊害ノ件フ様ノコトナキヤ

提出者 大牟田市

○九十三番(竹尾英敏君大牟田市) 私の方は共用、専用共に使用料は毎月徴收することに致して居ります、而して小都市のことでありますから、市役所の金庫の出張人が一ヶ所て之を徴收することになつて居ります、それで段々収入の歩合が悪くなつて居ります、種々に付て研究をしましたが、或は出張徴收をしたものか、又は外勤員を以て假徴收をさすか、斯う云ふ方法に付て考へて居るのであります、之に付て各市のお取扱振が承りたいのであります、七十九號に付きましては出張徴收をされたやうなお話もあつたやうであります、尙ほ之に付て他に良い方法があるならば、此際承りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 別に御意見がないやうでございます、九十三號に移ります。

〔書記朗讀〕

(九三) 濾過池ニ繁殖スル「クレノトリツクス」ノ濾過作用ニ及ホス影響ニ就キ經驗セ

ラレタル向アレハ其結果ヲ承リタシ

提出者 長岡市

○百四十七番(安部源三郎君長岡市) 我が長岡の水道には多少鐵分があります、其關係上、それと濾過地の關係上「カパー」を付してあります、そう云ふ關係からして濾過池に非常に「クレノトリツクス」が繁殖して居ります、それで濾過の状態が餘り面白くないのであります、面白くないと云ふのは良い結

果を濾過作用に及ぼさないやうであります、それで種々調べて見ましたのでございますが、大變濾過面にまで繁殖して非常な關係を及ぼした例もあるやうであります、引續き實驗をしたいと思つて居ります、研究を重ねたいと思つて居ります、就きましては會員の方で之に付て實際經驗せられた方がありますれば、其模様を詳しく拜聴出来ますれば將來の研究の參考になると思ひまして此問題を提出した次第であります、若し經驗された方がありましたら御教示に預りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 御意見ございませぬか——御意見がないやうであります、委員附託になつて居りました二十七號の委員會が終了致しました、只今から御報告があります。

○委員長七番(島崎孝彦君大阪市) 只今議題になりました、二十四號、二十七號、五十八號、六十號、六十九號、此五問題の委員を私共十五名の者が委託を受けまして、十二日と本日と二回委員會を開きまして漸く決定致しましたから、此委員會の経過の概要と結果とを御報告致します、先づ二十四號から申し上げます、二十四號は種々問題がありまして、再建議とすると云ふ意見と、それから既に決議して報告済のものであるから再建議にすると云ふ意見と、新たに建議せよと云ふ御意見がありました、結局委員會に於きましては、内容は既に建議したのと同様であるから形式は再建議として、實行委員を定めて之が達成をして貰ひたいと云ふことに決定しました、それから次の二十七號及び五十八、六十、六十九、の四間の中で六十九號は提出者の佐賀市が御缺席になつて居ります爲に、從來の慣例に依つて自然消滅と云ふことになりましたから審議致しませぬでして、残る三つの中で五十八號は最も重要な問題でありますからして、直ちに建議すると云ふことに決定致しました、それから付け加へて申し上げますが、此問題に付きまして、鑿井の如き地下水の水源涸渴の場合に對する取締りの問題をも付け加へて建議したらと云ふ御意見の方もありましたけれども、それは多少本問題と趣を異にして居りますので、それは別に更めて問題として戴くことにして、此問題には合併しないと云ふことに致しまして建議五十八號は其案文通りて再建議と云ふことに決定致しました、それから残りの二十七號

と六十號とは既に建議せられた問題を促進すると云ふのでありますからして、先づ以て從來どう云ふ事項が建議せられて居るか云ふことを主催地にお願ひ致しまして調べて戴きました、それが十一項計りありますので逐條審議を致しまして、取捨撰擇して、再建議すべきものは再建議し、今日其必要がない此儘で宜いと云ふものに對しては其儘にし、取捨撰擇致しました結果再建議しやうと云ふのが水道條例中の改正の件であります、それは第十九回に神戸市から提出になりましたして實行委員に附託されて居ります水道條例第一條の中「家主の負擔とす」の文句を「家主又は借家人の負擔とす」と云ふことに改正して貰ひたいと云ふこと、それから同じく水道條例の第三條及第十一條の但書の規定、其中で第九條の削除を其筋に建議の件、之は同様に再建議すると云ふ風に決定致しました、それから同じく水道條例の第六條の中で、官有の土地に付て水道用地が必要な時は之を拂下げ又は貸付すると云ふ條例の中で、無償で拂下げて貰ふ「無償にて」と云ふ四字を挿入する、之も再建議すると云ふことに致します、今水道條例中の改正の件が三問ありますが、之を合併致しまして水道條例中改正の件と云ふことに致しまして再建議すると云ふことに致します、それから大正十年の勅令三百三十一號と云ふのが前に建議になりました、今のは十九回に京都市から提出になった案であります、其外第二十一回に門司市からの提出で「水道の基本計畫云々促進の件」と云ふのが、建議になつて居ります、此二つを合併しまして再建議する、斯う云ふことに致して、其以外のものは多少ありますけれども從來の建議其儘に致しまして、別に此際には之に觸れないことに決定致しました、それから其實行方法と致しましては只今申上げました二十四號、二十七號、五十八號、六十號、之は何れも之に共通致しまして同一の實行委員に附託することに御依頼した方が、委員は從來定められて居ります實行委員と、それからそれに提出者を加へたものと云ふ大體趣旨に副ひます、さうして東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸、佐世保、長崎、濱松、長野、鳥取、之が前の實行委員若くは提出者と云ふことになつて

居りますから、此十一都市に實行委員をお願ひして促進を計ると云ふことに致したい、斯う云ふ風に委員會で決定致しましたからどうか之に御賛成を願ひます。

○議長(馬野精一君) 只今の御報告に對して御質問がございますれば御提示を願ひたいと思ひます、御異議ございませんか——委員會の報告に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 満場御異議がないやうでございますから委員會報告通り決定致します、二十五號の委員會が未だ開かれて居らぬさうであります、委員の方は休憩時間中にお集りを願ひたいと思ひます、十分計り休憩を致しまして十一時から開會致します。

午前十時二十二分 休憩

午前十一時 開會

○議長(馬野精一君) 開會を致します、豫て委員附託になつて居りました、宿題二の「協定水質試験法改正ニ關スル件」の委員會が終了致しましたので、唯今から御報告があります。

○十番(藤原九十郎君大阪市) 宿題第二の「協定水質試験法改正ニ關スル件」に付いて、委員會の結果を御報告します、其前に一寸本宿題の沿革に付て一言申して置きたいと思ひます、水質試験法改正問題は七八年以前から個々の事項に付きまして各都市から提出されて居つたのであります、第二十一回の小倉市に於て開かれまして協議會に於きまして、是を一括致しまして、協定水質試験法改正に關する件と云ふ問題の下に收めて、其方法の改正に付て大阪市に草案の作成を頼むと云ふ決議があつたのであります、それで大阪市に於きましては、一箇年間慎重に本問題に付て考究し、尙ほ英國及「アメリカ」に於ける協定水質試験法を參照して、今日茲に最も確實に、最も簡便に出來ると云ふ方法を採用する意味に於て草案がなつたのであります、さうして昨年第二十二回の協議會に於きまして、「水

質試験法改正草案なるものを各都市に配布しまして、其後更に一箇年間、之に付て各都市が研究した、其結果次の會、即ち本協議會に於て報告し、さうして委員會の決議で定めやうと云ふことになつたのであります、そして本委員會は、二日間に亘つて此改正草案に付て慎重審議を凝らしたのであります、其結果大體に於て大阪市の草案を認めて、唯二三削除及變更を加へたのであります、其各項目に付て一々申上げると良いのであります、大體時間を取りますし、繁雜でありますから、現行法と違つて居るだけを申上げたいと思ひます、其違つて居る點は、第一に、現行法の第二化學的試験法と云ふのを、之を第二理化學的試験法と云ふことに改めて、それに溫度の測定を本法内に加へたのであります、それから第二の「アルカリ」度の測定、「クロール」定量、亞硝酸定量、過「マンガン」サン「カリ」消費量、それから硬度の測定、鉛の定量、是等の定量試験法は從來もありませんたのであります、それを從來よりも少し詳細に明瞭に、さうして成るべく正確に簡便に出来る方法に變へたのであります、第三に鐵の試験法を加へたのであります、それで鐵の試験法で、鐵管に粒狀物の形式の出る上に於て、相當必要な試験事項と思ひますから、之を加へたのであります、第四は此試験法の中で「アルカリ」度及酸度の定量、それから硝酸の定量、亞硝酸の定量「アムモニア」の定量、硬度及鐵の試験、是だけを必要に應じて増加する、是は從來と同様であります、即ち從來より化學的試験法に於て日常やる試験は増加して居らないのであります、但し春夏秋冬四期に亘りまして、源水及濾過水に付て、本試験法の全部をやると云ふことを定めたのであります、従つて從來第一回完全分析法をやつて居つたのであります、是は餘り意義がないと思ひますから、之をやめる、其代りに春夏秋冬四回に本試験法を行ふと云ふことに定めたのであります、第二の化學的試験法はそれだけではありません、次に第三の細菌學的試験法、此項目で改正の最も大きい點は、從來細菌を培養するのには、原則として「ゲラチン」培養基を使つて居つたのであります、所が實際は此「ゲラチン」を使つて細菌を見ると云ふことは非常に困難な問題でありますからして、「ゲラチン」が溶けて細菌數を見ることが出来

ないと云ふことが屢々起ります、それで「ゲラチン」に代ふるに今度は本則として寒天を用ひる、さうして此培養試験は二十四時間、三十七度の孵卵器内に於て之を行ふと云ふことに定つたのであります、無論「ゲラチン」を用ひることも宜しい、但しさう云ふ場合には四十八時間、攝氏二十度に於て培養すると云ふことになつたのであります、之に依つて細菌聚落數を知ることが、二十四時間だけ早くなつたのであります、それともう一つ細菌學試験法に於て新しく加はつたのは、大腸菌の試験法であります、大腸菌の試験法は、是は從來から之を加へると云ふことが、今まで大分賛成もあつたのであります、其試験方法に於て、大分困つて居つたのであります、それで今度の委員會に於て、大體先づ是ならば、日常やつてもやれると云ふ試験方法を得まして、それに依つて大腸菌の試験をやると云ふことにしたのであります、改正の要點は是だけであり、尙ほ本水質試験法を施行する時期は、來年の一月より之をやると云ふことにしたのであります、どうか本委員會は、加盟各都市の水質試験に關係のある人々が寄つて、慎重に審議した結果でありますから、本會議に於ても、滿場の御賛同を得たいのであります。

○議長(馬野精一君) 唯今の御報告に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでありますから、御報告通り決定致します、次に第二十五號の委員會も終了致しました、引續き御報告を御願ひ致します。

○五番(馬場收治君名古屋市) 委員附託となりました新問題の二十五號であります、即ち水道統計表中に各種業態別の平均消費水量の統計を追加致したいと云ふ濱松市の御提案になつたものであります、之は慎重審議を致しました所が、長崎市の委員よりは、斯く廣汎なる問題は寧ろ書面に依つて必要の時照會された方が適當であらう、其意味に於て之は賛成し兼ねる、斯う云ふ御意見であつたのに對しまして、提出者たる濱松市の委員は、各種業態別と申しても餘りに廣汎に亘らなくても、せめて七

入種のものに止めても宜い、七八種の業態別統計で宜い、さうして毎年出来なければ大體に於て業態別の消費量がどの位の程度であるかと云ふことを知る爲には僅かに一回でも宜しいから調べて貰ひたいと云ふやうな御意見もあつたのであります、それに對しまして東京市の委員から御意見がありましたが、東京市は目下放任、計量併用の制度でありまして、衛生状態の改善進歩に伴ひまして淨化装置と云ふやうなことの發進につれて非常に使用水量に變化がある、之の調査に付ては非常な手数を要するであらうから遺憾ながら賛成しかねると云ふことであつたのであります、廣島市に於きましても略々同様の御意見でありまして、衛生状態の變化の甚だしい都市であり、且つ放任計量併用都市では斯う云ふことは餘り参考にならない、斯う云ふ御意見でありました、それに付て大阪、神戸の否決説等がありました、其結果提案市たる濱松市より、さう云ふことであるならば此問題は撤回することに致したい、斯う云ふ御意見であつたのであります、そこで委員會は満場之を認めることになつて閉鎖致しました次第であります、左様御承知を願ひます。

○議長(馬野精一君) 次には後廻しになつて居りました三十七號を議題に供します。

〔書記朗讀〕

(三七)

水道事業ノ向上發展ヲ計ル爲九州ニ於ケル水道布設各市町上水主任協議會ヲ設立シ大正十五年四月十一日第一回ヲ福岡市ニ於テ開催セリ而シテ爾後毎年全國上水協議會ノ例ニ倣ヒ引受市又ハ町ニ於テ開催スルコトニ決定セリ從ツテ全國上水協議會ニ對シ提出スル諸問題ニ就テハ九州上水主任協議會ノ名ニ於テ爲スモノアリ右容認相成度

提出者 福岡市

○九十八番(上田新介君福岡市) 私は提出市の故を以ちまして九州本會加盟市町を代表して甚だ僭越てありますが、此問題に付て説明致したいと思ひます、其前に今お讀上げになりました問題を修正して

戴きたい、最終にありませう、九州上水主任協議會の名に於て爲すものありと云ふのを九州各都市代表者の名に於て爲すものありと御修正を願ひたい、實は昨年高崎市に於きまして第二十二回の協議會が開かれました時に、九州に於ても相當の加盟者があり、殊に事情を同じうして居る土地柄であるから、總ての點が本協議會に於て九州各都市が意見を交換する上に於ては、其前提として本協議會前に九州全市が集つて――加盟各市が集つて親しく膝を交へて、本協議會に諮るべき問題であるとか其他の問題に付て話されたらどうかと云ふ話が出ました結果、歸りまして各市の意見を徴しました所が皆賛成して來られませしたので、取敢ず我が福岡市で第一回を開いたらどうかと云ふことに決定致しました故に、茲に書いてあります本年四月十一日に本會加盟都市の十三市町の方のお集りを願つたのであります、其上で茲に問題を提出する上に付て宿題其他に付て論じ以下殆ど四五十の問題を協議しました、其中で本協議會に諮るべき問題は我が九州の吾々の集つた主任協議會に於て問題を定めて提出したらどうかと云ふことに決定致しましたから、此事を京城府に向つてお問合せしたのであります、如何にするものであるか、十三市町から提出した問題は其市町名に依つて爲すか、或は代表的に其主催市から爲すかと云ふことをお尋ね致しました所が、兎に角それは主催地の名で出して貰つた方が宜いと云ふ御回答がありましたので、此問題は僭越ながら福岡市から出したのであります、内容は各都市の意見に依つたものであります、其趣旨は本協議會に於て十三市町の人が皆出て種々の意見を持ち出すと云ふことは議事進行上に於ても差支へる、九州は九州で纏めたならば一々各自が本會で意見を述べる必要はない、斯うすれば一時間て済むものは三十分で済むと云ふ趣旨に於てやつたのであります、字句に於て此九州とか全國とか云ふ字句は少し拙いやうてあります、兎に角趣旨はさうでありますからどうか只今申述べましたやうな理由に依つて全會一致を以て之に御賛成あらんことを希望する次第であります。

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 福岡市にお尋ね致します、九州各都市と云ふのは無論上水協議會の

加盟者と承知して宜しうございますか——九州各都市の中で上水協議會に入つて居らぬ都市はございませぬでせうか。

三〇四

○九十八番(上田研介君福岡市) 入つて居ない都市はないのであります、本協議會加盟者ばかりが集つて相談すると云ふのであります、水道を持つて居る者でも本協議會に加盟してなければ此協議會には入れないと云ふ主義の下にやつて居るのであります、どうか其お積りて……。

○二十五番(二日市貞一君小樽市) さう致しますと別に本會の規約にも差支へないやうでございますから福岡市の御提案に賛成したいと思います。

○五番(馬場收治君名古屋市) 「全國上水協議會に提出する諸問題に付ては九州上水主任協議會」と云ふのを「各都市代表者の名に於て爲すものあり右容認相成度」と云ふのですか。

○九十八番(上田研介君福岡市) 其通りです。

○五番(馬場收治君名古屋市) さう致しますと、九州に於ける水道經營の都市町村と云ふものは全部上水協議會に加盟して居るかどうか一寸……。

○九十八番(上田研介君福岡市) さう行かない、例へば二十都市ありまして十三だけが加盟して居ると云ふことになるのであります。

○五番(馬場收治君名古屋市) 「九州各都市代表者の名に於て」と云ふのは、九州各都市水道業者を網羅して居ることになります。

○九十八番(上田研介君福岡市) 「加盟」と云ふことを入れたのであります、餘り趣意が趣意でございますから加盟と云ふ文字は省いたのであります、法律的に解釋されると抵觸するかも知れませぬが私の意見はさうではないのであります。

○五番(馬場收治君名古屋市) 御相談しますが、九州上水協議會の會員が全體を以て一つの問題を可決された場合に於てならば其全體の市町村名を書くことと云ふことは出来ませぬか。

○九十八番(上田研介君福岡市) 實はそれを列記したのであります、將來加盟市が二十になるか三十になるか分りませぬ、さうなると餘り複雑になりますから、今申上げたやうに九州各都市代表者と云ふことにして、福岡市提出ならば福岡市以外何市町、長崎市ならば長崎市外何町と云ふこととて提出したいのであります、如何ですか。

○五番(馬場收治君名古屋市) 五十八問であります、上水道の源水の取締法制定に付き内務大臣へ再建議する、斯う云ふ問題で一例を申しますと之は連名で出て居ります、斯う云ふ工合にしたならば代表であるとか何とかと云ふことを書かなくても済むやうに思ひますが……。

○九十八番(上田研介君福岡市) 連名でも別に差支へはありませぬが餘り煩雜でありますから、斯う云ふこと出来ればお互に便宜と思ひまして提出したのであります、御賛成がなければ仕方ありません、さう云ふことにしても差支へはありませぬ。

○五番(馬場收治君名古屋市) 私は趣旨に於て別に異議のある譯ではございませぬが、上水道の協議會の會議規則の上から見れば、九州上水協議會なるものは何等關係無いものでありますから、従つて會員でもなければ會費の負擔をして居るものでもない、それば先程申しました如く利害共通の問題であるならば其共通問題を出した都市が連名されたならば何等會議規則の上に於きまして、抵觸することもなければ掛り合ひもないやうに考へます、其意味に於て私は賛成致します。

○九十八番(上田研介君福岡市) 五番のお説はよく分りましたが、此事は既に私も意見を述べましたし又お答へしたのでありますから、後は全會の御意見、議長の御意見に委せまして、何れになりともお決め下さることを希望致します。

○議長(馬野精一君) 他に意見はありませぬか。

○二番(仲田聰治君東京市) 只今五番のお説の如く各都市連名で提出すると云ふことに修正の上賛成したいと思ひます。

○七番(島崎孝彦君大阪市) 趣旨は同じこととありますが、各都市の連名を一々書く代りに何都市外何都市と云ふことに合併して書かれても差支へないであらうと思ひます、例へば福岡市が提出者ならば福岡市外九州十四加盟都市と云ふことにしても差支へないものと思ひます、さう云ふ風にしたら如何ですか。

○議長(馬野精一君) 九十八番は其意味に於て御訂正になつたら如何ですか。

○九十八番(上田研介君福岡市) 今の御意見の通りで宜しうございます。

○議長(馬野精一君) どう云ふ風にしますか。

○九十八番(上田研介君福岡市) 本問題の提出市の「福岡市」とあるのを福岡市外加盟十二市町と云ふことに……。

○議長(馬野精一君) さうぢやないのです、九州各都市代表者の名に於て「と御訂正になりましたが、「各都市代表者」と云ふ文字を只今七番のお説の通りにもう一遍御修正になつた方がよくはないかと思ひます。

○九十八番(上田研介君福岡市) 福岡市と云ふのは今年は福岡市であり来年は何處になるか分りませぬ。

○議長(馬野精一君) それぢや斯うしたらどうですか、九州各都市代表者の次に括弧を入れます、(何々市外何市)と云ふ風に括弧だ註釋を加へたらどうですか。

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 本問題は既に此精神を認める以上は名前の如何と云ふことを拘束する必要はない、只今「福岡市外何都市」と云ふことに致しました所が將來に於て變更する所があるかどうか分らぬ、さうすると自然それも變更しなければならぬと云ふことになるだらうと思ひます、であるから此精神を認める以上は名前は何れても別に拘束する必要はなからうと思ひます、であるから此問題は可決と云ふことにして御進行を願ひたいと思ひます。

○四番(原田興作君東京市) 此福岡市は現在會員であります、九州上水主任協議會は會員でないように思はれるので勿論主任協議會が現在如何なる市に依て組織されて居り又將來上水協議會々員以外のものも主任協議會の會員になるかどうかと云ふことが判明して居りませぬから一概には云はれませぬが、若し主任協議會會員中に本會に加盟して居らぬ會員があつてさうして九州上水協議會と云ふ名に於て問題を提出しますと會員以外の者が問題を提出すると云ふことになりはしないかと思はれるのであります、此點に於て福岡市の御説明を承りたいのであります。

○九十八番(上田研介君福岡市) 先程から申上げて居る通りであります。

○五番(馬場收治君名古屋市) よく此問題の内容を玩味致しますと、九州上水主任協議會と云ふやうな名に於て此問題を提出しやうと云ふのであります、各都市が連名で共通問題を出すに於ては何も斯う云ふ問題を提出する必要はないであらうと思ひます、此意味に於て此問題は撤回された方が適當ではないかと思ふのであります。

○九十六番(小川八二君門司市) 此加盟都市の一事であります、別に各都市が連名で提出すると云ふ場合に於て、斯う云ふ問題が九州上水協議會と云ふものを組織して居りますから、その總ての承認の下に出すと云ふ意味が簡單に表示出来れば宜いのでありますから、其意味に於て連名するよりも、さう云ふ組織があつて、其別名として簡単な名前を付けると云ふことであります、どうかさう云ふ意味に於て御賛成が願ひたいと思ひます、簡単な名稱を以て意思が表示出来るやうに御賛成が願ひたいのであります。

○議長(馬野精一君) 先程の五番の撤回説に賛成があるやうでございますが……。

○九十八番(上田研介君福岡市) さうすると此協議會の精神は何處にあるのですか、法律的になるとか、官僚的に走つて撤回するとかせぬとか云ふことは協議會の精神に大なる阻害を來たしはしないかと私は憂へるのであります、殊に初めに於ては大分賛成があつたやうてありましたが、五番の如きは御賛

成のやうに初めは聴取りでしたが、最後まで聴いて居れば反対であると云ふことで、撤回せよなどと協議を掻き壊してしまはれると云ふやうなことは本會の精神ではないと思ひます、どうか議長に於て公平なる御判断を願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 此問題は大分面倒なやうでありますから……。

○二十八番(長瀬好和君、尼崎市長) 私は此問題は大した問題でもないやうに思ひまして賛成したいと思ひます、全國各市の市長會議に於ても斯う云ふ例は澤山ある、或は近畿市長會議であるとか、或は關東市長會議であるとかと云ふやうな會の名儀で以て共通事件を市長會議に出すと云ふ例は澤山ありまして、議事の上から申しまして非常に便宜であります、唯問題となつて居るのは、提案の趣旨にありませう「上水道布設各市町」斯う云ふことがありまして爲に、加盟以外の市町が入つて居らぬかと云ふ疑問が起つた爲に、之を「上水道事業の向上發展を計る爲九州に於ける本會加盟の各市町上水協議會」斯う初めからありましたら皆さんは異議はないかと思ひます、私は其意味に於て賛成致します。

○十九番(關源三郎君、神戸市長) 大分此問題に付まして御議論もあるやうであります、私は九州一圓の各都市に於て、斯の如く全國上水協議會がある以上は、尙ほ進んで向上發展を計ると云ふ意味に於て研究すると云ふことは互に喜ぶことであらうと私は考へるのであります、さう云ふ事情でありますから別段之を撤回せよと云ふことでなくとも、先刻からお話もあります通り各市加盟都市と云ふことであれば何等差支ないと私は考へますので賛成致します。

○議長(馬野精一君) 如何でございますか、九州各都市を代表すると云ふことに致して置かしまして、其精神は先程七番からのお説の通りに福岡なら福岡外何ヶ市と云ふことに致しまして提案することに全會一致御容認になつたら如何ですか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 別に御異議の聲もないやうでありますから左様に決定致します、それから四十二

號と四十九號の委員のお方は只今から委員會をお開きを願ひたい、委員のお方は、東京、大阪、横濱、京都、名古屋、神戸、福岡、朝鮮總督府、長崎、廣島以上十名のお方でありませう、どうか別室で委員會を直ちにお開きを願ひたいと思ひます、六號が後廻しになつて居りますから之を議題に供します小樽市の提案でございます。

○二十五番(二日市貞一君、小樽市長) 此問題に付しましては大體必要論を申し上げたのであります、必要であると思ふことと各都市に於て御研究なさると云ふ程度に於て議了なさつて差支へないのであります。

○議長(馬野精一君) 六號は大分書面の答申もあるやうでありますから書面の御答申で御承知を願ひたいと思ひます、それから三十六號が後廻しになつて居ります、之を議題に供します、(「只今委員會に出席」と呼ぶ者あり)——委員會に行つて居られますか、それでは又後廻しにして置きます、六十五號が後廻しになつて居ります、之を議題に供します。

(參照)

(六五) 濾過水ニ鹽素消毒ヲ施行スル際ニ於ケル注加鹽素量ト細菌復活現象ノ關係如何

提出者 廣島市

○七十三番(服部宜元君、廣島市長) 此六十五問題に付きましては京城府より大いに參考になるお答を得ました、又京城府に於ては一般源水に注入されたやうであります、私の方は濾過水に之を注入して居る其差があると思ひます、私の方では大正十四年二月から偶々廣島に腸窒扶斯が非常に流行しました爲に之を瓦斯状態にして注入致したのであります、腸窒扶斯流行の原因が那邊にあつたか分らないのでございますけれども「コロル」消毒を行つたと云ふことも其効果を挙げましたものであらうと考へます、それで同年七月からやりまして今日では往々此消毒法を行つて居りますけれども、未だ日が浅いので成績も出ないのであります、それで本問題を提出致しました次第であります、唯茲に一言

敷衍して置きたいと思ひますことは、鹽素の注加量であります、是は私共の所の成績では攝氏五度内外に於て一・八乃至二・二程度に於て此目的を達するやうに思ふのであります。

○議長(馬野精一君) 書面の御答申だけで御満足でございますね——それでは七十五號、七十六號京城府の提出問題が後廻しになつて居ります、之を議題に供します。

○百五十一番(堀内次雄君臺灣總督府) 七十六號も一緒に……

○議長(馬野精一君) 七十五號は御意見ありませぬか——御意見がないやうでありますから七十六號に移ります。

○百七十三番(酒井謙治郎君京城府) 水道の源水に發生したる「ブランクトン」が往々濾過水中に一種の臭味を與へるやうなことが、從來の水道の記録を見ますと往々あるやうでございます、それで斯う云ふことに出遭ひました時にどう云ふ種類の「ブランクトン」が多くなり、又それに對する處置方法はどう云ふ方法であるかと云ふことに付て各市の御意見がありましたら承りたいと思ひます。

○百五十一番(堀内次雄君臺灣總督府) 此問題に對して餘り適切なる御參考にはなるまいと思ひます、臺灣に於きましては四ヶ年間「ブランクトン」に付て調査致しましたので之を御參考に申し上げますと思ひます、學名を申上げるとは略しますが、確定した種類が五六種あります、外にも數種學名未定のものであるのであります、尙ほ明日になります、報告の時に申上げやうと思つて居りますが、濾過池を通過したと思はれる所に「ブランクトン」が……さう云ふものが淨水池を掃除した時に其底から出て來たのであります、それは明日報告で申上げること致します、尙ほそれと同時に鱒が出たこともありますから、之も明日申上げます。

○議長(馬野精一君) 他に御意見はございませぬか——御意見がないやうでありますから、通過を致します、次に和歌山市提出の十三號が後廻しになつて居ります、之を議題に供します。

(參照)

(一三) 國庫補助ヲ受ケタル水道布設工事用剩餘材料處分ニ關スル取扱改正方其ノ筋ニ與申ノ件

提出者 和歌山市

理由 從來國庫補助ヲ受ケタル水道布設工事用殘材料ヲ處分セムトスルトキハ其處分方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ要スルコトニ條件ヲ附セラレアルモ斯デハ之力手續後認可迄ニ時日ヲ要シ爲ニ處分ノ時期ヲ失シ不尠損失ヲ蒙ル虞アルヲ以テ之等ハ適宜處分方法ヲ定メ主務省ヘ報告スルコトニ改正方其ノ筋ニ與申セムトス

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 本問題は皆様御異議ないことと思ひますが、過日他の建議案と同

一にする爲に保留すると云ふお言葉であつたものでありますから、建議案の案文等に付て委員附託にてもなるやうにお察し致しましたが、其建議案文の起草委員と云ひますか、其方は如何でございますか。

○議長(馬野精一君) 長崎はあいてになりますか——それでは十三號は八十一號、八十二號と同様に其筋に建議すると云ふ案でありますので、八十一號、八十二號此二間に關する皆さんの御意見を拜聴しました上で、若し委員を設けることになりますれば此十三號と一緒に委員に附託したいと思ひます、十三號は暫くお預り致して置きまして、八十一號の審議に移りたいと思ひます。

(參照)

(八一) 大正十年勅令第三一一號地方長官ニ對スル委任事項第二號中改正建議ニ關スル件

提出者 長崎市長

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 八十一號は京都市主催の協議會の時に同一の建議がしてあります、そ

れがまだ其儘になつて居ります、それで私の意見は既に建議したのですが、其希望を達して居ないから此際重ねて其實現を促進したい、斯う云ふ希望から案を提出致しましたのであります、それで他の建議事項の實現を促進すると云ふ問題が既に決定致しましたので此八十一號は完了したことになります、是は此儘で……。

○議長(馬野精一君) それでは八十一號は二十七號に包括されたものとして通過致します、次に八十二號……。

(參照)

(八二) 市長ノ管理スル市道ヲ水道布設ノ爲メ占用スル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル様其筋ニ要望ノ件

提出者 長 崎 市

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 之は道路法に依りますと六大都市は別でありますが、市長が管理して居る市道、國縣道以外の道路に布設する場合にも矢張知事の認可を経なければならぬ、それは實際から考へますと云ふと、管理者の市長ですから市長自身が必要の場合使用するのに知事の認可を受けると云ふことは可笑しく、又市長自身が管理して居る市道を使用するのに不當の使用方をする譯がない、之等は全く無益な手数をかけられて居るやうに考へます爲に、市道に關して市長が鐵管を布設する場合は認可を要しないと云ふことに改正して戴きたいと思ひます、之は認可を受けなくてやつて居られる所もあり、又認可を受けて居られる所の市もあります、どうも各市種々になつて居るやうでありませう、私共の所も以前はさうでありましたが近頃は縣の方では是非認可を受けなければならぬと云ふことに最近解釋が變りましたので、徒らに手数をかけなければならぬやうになつたのであります、それで本會の決議を以て各府縣同一に認可を要しないやうに取扱つて戴くやうにしたい、斯う云ふ意味で本案を提出したのであります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議がないやうでありますから其筋に要望することに決定致します。

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 要望は東京市の理事の方に一任したいと思ひます。

○一番(神田眞君東京市) 一寸長崎市にお語り致しますが、今のお話の中に全然やつて居られる所もあると云ふお話がありました、全然なすつたら如何ですか、今のお話の中に全然やつて居られる所もあるもかも効力が薄くなるやうに思はれます、大分今度は要望事件が澤山ありますから、之はもう一年位様子を御覧になつたら如何ですか。

○議長(馬野精一君) 之は既に要望することに決定致しました、但し要望の文案其他の點もございませうから、和歌山市の十三號と一緒に同一委員に附託したら如何かと思ひます、委員は如何致しませうか、議長指名に御一任下さいませうか。

○八十一番(五十嵐吉三君和歌山市) 別に委員を設けなくても理事の方に案文をお願いしたら宜いと思ひます。

○議長(馬野精一君) それが至極明案のやうですな——それでは十三號は八十二號と共に理事にお願ひ致しまして手續して貰ふことに致したら如何なものでございませうか、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでございませうからさう云ふことに願ひすることに致します、どうぞ一番左様お取計ひを願ひます。

○一番(神田眞君東京市) 承知致しました。

(參照)

(八三)

國縣道ニ配水管引込細管等ヲ布設シ又ハ修繕ノ場合ノ手續ニ付承リタシ

三一四

提出者

長

崎

市

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 之も八十二號と同じことですから、唯路線が違ふと云ふので、國縣道に鐵管を敷設すると云ふ場合は之れは何うしても知事の即ち監督官廳の認可を経なければならぬ管と思ひます、之は認可を受けることになつて居るのでありますが、鐵管が破損したりするやうな臨時の出来事がある、さう云ふ場合に一々認可を受けたりして居ると實際差支へる、漏水杯を其儘にして置かなければならぬと云ふやうなことになる、之は各市は何う云ふ風にして居られるか、從來は私の方では或は事故報告で電話で知らしめると云ふことにして居ります、各市ではどう云ふ取扱ひになつて居りますか。

○議長(馬野精一君) 御意見ございませぬか。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 私の方では配水管を敷設する認可を取ります時に、配水管及び之に附屬する細管、斯う云ふやうに書いて置きました、民家の給水に用する給水管は當然後程施行すると云ふやうな認可の取方を致して置きました、従つて後々民家に給水する給水工事に付ては一々認可を取つて居つては民家に給水出来ないやうなことになりますから斯様に致して居ります。

○議長(馬野精一君) 他に御意見がないやうでございますから次に移りまして八十四號。

(參照)

(八四)

高區方面給水不能區域ノ境界ニ標示ヲ爲スノ件

提出者

長

崎

市

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 之は些細な問題でございますが、之は實際の問題として近頃私の方で少し考へて居ることがあるので、夫は近頃家が山手の方面に大變増築されたのであります、家を建

てる人は景勝の地をトして貸家營業と云ふやうな人が盛んに貸家を目的として家を建てる、それは今建てるに其處の地位杯の關係上、給水が出来るところとか出来ぬ場所とか云ふやうなことは餘り考へて居ないのであります、さうして家が掃底だからと云ふので初めは水が取れぬでも水揚げの装置もない水道装置が無いのも満足して居りますが、日が経つと水が無くて困るから、せめて夜間だけでも出れば宜いから給水装置を願ひたいと云ふやうなことを願つて来る、全然給水不能の箇所は断りますけれども、夜間一時間でも二時間でも宜いから給水して呉れと云ふことになれば、それを無下に断り悪いので、成べく便宜にと云ふことで註文に應ずると、それが二三年すると水の出ないのに給水装置もせず給水をしなないと云ふのは不都合であると云ふ苦情を持ち込むやうなことがある、これが爲めに山手方面の給水に付ては非常に苦心して居ります、さう云ふ場合に目標でも立て、之れ以上は給水不能の區域であると云ふやうなこともしなければならぬやうに思ふが、何か之に對する宜い方法をお執りになつて居る所がありますか、若しありましたならば此席上で承りたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 別に御意見がないやうであります、それは本日は是にて散會致します、雨が降つて参りましたので寫眞を急いで撮りたいと思ひますから、只今から直ちにおいてを願ひます、午後一時から御講演があります。

午後零時七分 散會

午前九時四十五分 閉議

○議長(馬野精一君) 開會を致します、三十六號が一題残つて居りますので之を議題に供します。

(書記朗讀)

(三六)

全市給水加速的普及ノ爲工專費無料ニ要スル起價ノ可否ニ就テ

提出者

編

岡

市

三一五

○九十八番(上田研介君福岡市)

本問題に付きましては各市より種々と御意見を承つて居りますから之に依つて議了として終りたいと思ひます。

三一六

○議長(馬野精一君) 御意見はございませぬか——御意見が無いやうでありますから三十六號は通過を致します、それから四十二號と四十九、此二問題が委員附託になつて居ります、只今から委員会の御報告をお願ひ致します。

○委員長(七十一番今中権六君廣島市)

四十二の問題に付きまして委員会の協議の結果を大體御報告申上げます、此問題は「ラヂヲ」の一端を水管に取付けることに付て害が有るか無いかと云ふ問題であります、委員会に於きましては慎重に調査研究致しました其結果大阪の方では既に此問題に付きましては御研究中でありますけれども、まだ其害が有るか無いかに付きましては決定になつて居らぬやうであります、併し實際お取調べになつた結果に依りますと云ふと、極めて微弱の電流であつて、僅かに百萬分の一位のものであるから別に禁止する必要はないであらう、斯う云ふことであるやうです、又種々御調査になりましたして逓信省の専門家にもお尋ねになつたやうですが、其方も別に差支へないであらう、斯う云ふことであつたやうです、それから東京市に於ても逓信省の方に御依頼になりました御研究されたやうであります、此方でも別に害が無いであらう、斯う云ふことであるやうです、それから朝鮮總督府の方でも此問題に付きましては御研究になつて居りまして、一週に二回か三回此事に付て御試験が出来たやうですが、此方でも別に支障はないであらう、斯う云ふことであります、又其上逓信局の方へ種々お尋ねになつたが其方でもやつて差支へないであらう、斯う云ふことであつたやうです、それから名古屋市に於きましても、前申しました各市及總督府と同様の御意見でありましたから、結局委員会に於きましては此問題は此上まだ研究の要ありとしまして研究問題として次會に残すことに決定致しました、此旨御報告申上げます、それから四十九の問題は是は各市の水道の水壓が種々違ひますから、其標準を決定することは困難であらう、斯う云ふ説も委員会が出たのであります

が、此量水器に付きましては既に工學會に依託して調査を依頼してありますから、其方の調査の決定を待つてさうして後に此問題を研究しても宜からうと云ふことになりまして、一先づ此際此問題だけは引込めて——撤回の意味ではありませぬ、引込めて置いて、其節又出して戴くと云ふことに委員会は決定致しました、以上御報告申上げます。

○議長(馬野精一君)

只今御報告になりました委員会の決定に御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 満場御異議ないやうでございますから委員会の報告通り決定致します、次は宿題に移ります、宿題の第一號を議題に致します。

[書記朗讀]

(一) 協定試験法中反應評語ノ定量範圍ヲ本會ニ於テ協定スル必要ナキヤ

提出者 名 古 屋 市
擔當者 大 阪 市

○三番(佐々木仁君東京市)

宿題二番の委員会を開きました時に、此宿題の一番の問題は尙ほ研究の餘地があるから來年に繰越したいと云ふやうな委員会の席で意見がありました、さう云ふ風に致したいと思ひます、皆さんに御諮り致します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 宿題の一號は更に研究の必要があるから明年度に繰越したいと云ふ動議の御提出がございませぬか、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 異議がないやうでありますから一號は次の協議會まで延ばすことに決定致します、宿題の第二號は既に審議が終了致しました、宿題の第三號は問題二十七號の委員会と同時に審議

済でございます、左様御承知を願ひます、次には研究問題に移ります、研究問題の一號を議題に供し
ます。

〔書記朗讀〕

(一) 水道施設後年所ヲ經ルニ從ヒ鐵管内部ノ腐蝕若クハ酸化物等ノ發生ニ依リ流速
及流量ニ及ホス關係如何

提出者 甲 府 市
擔當者 各 加 盟 者

○二番(仲田聰治郎君東京市) 此研究問題は新問題の方にも御提出になつたものであります、尙ほ研究
の餘地があるものと思ひますので、特に御發表がないとすれば研究問題として更に研究することに致
したいと思ひます、賛成を戴きたいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 研究問題の一號は更に此上の御研究を願ふことにしまして次期に繰越したいと云
ふ動議の御提出でございます、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでありますから左様取計ふことに致します、次には二號
〔書記朗讀〕

(二) 給水工事ニ瓦斯管又ハ引抜鋼管ヲ使用シ其ノ耐久年限ト鉛管ニ對スル利害ノ比
較竝ニ漏水ノ程度承リタシ

提出者 澁 谷 町

○二番(仲田聰治郎君東京市) 此問題は特に御研究になつて御發表の市がないとすれば本年を以て議了
としたいと考へます、之は確か加盟各市の御研究中なのであります、御發表になる所がないとすれ

ば一先づ議了にしたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 二番は御意見の御發表がなければ今回の會議で議了にしたいと云ふ東京市の御意
見でございますが御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御意見がないやうでございますから二號は議了したことに決定を致します、次に
三號

〔書記朗讀〕

(三) 亞鉛引瓦斯管敷設ノ耐久力ニ就キ調査セラレタル所アラハ其成績承リタシ

提出者 朝 鮮 總 督 府
擔當者 關 係 者

○百十五番(鈴木坂鐵君朝鮮總督府) 本問題も各關係者に於て御調査をして居られることであると思ひ
ますが、其成績の御報告がないやうでありますれば之で議了としてお進めを願ひたいと思ひます。

○議長(馬野精一君) 三號も御意見の御發表がなければ議了にして戴きたいと云ふ提出者の御意見であ
ります、御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでありますから之を以て議了に致します、次に四號
〔書記朗讀〕

(四) 消火水量ニ就テ承リタシ

將來都市計劃完了後ハ果シテ何程ノ消火用水ヲ準備セサルヘカラサルカ又其ノ
水壓等ハ如何ニスヘキカ

提出者 東 京 市

委員

東京市	京都市	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市	(九州)	小松市	若松市
				古戸屋				

○七番(島崎孝彦君大阪市) 本問題は今後各都市に於きましても關係が種々まだあらうと思ひますので、私の方でも尙ほ研究致して居りますやうな状態でありますが、更に研究することに致したいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 本問題も重要問題であるから更に研究を重ねたいと云ふ御意見でございますが御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 御異議がないやうでございますから更に御研究を願ふことに致したいと思ひます。如何でございますやう報告が残つて居りますが……。

○七番(島崎孝彦君大阪市) 報告が十九項ありますが、種々御實驗或は御研究の結果が澤山複雑にあるであらうと思ひますから、それを一括して文書を以て御報告を願ふと云ふことにした方が適當ではないかと思ひます。

○議長(馬野精一君) 文書を以て理事の方へ報告する譯ですか、期間はどうか云ふ風に致しますか。

○七番(島崎孝彦君大阪市) 報告の纏り次第漸次出して戴きたいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) 報告は理事のお手許へ文書を以て御提出を願ひたいと云ふ御希望でございます、尙ほ期間は報告の纏り次第成るべく早く御提出を願ひたいと云ふ七番の御動議でございますが、御異議ございませぬか。

○百五十一番(堀内次雄君臺灣總督府) 只今の御意見は御尤ものやうであります、臺灣總督府よりも報告することになつて居ります、私の方の問題に付きましては格別書き上げる程のことでもないと思ひます、時間は五分間もかゝりませぬから成べく此席で報告致したいと思ひます。

○議長(馬野精一君) お諮り致しますが、臺灣總督府よりの御報告は簡單であるやうであります、五分間ばかりで終了するやうでございます、此議場で口頭で御報告致したいと云ふ御希望でございますが如何でございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) それでは臺灣總督府の御報告だけを口頭で願ひ致します。

(參照)

(一) 室温及血温培養ニテ得タル水棲菌ノ種別並ニ聚落發生率

提出者 臺灣總督府

(二) 臺北水道淨水池ニ發生セル生物ニ就テ

提出者 臺灣總督府

○百五十一番(堀内次雄君臺灣總督府) 折角時間をお惜みの際特別に願ひ致しまして甚だ恐縮の次第でございます、併ながら態々書き上げます程の立派な成績が出来て居るのでもないものでございます

から、一寸茲に極く簡単に申上げたいと思ひます、第二に載つて居ります「室温及血温培養にて得たる水棲菌の種別並に聚落發生率」と云ふこととありますが、種々其他に關係を持つて居りまして、今度検査法の改正を明年から實施されるさうであります、此事にも多少關係があります、臺灣は特殊な事情がございまして細菌聚落率を検査するのに「グラチン」を用ゆることが出来ないのであります、*「グラチン」*を用ゆると溶けてしまふから是非「カンテン」でなければならぬ必要があります、是はずつと前から「カンテン」を用ひ來たつて居ります、併しながら「カンテン」に於ては聚落の發生數が「グラチン」より少く出て來る、此間に一定の割合があるのではないかと云ふので多年調べました結果、「カンテン」に於て「グラチン」の約六三位、即六割であります、其割合に依つて段々相違があるので時間の關係を調べる爲に千二百五十四回の検査を行つたのであります、其結果に依りますと、第一日から二三と段々日を経るに従つて數が殖へて來るのであります、培養致して置きまして其儘外から空氣が入らないやうに餘程注意を致して置きますれば、段々日數が經つて殖へて來るのであります、第四日に至つても尙繁殖へる、併し無限に長く放つて置きますといけないのであります、どの邊が一番好都合であらうかと云ふことを計つて見たのであります、先づ第十四日まで置いて（此所開取り兼ねたり）第二日に於ては其六割乃至七割が現はれてしまふのであります、後の三割乃至四割は第二日から第十四日までの間に現はれて來る、斯う云ふ數字が出來たのであります、此事を參考に致しまして、此室温及血温培養云々の問題に入つて來るのであります、簡単に申上げますと二十四時間培養致しました所では血温と氣温——血温は三十七度、氣温は臺灣の夏の氣温でございまして二十五六度でございまして之に致しますと血温を百と致しますと氣温では八十二、約八割より出ないのであります、併しながら四十八時間で検査を致しますならば氣温に於ては血温の六十六「パーセント」斯う云ふことになりましてしたのであります、四十八時間に於ては血温の方が割合に多い數が出て居るのであります、もう一應

申上げます、二十四時間に於て氣温は血温の八十二「パーセント」四十八時間に於きましては氣温は血温の六十六「パーセント」それから同じものを二十四時間と四十八時間——同じものと云ふと血温は血温同志、氣温は氣温同志——それを比較して調べて見ますと、之も矢張百と六十二と云ふ割合になつたのであります、之は氣温其他種々の事情に依つて變りますが今日まで調べました所では斯う云ふことになつて居ります、それから又「グラチン」に現はれて來る所の細菌の「カンテン」に現はれるのとは種類が違ふ、是は餘程調べて見なければならぬ問題であります、私の方では此調はまだ完全に出來て居りませぬ、てありますから、唯大ざつばに見ました所て一番多いのが小桿狀菌稍々多いのが中等大桿菌、極く少いのが大結狀菌と球狀菌、斯う云ふことになつて居ります、是は一つ／＼名前を調べて行くことは必要であると思ひますけれどもまだ此點までは調査して居りませぬ、第二間に付ては是だけ報告するに過ぎないのであります、第三間は「臺北水道淨水池に發生せる生物に付て」と云ふのであります、是は外の水道でも種々違つた事情があると思ひますが、臺北水道は創業以來十五箇年目に淨水池を大掃除したのであります、十五年間溜つて居つたものを一度に検査した譯であります、割合に奇麗でありましたが、其底に稍々疣狀物様のものが多少溜つて居りました、其物は参考室に出して置きました、其中にどんなものが出たかと云ふと四種類の生物が出來たのであります、第一は鱗でございまして、それがどの位あつたかと云ふと、さう大きい數はなかつたのであります、稍々多數にあつたのであります、それを「アルコール」漬にしたものの實物大の寫眞があらに陳列してあります、格別のことはありませぬが、確に鱗であつたと云ふことを御承知下されば宜しうございます、其外ヒドドラクナン、ヒドラルブルカリス、キクロップロ、斯う云ふ種類の生物が出來たのであります、是は何れも鱗以下三種類のものも可なり大きい、勿論肉眼で見へる大きさのものであります、そこで之がどうして淨水池に入つて來たかと云ふことが問題であります、殊に鱗の如きものがどうして入つて來たかと云ふことが問題であります、蛭に付ての問題が出て居りました、如何にしたら宜い

か、何處から入つて来たかと云ふ御質問の意味でありましたから私共之に明答を與へることが出来な
いものでありますからして其時にお答へしなかつたのであります、併し此鱒に付てはどう考へるのが
至當か、是は將來大いに研究しなければならぬ問題であります、勿論涌くと云ふことはない筈で
ある、どうしても濾過層を透して浄水池に入つて行つたものと考へなければなりません、其外にどう
云ふ道があるかと云ふと、空氣中の塵に交つて卵が入つた、そんなことはなかりさうなのであります
が實際は外の地方に於てはあります、例へば臺灣の三千尺位の高さの山の上の池の中に海の
魚が入つて居る、是などは専門家が調べましてどうして是は風に依つて来たものであると考へなけ
ばならぬと言つて居ります、斯う云ふ風に考へるならばどうかした場合に土に交つて鱒の卵が浄水池
の中に送り込まれたものと考へられないこともないのであります、併し其處まで考へずとも濾過層を
通つて入つたと云ふことが極めてありさうに思はれるのであります、昨日も一寸申上げましたやうに
「プランクトン」の死骸が其死體の分解に依つて氣胞が出来ましてそれが濾過層の膜の中に小さな穴を
造つて此穴を通つて入ると云ふことは必ずしも不可能ではない、此鱒も多分さう云ふ道を経て入つた
ものであると考へます、併し之と相違致しまして外にもつと良い説明が付くかも知れませぬが、只今
まではさう考へて居ります、それ以下の微生物に至つては勿論濾過層を通つて入つたものと考へます、
濾過層に致しましては濾過層を使用する最初の日は皮膜と云ふものは極めて薄いのであつて、斯う云
ふ時に入ると云ふことは不可能でない、種類は是だけであつてあります、其生物の量はどうかと云
ふと、可なり澤山の生物の死骸がある、生物と言ひましても「プランクトン」でございますが、皆死ん
でしまつて居ります、中には生きたものもあります、でありますからずつと初めから入つて居つたも
のと考へる——十五年前に入つて居つたものとは考へられませぬ、途中で入つては死に入つては死ん
だものと考へなければならぬと思ひます、その大多數のものは「プランクトン」特に珪藻類でありま
す、其外泥の性質を調べて見ますれば鐵の反應が出て來ます、又顯微鏡で見ると酸化鐵或は水酸化鐵

の塊がちよい／＼見へるのであります、其外は今申上げました「プランクトン」の死骸に過ぎないので
あります、是等浄水池に出來た生物の寫眞を参考室に置いて置きましたから暇がございましたら御
覽を願ひます。

◎議長(馬野精一君) 以上で本協議會に提出されて居ります諸問題は總て議了に至りました、尙ほ此
際御意見なり御發表の向きがございませれば御提示を願ひたいと思ひます。

◎三十八番(矢野治三郎君沼田町) 昨日決議になりました所の問題の八十二號、それに付きまして一寸
申上げて置きたいと思ひます、此八十二號は市道を水道敷設の爲に占用する時には監督官廳の許可を
要しないやうにと云ふことでありますが、之は道路法の二十八條に依つて、道路法には道路の占用を
する場合に管理者の許可を要することになつて居ります、二十八條の道路法施行細則には、道路の
占用又は使用をせんとするものは左の書類を提出する、詰り路線の位置であるとか或は占用の爲に工
事を施行せんとするものは其圖面又は仕様書を出す、斯う云ふことになつて居ります、種々許可を與
へる管理者が更に許可して來ると云ふことはないやうに思ふのであります、既に若し長崎に於てさう
云ふ扱ひをして居られるとすればそれは縣の間違ひである、それを上水協議會で主務省の方に建議す
ると云ふやうなことは手續が違つては居らぬかと私は思ひます、私の方のことを一寸参考に申上げま
す、道路取締規則に、三日以上に亘る交通の禁止、一箇月以上に亘る交通の制限は警察官署に協議す
べしと云ふことがあります、それで私の方では警察官吏に協議するのを誤つて事務員が縣に持つて行
つた所が、君の方が自分の道路を占用するのは自由ではないかと云ふやうなことを言はれまして非常
に恐縮した次第であります、之が私共が自分の管理して居る道路を許可して呉れと云ふやうなこと
は有り得ないと思ひます、一寸御參考までに申上げて置きます。

◎四十番(射越義三郎君宇都宮市) 本問題は昨日御決議になりました問題であります、只今三十八番
から解釋上に付て疑義のあると云ふ説が出ました、昨日長崎市の御提案のお話には、監督官廳の許可

を受けると云ふやうなことを言つて居られました。實際市長が管理して居る所の道路を占有するの監督官廳の認可を受けると云ふことは矛盾して居るやうに思ひますから、私は本問題は果して許可を要するものか要しないものか一應審査の上提出するやうに慎重に計はれたいと思ひます。若しも其手續きを要せぬのに斯う云ふことを出しますと本會の決議の權威にも關するやうでありますから、十分審査の上提出するやうにお取計ひを願ひたいと思ひます。之を決議の後に申上げることが甚だ恐縮であります。本會の權威にも關することでありますから慎重なお取扱ひを願ひます。

○議長(馬野精一君) お諮り致しますが、八十二號に付きまして、三十八番、四十番の御意見がございませぬ。法規の解釋上認可の必要はないと云ふ御意見のやうであります。尙ほ理事に於て御研究の上で、若し認可が要らないと云ふこととありませぬ。別に要望の必要もないと思ひますから、さう云ふやうに取計つては如何でございますか、御相談致します。御異議ございませんか。

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうであります。それではどうか東京市の理事の方で左様お取計ひを願ひたいと思ひます。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 問題の五番であります。給水装置工事費の滞納を滞納處分に依つて取つて居られる所があるやうに此問題の審議の時に承りました。私は法律を知らないからよく分らないのであります。斯う云ふ種類の金は強制處分が出来ないのではありませんか。知らんと思ふのであります。無理に其金を滞納者から取りたい時には民事訴訟に行かなければならないのではありませんか。知らんと思ひますが、どなたか詳しいお方がございましたらば其邊の解釋を承りたいと思ひます。

○四十番(射越義三郎君宇都宮市) 宇都宮では此水道事業は營造物として給水其他の使用條例に依つて認可されて居る、それに附随した給水上の工事費でありますから當然差支へないものとして滞納處分にして居ります。

○議長(馬野精一君) 宜しうございますか。他に御意見がないやうでございますから議案は全部是で議了に致します。お諮り致しますが、大井博士の御講演がございませぬので、普通ならば其講演が済みましてから閉會すべき筈であるのであります。私も非常に忙しいのであります。殊に今日は土曜日でございますので一應是で閉會致しまして其上で御講演を願ふことに致したいと思ひますが、如何でございます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(馬野精一君) それではさう云ふことに取計ふことに致します。連日御熱心に御審議を煩はしまして洵に有難く存じます。之を以ちまして第二十三回の水道協議會を閉會致します(拍手)

○二番(仲田聰治郎君東京市) 甚だ借越てあります。出席の各員を代表しまして主催地に一言御禮を申上げたいと思ひます。お許しを願ひたいと思ひます。第二十三回の上水協議會開催に當りましては私共出席員が出發の當日より各般に亘つて御配慮を願ひまして、さうして着京以來宿舎の御心配或は各地の見學の場合さうして尙ほ一般に種々御幹旋を願つて私共の爲に遺憾なき御便宜を與へられたと云ふことは特に主催地の御幹旋の結果であると思ふのであります。加ふるに議長は非常に御多忙の際にも拘らず連日御自身に議長の職責をお盡し下さいまして、さうして第二十三回の協議會の問題程大きな問題は餘り今まで例が無いと考へて居ります。それは上水道の最も重要であります所の鐵管の規格、合せて給水栓類の規格の確定致しましたこと、尙ほ時勢の進歩につれましてさうして人口の増加につれて上水の協定試験法が多年の問題でありましたが、此協議會に於て更に一段の進歩並に完成を致しましたこと、又各大學、關係諸官の最も斯界の「オーソリタティー」の御出席を願ひ致しましてさうして御講演を願ひ、尙ほ御講演の中には本邦の陸軍に於きましての衛生方面の泰斗小泉博士が昨日水の殺菌と消毒と云ふことに付て非常に新しい御研究を御發表になりましたことは、私共水道従業者と致しまして、又各都市と致しまして非常に將來裨益する所大なるものがあると思へるのであります。

す、斯く非常な收穫を収めましたしてさうして私共が此任務を終了しましたと云ふことは、一に府尹の力に依るものと考へるのであります、殊に着京以來は總督閣下を首めと致しまして各關係職員の方々の非常な御便宜と御斡旋とを賜はりました、尙ほ連日に亘りまして非常な御餐應に預つたと云ふことは併せて御禮を申し上げます、甚だ短うございまして其意を十分表はすに足りませぬけれどもどうぞ意の在る所を御諒承を願ひまして謹んでお禮を申し上げます(拍手)

○議長(馬野精一君) どうか皆さん御壯健で益々水道の爲に御盡力を願ひます。
午前十時三十分 閉會

衛生試験委員會議事速記録

大正十五年十月十二日午前九時四十五分開會

○十番(藤原九十郎君大阪府) それでは議事の進行を圖りますために私が委員長になることに致しませう、唯今から宿題の第二協定水質試験法改正に關する件を提出者大阪市擔當者各加盟者、此の問題に付て御相談したいと思ひます、是は昨年高崎市に於ける第二十二回上水協議會に於て提出者の大阪市の方から協定水質試験法改正草案と云ふものを各都市の方へ差上げまして、それに付て一ヶ年間種々試験をされて、愈々改正するか、或は現在の儘にして置くかと云ふことを本年決定しやうと云ふことになつて居ります、それで本會議に於て若し此の宿題を解決することが出来ましたならば、大變結構と考へる次第であります、て各項目に付てずつと諮りますか、一々に付て……

(「其の方が宜いかと思ひます」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは改正草案の第二化學的試験法の一、濁度は如何いたしませうか……

○(氏名不詳ハ發言權ヲ得サリシモノ) 此の第二は理化學試験法と云ふことにして如何はせう。

○委員長(藤原九十郎君) さうすると温度のことなんかも入れなければならぬ、温度も……温度は何處に書いてあるんですか。

○三番(佐々木仁君東京市) 温度は採酌法(朗讀文入り)それから第二、は化學的試験法……

○委員長(藤原九十郎君) さうすると如何でせう、第二理化學的試験法と此の前に此の温度を入れたら……

○六十三番(井出潔君鳥取市) 第二理化學的試験法ですか。

○委員長(藤原九十郎君) さうです、さうして其の温度は現在のものにて宜いてせうか、さうしますと今申上げたやうな第二理化學的試験法、一温度「其の試験方法は現行法に依る」と云ふ風にしませうそれで異議ありませぬですか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは次の一の濁度の方は……

○七十三番(服部宜元君廣島市) 私は此の上水協議會に出ましたことは今回が初めてでありまして、従つて従來の成り來りを能く存じませぬが此の改正は此の委員會で御決定になるのでありますか。

○委員長(藤原九十郎君) もう大分問題になつて居りまして、一度此の水質試験法と云ふものがずつと以前に出來上つて居るのですが、實際やる方法が大分違つたところも出來て居ります、それで全體に亘つて一應斯う云ふのをすつかり改めて見たらどうだらうと云ふ風に皆の氣分は向いて居るやうに考へましたのでそれで取敢へず草案と云ふものを出して置いたのです、それで濁度色度と云ふものは殆んど現在のものと變らぬと思ひます、少しく詳しく書いてあるだけだらうと思ひます。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 此の濁度を改正された今度の方法は検水の量とそれから管の高さを定められて居るのが前の方法と違ふやうですが、兎に角量と管の高さを定められたと云ふことは、前の方法より宜いかと思ひますが、たゞ検水の採酌量が極く少いために濁度が極く僅少なために例へば

二度以下の場合と云ふやうな時には多少見にくいことがないかと云ふことが考へられるのですが、兎に角従来のもものよりも此の高さを定められたと云ふことは一番宜からうとは考へて居るのですけれども……。

○委員長(藤原九十郎君) 此の検水の量が足らぬと云ふのですか、是は一〇〇C.としたことは「ネスレル」を使ふのですが、「ネスレル」は一〇〇C.が一番最高ですからあれを使ふ便宜上斯うしました。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それでは濁度の少い場合は何とか其處へくつ付けたらどうかと思ふのです、そんなにせぬでも宜いてせうが、茲に、二度以下と云ふやうな濁度は殆んど問題でありませぬけれども、併しながら上水でありますと、漸く肉眼で見へる程度でありますけれども計つた方が宜くはないかと思ひますが……。

○委員長(藤原九十郎君) 實際あなたの方では一〇〇C.以上を……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 大抵二百五十位使つて居ります。

○委員長(藤原九十郎君) 管は……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 高さは、八十センチですが兎に角約二尺か二尺五寸位の高さと見て居るのですが、さうすると今度の奴は二十センチですからして少し短かくはないかと自分は思ひますけれども……。

○六十四番(井出潔君鳥取市) どうです是は原案可決と云ふことにさせぬか、兎に角前の方法で……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) まあ大した問題でもありませんから……。

○委員長(藤原九十郎君) それでは是は構ひませぬか、宜ろしゅうございますか、御参考までに申上げて置きたいと思ひますが此の改正草案はどうも今實は外國で使はれた奴を大分参考にして書いてありますので「アメリカ」合衆國の全洲に亘る協定試験方法等も参考にして來たのですが、私の少し變

へたところもあるのですが、若し大體差支へない程度までは實際實行する場合にすね、餘り煩雜なことを定めても困ると思ひますが。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 一寸大阪市にお尋ね致しますが但し〇・一「グラム」と書いてありますのは一ミリではないですか。

○委員長(藤原九十郎君) さうです、間違ひです、一ミリです、斯う云ふのはどうも「ミリグラム」とは直ぐ間違ふやうですから假名の方が宜いかと思ひますが……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 假名の方が分り易いですな。

○三番(佐々木仁君東京市) 少し長うございませぬけれども全部假名にした方が宜いかと思ひます。

○委員長(藤原九十郎君) さうですね、C.はどうです、立方「センチ」……。

(C.の方が分り宜いすと呼ぶものあり)

○七十三番(服部宜元君廣島市) 是を逐條審議いたします前に前の方法を一應朗讀願つて御提案の要旨を掻い摘んで伺ひすることが出来ましたならば結構と思ひますが。

○委員長(藤原九十郎君) さうしますと一番宜いですね。

○十八番(田村英一君横濱市) どうです、片ツ端しから宜いか悪いかやつてしまつては……。

○委員長(藤原九十郎君) 舊法のはつきりしたものがありませんから……。

○六十四番(井出潔君鳥取市) 改正の要點は譯はないですな、それも面倒ですか。

○八十七番(齋藤憲君下關市) それは非常に面倒です。

○十八番(田村英一君横濱市) それは宜いか悪いか是てやつてしまつてはどうです。

○委員長(藤原九十郎君) 實際やつてしまつて斯う云ふことは實際やれぬと云ふことでは改正しないこととしては……。

○三番(佐々木仁君東京市) C.C.としますと「ミリグラム」も mg を位にしてはどうです。

- 委員長(藤原九十郎君) 是は藥學會の方で何か定まりはありませぬか。
- 三番(佐々木仁君東京市) あります科學雜誌に大抵さう云ふやうに規定してあります。
- 百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 私共初めて上水協議會に出席して能く分りませぬけれども、私の方で今度大阪市のなさいました草案を實驗しました、多少變つて居る點もあるやうに思ひます、是に付て、一度此處で讀んで見まして御參考に資したいと思ひます。
- 委員長(藤原九十郎君) 濁度の方ですか。
- 百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 其の他澤山あります。
- 委員長(藤原九十郎君) 其の場合／＼では如何てせう、其の問題がありますから逐條審議と云ふことにしまして、其の問題に打つ突つたら……。
- 百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 私の方では濁度及び色度と云ふことになつて居ります此の何は七十「センチ」の水深の次に「黒紙及びび」と云ふ三字を追加してそれから(朗讀文入り)
- 委員長(藤原九十郎君) 色度は何を使つて居ります。
- 百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 「カラメル」。
- 委員長(藤原九十郎君) 色度は其の土地／＼の何に依つて大分違ふだらうと思ふのですね、水の色と言ふ奴は赤と言つても黄色と云ふ奴もありますし粘土の色と云ふ奴が大變違ふてすから。
- 百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 概して言へば「カラメル」よりも「ビスマルクブラウン」の方が大體一致して居るてすね。
- 委員長(藤原九十郎君) 標準液を大體一致して行けると思ひます。
- (兎に角濁度の方を定めて行かうぢやありませんか)と云ふものあり)
- 三番(佐々木仁君東京市) 其の濁度の前の案に「白紙上に置き其の上方より透視し」とありますが、今度のは黒紙にて上方より透視しと云ふのですか是は何處かであると云ふことになつたのか、なつたら濁度はどうしませう。

お伺ひ致したい。

- 三十七番(東佐武郎君沼田町) 黒い方が宜いやうです。
- 十八番(田村英一君横濱市) 是はずつと最初濁度を此の方法で宜いか悪いか大體進んでしまつてはどうです、それで字の問題はどうであるとかそれは又どうでも出来ませぬ。
- 委員長(藤原九十郎君) それはどうでも出来ませぬ。
- 十八番(田村英一君横濱市) 是はずつとやつてしまつた方が宜いではありませぬか。
- 委員長(藤原九十郎君) いや方法に付て種々御意見があるてすからそいつを伺つて置くのも……其の濁度はどうしませう。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) 一應決を取つたら如何です。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 結構てすね。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは一應是を纏めて頂くことに致しませう。
- (「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) 次に色度は如何です、先刻も一寸話の序でに出しましたが。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 此の方は是で結構なやうに思ひますが。
- 委員長(藤原九十郎君) 如何てす神戸の方から賛成がありますか。
- (「賛成」と呼ぶものあり)
- 十五番(原田四郎君京都市) 前のは何かありますか。
- 三番(佐々木仁君東京市) 一寸讀み上げませうか、是は色度と一緒になつて居りますが(朗讀文入り)
- 十五番(原田四郎君京都市) 是は「鹽化コバルト……」それで此の方法は「ビスマルクブラウン」で大阪の試験所で中野と云ふ技師が方法を纏めて何が宜いかと云ふことを試験しました、大阪の水には四萬倍の「ビスマルクブラウン」が宜いと云ふこととてありましたが、是は一體どう云ふものでせうか、大阪

も試験的のもので學術的のものでないのですが。

○委員長(藤原九十郎君) 「鹽化コバルト」等も宜いですが、非常に高い薬ですから毎日の試験に斯う云ふものを使ふのも…特に色度位を決定するには困ると思ふのですが。

○十五番(原田四郎君京都市) 四萬倍と云ふのは「鹽化コバルト」を合せて言つたのか知れませぬが、兎に角此の四萬倍と云ふのは根據がないが…。

○委員長(藤原九十郎君) 一寸「カラメル」の…。

○三番(佐々木仁君京都市) 「鹽化コバルト」に合はせて居るやうになつて居ります、「カラメル」溶液一〇C.C.の色度は「白金コバルト」溶液一八C.C.に一致するやうになつて居ります。

○委員長(藤原九十郎君) 是は中野君のやつた試験とは違ふと思ふのですが…。

○十五番(原田四郎君京都市) 大阪の試験所が今やつて居りますから非常に安く出來ますから…。

○委員長(藤原九十郎君) 附記を付けませうか、何でもありませんか。

○十五番(原田四郎君京都市) 權威ある上水協議會協定にも根據がないと思ふのですが、私は何もさう云ふ經驗はありませんが。

○三番(佐々木仁君京都市) 改良の要點と云ふのは「カラメル」に替へるに「ビスマルクブラウン」を使ふ、さうして其の他の點は附記を附けると云ふならば要旨は通りです。

○委員長(藤原九十郎君) 茲ては甚だ何ですが、四萬倍の問題は自分も今記憶しませぬですが、一つお委せ願へませぬでせうか、此の「カラメル鹽化コバルト」とか何か標準に合せて定めたものかどうかと云ふことを、一つ調べて見ますから。

○十五番(原田四郎君京都市) 多分さうだらうと思ふのですが、さうでなければ根據がないと思ふのです。

○委員長(藤原九十郎君) さう云ふ意味であるとすれば今一寸僕の方でも記憶せぬから。

○六十四番(井出潔君鳥取市) どうです是は委員長一任と云ふことにしては。

○委員長(藤原九十郎君) 四萬倍と云ふだけはそれは附記を付けて…。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) お委せして結構ですな。

○委員長(藤原九十郎君) 無論協議會として根據が無いといかぬと思ひますから…多分大丈夫だらうと思ひますが今記憶がありませんから。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 此の根據として「鹽化白金コバルト」でも何倍と云ふことは根據と言へば根據が知れませぬが、標準にするのですね、何を標準としても差支へないと思ふのですが、四萬倍であつても、五萬倍であらうと、大して支障がないと思ひます、併し尙ほ一層調査して頂けば結構でありますから。

○委員長(藤原九十郎君) 現在の「カラメル」に比較して見ませう。

○八十七番(齋藤憲君下關市) それでは色度の問題は全體研究して貰つてはどうです、但し附記から切離すのはおかしうですな。

○委員長(藤原九十郎君) いえ但し附記は是に附けるのです。

○八十七番(齋藤憲君下關市) ですが此の四萬倍は四萬倍で此の儘可決するのですね、それで色度の問題だけは將來の問題にして置いて、それで色度の問題をもう一つ大阪に御研究願つて、さうして定めると云ふことで…。

○委員長(藤原九十郎君) どうしませう。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 私は兎に角「カラメル」よりも「ビスマルクブラウン」の方が宜いと思ひます「カラメル」と云ふものはなか／＼範圍も一定したものが得にくいもので、どうもあれを標準にしましても範圍が一定しなければ結局無になりはせぬかと思ひますので、それに較べますれば「ビスマルクブラウン」の方が宜いと思ひます、唯今原田さんの仰つた四萬倍と云ふことだけでは、それも大した問題でないから大阪市に御一任したが宜いかと私は考へて居ります。

- 十五番(原田四郎君京都市) それで結構と思ひます。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 私はそれに賛成します。
- 委員長(藤原九十郎君) 此の四萬倍と云ふのは大して差支ないと思つて居るのですがね。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) お委せしまして次に進みましては如何です。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) 御異議ないですか、但し是は附記を付けるのですね、それでは次の臭味は如何です。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 是は大體前と同じですか。
- 十八番(田村英一君横濱市) いや一寸變ります。
- 委員長(藤原九十郎君) 臭味はどうですか、是は實際試験するには源水だけの問題ですが。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 御異議がなかつたら可決したらどうです。
- 委員長(藤原九十郎君) 可決して構ひませぬか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) それでは第四の反應、反應は是は「アルカリ」度の測定とか酸度の測定は從來なかつたのですが、是は試験方法として附けて置いた方が宜いと思ふのです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 前に何かあります、反應の定量試験は「エルムス」氏法に依る……。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 酸度の試験方法はありませぬけれども「アルカリ」度の試験方法はあります、是はあります、それは「エルムス」氏法と云ふのは是と大體同じやうではありますけれども、たゞ表示薬の分量が少し違つて居るのです、それで從來の方法よりも改正された表示薬の分量の方が實際に近いと云ふ實驗を持つて居りますが、皆さんのところはどうかです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 昨日小島三郎博士の講演に於て、其の時今までの反應は「アルカリ」性であ

- るとか、酸性であるとか、弱「アルカリ」性であるとか言つて居るが、もう少し此の頃は水素「イオン」濃度が大部分世間に現れて來たがそこまでお奨めしたいと云ふことでありましたが、そこまで進める必要がありますか。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 此の水素「イオン」とは茲に言つて居る「アルカリ」度とは意味が違ふのぢやありませんか。
- 三番(佐々木仁君東京市) 無論意味は違います、こちらは所謂「アルカリ」度所謂酸性で、近來の……。
- 委員長(藤原九十郎君) それだけの必要がありますか、尤も從來消毒とかには、硫酸礬土使用上には大分反應することが必要でありますけれども。
- 三番(佐々木仁君東京市) それも御意見でございます、皆さんがそれ程までのものをやる必要がなく、從來のもので改正したもので宜い……。
- 委員長(藤原九十郎君) 如何なものでせう、實は何ですか、水素「イオン」濃度を決定するだけの設備が……あれだけのものを作るのも大變なものではないかと思ふのです、實は私のところでも一つある位ですが、それは「ネーション」の試験を寄せ合はせる必要は……それだけの手間を入れる必要があるかどうかと思ふのです。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 反應と云ふ中に水素「イオン」を入れてはどうです、若し水素「イオン」の必要があれば又其の一項目を入れたらどうです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 此の中に「アルカリ」度の測定、酸度の測定と書いてある以上は……。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 此の評語を用ひるのも悪いと云ふことで……。
- 三番(佐々木仁君東京市) いやさうではないのです、數字は現して居た方が宜いが、唯今までの「アルカリ」度と云ふものを七「コンマ」幾らと云ふやうなことには不慣れのため、却つて不便を感

じて何てすから、暫くは現行法で行つた方が宜い、……昨日一寸そんな話もして居りましたから、一寸お話しただけで。

○委員長 藤原九十郎君) 此の頃は下水等てやるやうになつて居るやうですが、どうですそれまでも入りませうか。

○三番(佐々木仁君 京都市) 標準液を作つて賣つて居りますから非常に簡単です、ですから標準液は大抵七色位の標準液が出来て賣つて居りますから手数は大したものでもありませんけれども、斯う云ふことは先走つてやつてしまつて世間でどうも判らぬと云ふやうなことになる、どうも無駄な話だと思います。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) 私の方は反應は從來「エルムス」氏法で「アルカリ」度を定量して居るので、それでどうも「アルカリ」度は急速過等をやつて居りますと、定量する必要がありませんので、單に水素「イオン」濃度だけはどうかと自分は考へて居るので、どうしても「アルカリ」度と兩方ですね、此の「アルカリ」度の定量と水素「イオン」の濃度と兩方あれば一層宜からうと思つて居るので、すけれども、そこで此の際一寸お尋ねするのですが、京都あたりも「アルカリ」度完全分析をおやりになつたものを見ますと、二十七度位になつて居りますが、あれだけあるのですか。

○十五番(原田四郎君 京都市) もう少し高いのぢやありませんか。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) それで「エルムス」氏法の當り前の協定方法で検査しますと、○五半ですから百二十度にもなるかも知れぬと思ひますが、そんなに「アルカリ」度がきついのですか。

○十五番(原田四郎君 京都市) そんなにないでせう、三十四度です。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) 大阪の「アルカリ」度は非常に高くなつて居るやうですが。

○委員長 藤原九十郎君) 一寸記憶させぬが、先づ「アルカリ」度の試験法は今までの上水協議會試験法でやる筈ですが、居らないやうです、完全分析だけで……。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) 非常に必要な場合はやることになつて居ります、私の方は勝手にやつて居るので。

○委員長 藤原九十郎君) 硫酸礬土を使ふのは經濟の上から言つても必要ですな。

○十五番(原田四郎君 京都市) 私の方は毎日やつて居ります。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) それで協定法では「エルムス」氏法に依ると少し「アルカリ」度が餘計出るやうです、それで今度の方法は實際の數に殆んど當て嵌つて正確のやうに思ひます。

○委員長 藤原九十郎君) 五十分の一の「ノルマルレーゾン」を使ふと云ふことは大抵それを一度にする、と云ふことは一般の試験に於てさうなつて居るのぢやありませんか。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) さうなつて居ります、丁度では炭酸「カルシウム」の一立中の「グラム」に相當する分量が一度になつて居ります。

○委員長(藤原九十郎君) ては「テーハー」の方は今度だけはやめて居りますが、もう少し上水の「テーハー」に付て各地から研究が出て、此の上には是を改正するやうになるかも知れませぬ、たゞ「アルカリ」測定は硫酸礬土の測定と非常に密接な關係があるから「テーハー」と硫酸礬土の使用とはどの位の關係で出来るかと云ふことは研究して見なければ判りませぬ、若しそれがいけなかつたら、今まで「アルカリ」度の測定は取つた方が寧ろ宜いか知れませぬ、こんな奴はどうです、是で一つ「アルカリ」度の測定は……。

○二十二番(森崎長次郎君 神戸市) 結構です。

○委員長(藤原九十郎君) 是は宜いですか、それでは酸度の測定は、是は實際日本の水道には必要ないでせう、「アルカリ」度の測定を定める以上は矢張り酸度の測定法があつた方が完全しはしないかと

○十五番(原田四郎君 京都市) 「アメリカ」の諸規定の標準から言つたならば酸度が這入つた方が宜いで

せう。

- 委員長(藤原九十郎君) 入れて置きますか、抜きますか、酸度の測定は……
- 十五番(原田四郎君京都市) 従来のはどうです、酸度はありませぬか。
- 三番(佐々木仁君東京市) ありませぬ。
- 三十番(山本國禰君尼崎市) 是は矢張り入れて置かれた方が試験法として完璧を期する上から宜からうと思ひます。

○委員長(藤原九十郎君) 如何てせう入れて置くと云ふ御賛成の方もあるやうですが、

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは是はさう云ふ風に……次に五の「クロール」の定量ですが、是は従来の方法と大分變つて居るだらうと思ひます。「クロール」の定量問題は水質試験上に非常に異議があれば、今までの試験法に依るやうな、蒸發して定量すると云ふ必要もあるか知れませぬが、大體さう云ふ手間をしないで試験も出来るのですから、まあ違つても極く僅な〇・二と云ふ位だらうと思ひます、それで寧ろ斯う云ふ試験方法は出来るだけ簡単な方法でやつたらどうか知らむと思つて斯う云ふ風に書いて出したのです。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 下關は始終此の方法でやつて居つたのですが、餘り變らないやうです。

○委員長(藤原九十郎君) 〇・二位の「クロール」量と云ふものは問題にならないで、今の蒸發法に依れば二〇〇C.C.を蒸發してやると大變な手間になります、諸君もさう云ふむつかしい方法を取つて居ないやうに思ふのですが。

○十五番(原田四郎君京都市) 京都では蒸發法でやつて居りますが、餘り必要はないやうですから、成るべく簡單にやらうと云ふので……

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 結構てせう、私の方でも蒸發をやつて居ります、此の方法が簡單で

宜いと思ひますから、唯だ此の注意事項の中「檢水の色度三〇度以上なる時は水酸化「アルミニウム」を以て脱色したる後試験を行ひ、檢水酸性なる時は炭酸曹達を以て中和し、之に反し水酸基存在する場合は」と云ふ此の水酸基と云ふのは一寸あかしいと思ひますが……

○委員長(藤原九十郎君) さうですね、「アルカリ」性なる場合は……それでは、さう直して置ませう「是に反して「アルカリ」性なる場合」外に御異議ありませぬか。

○八十七番(齋藤憲君下關市) もう一度今のところを言つて下さい。

○委員長(藤原九十郎君) 之に反しと云ふところがありますね、一番しまいに「アルカリ」性なる場合……御異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは第六番の硫酸、是は修正せずに書いてありますから、現行の通りだと思ひます、硫酸及び第七番の硝酸、是も構いませぬてせうね。

○百六十番(空田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 私の方では一寸違つて居りますのですが。(朗讀入り)

○委員長(藤原九十郎君) 大分詳しく言つて居りますね、如何てせう硫酸試験法を今南滿の方の御提議のやうに詳しくやりますか、或は従来の方法でやるか……

○三番(佐々木仁君東京市) 硫酸の試験は日常の試験として行ふものとしては、さう詳しくやる必要はないが、特種の場合にまあ行ふものとして宜いか知れませぬが、日常の場合は現行の程度で如何てせう。

○委員長(藤原九十郎君) 實は私も此の上水の試験は硫酸をやるのは殆んどやつても、やらないでも宜いかのやうに考へて居つたのですから、今の方法を修正しないのです、是は特種の場合には必要でありませうけれども、下水の場合でないですからね、御承知の下水の場合だけです、其の外は源水に硫酸が這入つても、硫酸として游離して居る状態にあるものではなく、鹽類となつて、全く關係ないも

のですからね、満鐵の方は構いませぬですか、今従来の儘と云う説が出て居りますが。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 多數決で……是は私がやつた譯でありませぬが、善いか悪いかと云ふことは判りませぬが。

○委員長(藤原九十郎君) 多數決……詳しく規定して置いても構いませぬが。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 併ながら、東京のお話のやうに、さう硫酸と云ふものは實際意義のあるものでもありませぬし、又多量に存在するものでもありませぬし、従来の方法で宜くはないかと思ひます。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは今の滿鐵の御提議の中に評語のことがございましたので、痕跡、微弱、著名、之を規定して……どうです、斯う云ふ風に詳しくすることは。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 評語は多少考慮を要するかも知りませぬ。

○委員長(藤原九十郎君) 實は宿題の第一の「協定試験法中反應評語の定量範圍を本會に於て協定する必要なきや」名古屋の提出が何時の間に大阪の擔當になつたのか大阪市と書いてありますが。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それと一緒に大阪市にお願ひしたら如何です。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) さうすると是は何ですか、五〇「ミリ」以下を痕跡とし、一〇〇を微弱、一二〇以上を著名さう云ふやうに……

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 是は何でも能く記憶しませぬが、名古屋の協議會の時に評語の意義が定まつて居るぢやないのですか、原田さん、御出席でしたが、何か硫酸は何ぼまで痕跡、何ぼまで微弱とか云ふ評語を定めたのぢやありませんか、まあ定まつて居つても改正されるのですから差支なすのですが……

○十五番(原田四郎君京都市) 話が有つたと云ふことは聞いて居りますが、どうなつたかと云ふことは聞いて居りませぬ。

○委員長(藤原九十郎君) 擔當者が大阪であると云ふことを今まで気が付かなかつたのですが。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 何でも其の評語範圍は定まつたことは定まつたのですが、餘り重要なものでないため、實際それは使はれて居らぬです。

○委員長(藤原九十郎君) さうすると斯うしませう、是は是で議了しまして、此の宿題の一、「協定試験法中反應評語の定量範圍に於て協定する必要なきや」是を研究することにしませう、今年は何ですか、來年まで宿題として残して頂かないと大阪の方でやつて來て居りませぬから。

○十八番(田村英一君横濱市) それでは評語だけです。

○委員長(藤原九十郎君) さうです、評語の定量範圍と云ふので、今五〇を痕跡、一〇〇以上を微弱、一二〇以上を著名にするとか、さう云ふ量のこととせう、定量範圍は……

(「さうです」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 大體慣れると判るのですがね。

○十八番(田村英一君横濱市) まあ實際にやつて居るのですからね。

○委員長(藤原九十郎君) 併しそれは目分量ですから理屈を言へば定めて置いた方が初めから掛る人には便利ですね、それぢや是は一つ此の儘にしますから第六……

○八十七番(齋藤憲君下關市) 此の問題は是で可決して置いて、名古屋の提出問題を研究問題にしたらどうです、それて次にやつたら。

○委員長(藤原九十郎君) 此の宿題を研究問題に出来るてせうか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それは一寸おかしいてせう。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 宿題と研究問題の意味が……

- 委員長(藤原九十郎君) 此の「なきや」と云ふのは一體研究問題ですな、有るか無いかと云ふことを宿題とする云ふことは……
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 是は必要ありやなきやが研究問題になつて必要があると云ふことで、宿題になつたのぢやありませんか、それで大阪市が擔當されて居る、さう云ふ形式になつて居るので……
- 委員長(藤原九十郎君) さうすると是は來年まで持ち越しませう、宿題の一は、それでは此の草案の方の硫酸を可決しますか、それで七は如何です。
- 十八番(田村英一君横濱市) 是はそれで宜いですな。
- 委員長(藤原九十郎君) 此の儘で宜いですか、是はまあ前とちつとも變らない……第八亞硝酸、是は定性定量試験と二つ定めた定量試験はふだんは必要ありませんね、源水とか、下水の場合などには非常に定性の問題は違ひがあると書いて置きましたのですが、定性の方は變らないと思ひますが、如何です、變つて居りますか。
- 三番(佐々木仁君東京市) 變つて居りませぬ。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは此の「イ」定性試験の方は現在の儘ですから、此の儘で宜いでせう。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) それでは定量試験は、是は此の以外に亞硝酸の定量試験で完全なものはないと思つて、是を書いてありますのですが、定量試験は付けても宜いでせう、……それでは如何でせう此の試験方法は。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 兎に角此の試験方法は鋭敏度に於ては一番鋭敏でせう、是はもう上水協議會の第三回の時分に神戸から提出して協議して居ることありますね、だから約二十年以前です。
- 委員長(藤原九十郎君) あれを案と致しましたが「エスカイ」代の方法ですが、どんな方法か判らな

つたものですから、やらなかつたのです。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) あれは其の方法を謄寫版で刷つて渡された筈です。

○委員長(藤原九十郎君) それでは定量試験方法は是で一つ可決して構ひませぬですな。

(「結構です」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 「アンモニア」に進みます、是はやる、やらぬで別に違つた方法はないでせうから……

○三番(佐々木仁君東京市) 是は別に變つて居りませぬ、「ネスレル」の法は……

○委員長(藤原九十郎君) 「ネスレル」の法でやるより仕方がありませんから……たゞ詳しく書いただけです。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 是は皆高さが違つて居りますが、是は矢張り違へる必要があるでせうか、「アムモニア」の高さは十五「センチ」それから亞硝酸は十二「センチ」です、濁度は違つて居つたやうに……

○委員長(藤原九十郎君) 濁度は二〇になつて居ります。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 是は一つ大阪市に御研究願つたら……

○委員長(藤原九十郎君) 高さを一定する意味ですか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 一定した方が宜いかどうか、其の邊も私の方には判りませぬから、一々試験に依つて随分……

○委員長(藤原九十郎君) 此の「ネスレル」は一〇〇cc……

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) さうですか、さうすると……

○委員長(藤原九十郎君) あれは高さが非常に不定ですね、それでは何でしたら、何しませうか、此の「乃至」と言ふ文句を入れたらどうでせう。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それはもう「乃至」よりはつきりした方が宜いてせうな。皆「ネスレ」管を使つてあるならば高さが違つて居つても差支ないですか、私は一々容器が違ふかと思つたものですから。

◎委員長(藤原九十郎君) 併し高さの文句は一定させよう。それでは九の「アンモニア」は如何てせう、是は新しいことも書いてありませぬが。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 「アンモニア」の定量試験法の中で「検水中酸性なるか或は尿素混在の疑ある時」此の尿素混在の疑いと云ふことが大分むつかしいこととて「アンモニア」鹽類等がありませしても、是は一つ考へて見る必要がありませぬかと思ひますが如何てせう。

◎委員長(藤原九十郎君) 是は下水の場合尿素等が一寸でも這入つて居るのを蒸溜法でやりますと、とてもいけないのであります、しまいになれば、成る程濃くなるやうな譯で水の場合は餘り必要はないかと思ひますから酸性の場合に書いて置きませう「此の場合検水に酸性ある場合は」と。...

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 「アンモニア」鹽類の存在して居る場合はないてせうか。

○三番(佐々木仁君東京市) 始終あります、それならば。...

◎委員長(藤原九十郎君) 是は「アンモニア」まで行かない、無論「アンモニア」鹽類ならば出ますが、まだそれまで進んで居ない場合の尿素ですが、是は上水には必要あるまいと思ひますが。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 私は一寸はつと考へて言つたのですが、「アンモニア」鹽類の時には蒸溜しても出て来ないからして、矢張り炭酸曹達を加へることで、酸性の場合のみならず、どの水にも炭酸曹達を加へて蒸溜した方が宜いぢやないかと斯う考へたのです。

○三番(佐々木仁君東京市) 游離「アルカリ」が鹽類と一緒に居る場合には御意見の通り酸性であ

ります、其の方がどうしても確實に出て来るやうてすね。

◎委員長(藤原九十郎君) 「アルカリ」性の場合には必要ないてすから、どうてす、酸性又は中性なる場合はと云ふ工合ては。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) さうてすか、「アルカリ」性の場合でも、蒸溜すれば出て来るか判りませぬね。

◎委員長(藤原九十郎君) 普通加へませぬてすな、一つく加へても宜いてすか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) いやそれならば結構てす、下水の場合何かはつきり分けるためにやつて居ります、綿密に分けて居ります。

◎委員長(藤原九十郎君) 直接法に依つて。...

○三番(佐々木仁君東京市) 此の「アンモニア」を分けますと鹽類の「アンモニア」それから「アンモニウム」の「アンモニア」の全量を定量して引いたものを「アムモニア」以外の有機性の含窒素蛋白質と見て、其の他の有機性と斯う云ふ風に分けて。...

◎委員長(藤原九十郎君) 硝酸、亞硝酸以外は。...

○三番(佐々木仁君東京市) 其の他の有機性と云ふてすか。さうてす。それから、所謂分解し易い蛋白質も以外のものですね。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 大體に於て、先づ是て結構なやうに思ひます、如何てせう。

◎委員長(藤原九十郎君) 一寸伺ひます。...

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) いや宜ろしいてせう。

◎委員長(藤原九十郎君) それでは一つ是は可決させよう、次に蛋白質「アムモニア」第十てすか、是は大體協定法と變らないと思ひます、たゞ「アルカリ」性過「マンガン」酸「カリウム」溶液の製法が少し違つて居るか知れませぬ、少し簡單にしてありますから、是は如何てせう。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは第十まで可決。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 私の方では一寸違つたところがありますけれども、此の亞硝酸は私の方では定量法が全然違つて居る方法でやると云ふやうなことを言つて居りました。

○委員長(藤原九十郎君) 「アンチピリン」法ですか。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 是は報告に出すと云ふことでした、それで承知を願ひたいと云ふ……。

○委員長(藤原九十郎君) どうも亞硝酸の定量は僕等も経験ないですが、此の法が一番宜いと思ふのです。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 是は私がやつて見た譯でありませぬ、實驗者が報告の方に出すと云ふことを言ふことを言つて居りました。

○委員長(藤原九十郎君) それでは報告と云ふことにして参考にお聞きしたいと思ひます、それでは本日は是で終了いたします。

午後〇時十五分散會

大正十五年十月十四日午前九時四十五分散會

○委員長(藤原九十郎君) ては是から開會いたします、本日は前回に次で矢張り第二理化學的試驗法の中の十一の過「マンガサンカリウム」消費量を是から審議して戴きます、此の試驗方法は全體此の操作は無論變りませぬですが、此の過「マンガサンカリウム」の定規液が少し違つて居るかと思ひます如何ですか、森崎さん違つて居りますか、たゞ詳しく書いただけと思つて居りますが、それとも一つは熱の加へ方ですか、あれが違つて居りますが、從來は直火上五分間と云ふのを、沸騰重湯煎にし

て五分間加温と云ふことに……。

○三番(佐々木仁君東京市) 是は昨年も決議になつて出来て居る筈です。

○委員長(藤原九十郎君) 昨年も皆さん同意してあつたですね。

○三番(佐々木仁君東京市) 過「マンガサンカリウム」酸加里の消費量を計る場合に使ふ稀硫酸の割合と云ふものは略ぼ定まつて居る譯ですか、此の稀硫酸5.0の下に括弧をして……試験の場合と書いてありますね。

○委員長(藤原九十郎君) この二稀硫酸、是に對して濃硫酸……是はお判りませう。

○三十番(山本國禧君尼崎市) それでもう是は定まつたものですか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 昨年は此の方法であると云ふことに決定したんですか。

○三番(佐々木仁君東京市) 此の沸騰する時間が直火でなく、沸騰時となり、重湯煎の中で五分間それをやると云ふことに大體決定したと思つて居ります。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 決定して居ない。

○三番(佐々木仁君東京市) 決定はしない話し合ひてそれをやると云ふことになつたのですな。

○委員長(藤原九十郎君) それでは是て宜いではありませんか、此の過「マンガサン」酸加里に付いては、種々宿題とか報告もありますし、其の時分には是が一番宜いと云ふことに定まつて、試験方法は定つて居なかつた。

○三十七番(東佐武郎君沼田町) 沸騰重湯煎で五分間……直火計りてやつて居りましたが。

○委員長(藤原九十郎君) 直火の五分間と重湯煎の五分間は殆んど變らないと思ひます、たゞ熱を一定に保つことが出来ませぬから。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 大分違ふやうなんです、直火でやる方が……其の試験の回数は可成り多數にやつて居るのですが。

○委員長(藤原九十郎君) それは上水濾過水の場合はそんなに變らないですが、源水や下水の場合は大

分違つて参ります。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 濾水の場合にも違つて居るですが。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 私の方は大分違つて居るのですが。

○百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 私の方でも此の試験をやつて違つて居るので、來年度に廻はして。

○委員長(藤原九十郎君) 併し此の過「マンガ」酸加里の消費量等は、熱を加へれば加へる程、長ければ長い程出るので、それは五分より十分やればそれは出るし……變らないだらうと思ふのです。それで從來の五分間と書いて、沸騰水中で五分間て從來から言へば、さう悪い改正ではなからうと思ふですが。

○二十二番(森崎長次郎君下關市) それでは此の方法として、どちらの方法としてやつても宜いのですね。

○委員長(藤原九十郎君) 五分にするか、十分にするかと云ふことで、重湯煎でやると云ふことが必要であらうかと思ふのです。

○三十七番(東佐武郎君沼田町) 沸騰水で五分間……。

○委員長(藤原九十郎君) 中に漬けて、沸騰し始めて五分間……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 私の方の實驗を参考に申し上げますと、直火でやります分は、火の按配で成績が違つて来る、斯う云ふことも調べて居りますけれども、さう云ふ場合もありませうが、火の上に掛けてから二分間て蒸發を始めるものと、七分間て蒸發を始めるものと、成績は矢張り同一の成績が出て居るので、それだから非常に強い火でやるのと、極く弱い火で熱するのとは、さう大して違ひないぢやないかと云ふ結論が出て居る、而して、それに較べると今度の改正方法では、總て五分乃至十七分漬けて置いたら、現在の方法としては同一の成績が出るのです、それはどうも此の「カ

メレオン」の消費量と云ふものは絶體的の数字はないのですから、相對的ですから、方法が變つて來ると違つて來るのは當然のこと、まあ何れの方法でも差支へないだらうと思ひますが、先づ三割乃至、四割違ひて、前年までの成績は割合に悪くて、其の翌年から良くなつたと云ふ結果にもなりはせぬかと思ふのです、併しそれはさう云ふやうなことも考慮して良い方法でありますのにそれを採用せぬと云ふことはいかぬことですから、此の改正の方法は非常に優秀だと云ふのであつたならば、それは多少の不便は忍ばねばならないのです、東京は如何です。

○三番(佐々木仁君東京市) 東京としてはやつて居るのでないのですが理論として温度が均一になつて來ると云ふので、昨年賛成して置いたので、今も仰つた……相對的と云ふことを仰つたやうでありませうが、井戸水等は數字的に判定の標準になつて居りますので……。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 私の方は化學の方でないから判らぬが、今の話を伺ふと、今の飲料適否の標準が變つて來ることになるのですな、それだから從來の直火でやつて居つた同じ程度で得る時間だけ煮沸水中に入れることにして、其の水の中に五分間としないで、同じ程度を得る時間にしたら一番宜いことでないか、さうでない最後の飲料適否の判定に困る、さうないと從來の判定の標準が變つて來ることになつて來ますから、矢張り今迄やつて居つたと云ふことが一種の權威ある標準になつて居りますから、それがためには五分間も七分間も乃至十分間になるかも知りませぬが、さう云ふ風にして考慮して戴いて此の前後を計つて戴いたらどうかと考へる。

○委員長(藤原九十郎君) すると沸騰水中でやると云ふ根本の方法に付いては異議ない譯ですな。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 其の方は前にも種々疑議があつて、滅菌の時分にも其の時間の相違がありはせぬかと云ふことを心配されましたが、さう云ふやうなことは更に心配の餘地がない、其の他操作の上にも餘り缺點がないと云ふので宜からうと思ふのです、方法としては極く宜しい、たとへば從來やつて居つた成績、成績が違ふために先程申したやうに前年迄の水が翌年此の方法をしだして

水質が違つて来て、此の方法でやつた方が水質が良くなつたと云ふやうな、實際に於て同一であるのに良くなつて来る結果になつて来はせぬかと思ふ。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 神戸には数字を現はしたものがありませんか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) ありません、やつた人の書いたのです、が言つて見ませうか。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 平均したものが宜いですか、濾水と源水と……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 平均は一、二……全體の平均は何割と云ふのですね濾水はですね、例へば〇・八五に近いものと、重湯煎の今度の方法でやると〇・五五であるとか、或は源水は一・一〇近いもので、今度の方法では〇・六〇と云ふやうな按配で、それを平均しますと約二割乃至四割新しい方法の方が少くて……。

○三番(佐々木仁君東京市) さうしますと何でございませぬ、一つの試験に對してはですね、二分乃至五分で沸騰を始める場合の時間のお話しがありました、それが大して變化しないとしますと、まあ普通常識的に考へますと非常に危ふまれたものが、或る點までそんな危いことはないと云ふことにもなりません、さうすると今まで、在來の方法でも大して缺點がないと言へます。

○委員長(藤原九十郎君) 併し何でせう、煮沸して居る、して居ないと云ふことを見ることは、人に依つて、大分違ひはないですか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それに偶々過熱の温度に達して居るのが、動搖しなかつたなんかと云ふために、偶々沸騰以上に昇つて居るものもありますけれども、併し先づ是は此の仕事をして居る人がお互ひには最も注意しなければならぬことですから……。

○委員長(藤原九十郎君) 煮沸してから五分間ですか、加熱してから五分間、其の以前……沸騰し始めたと云ふことはむつかしいだらう……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 水泡の出る時分に……。

○委員長(藤原九十郎君) 其の泡の出る時……一つ出た場合、五つ六つ出た場合……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) さうです、私の方でも砂時計を掛けて置いて、其の上でやつて居ります、それで此の「カメレオン」の消費量を計るものは、それ計りに附いて居るものですから、第二番目の奴が沸騰し始めたら、三番目のものが沸騰し始めれば、それをやると云ふことで、實際に於て餘り大した支障を感じて居らぬのですけれども、たゞ強ひて缺點を言へば偶々沸騰點に達して、沸騰しない場合がないとは言へませぬから、まあ缺點と言へば缺點ですけれども。

○委員長(藤原九十郎君) すると今の重湯煎で試験された場合は上に掛けたのですか、中に漬けたのですか。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 中に漬けたのです、全部、併し是は私の方だけの成績でありますのですから、それで斷定してしまふとも早計か知れませぬから、今暫く皆さんの御教示を願つて居るのですが。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 源水は最後の場合は五十回位やつたですが、四・七四、それから重湯煎の方は三・一六で、其の兩方の差一・五八、濾水の方は……。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 大阪では變化はないですか……。

○委員長(藤原九十郎君) 源水の場合は少しありますけれども、濾水の場合は認めなかつたのですが、重湯煎の方で多くなると云ふこともありませう。

○八十七番(齋藤憲君下關市) あります。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 私の方では重湯煎の方法が餘計に出ると云ふやうなことは絶対にありませぬ。

○八十七番(齋藤憲君下關市) さう云ふのが一二あつたのです、五十回の内濾過水の方が平均〇・三六位です。

- 二十一番(前山亮策君神戸市) 今南滿のほうでしたか、是が矢張りあると云ふやうな話がありましたのですが、どう云ふやうな……。
- 百六十番(室田恒人君南滿洲鐵道株式會社) 實驗者が參つて居りませぬから、どう云ふやうな結果が出て居りますか判りませぬが兎に角此の試験は來年に延ばして貰ひたいと云ふことを言つて居りました。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) 是は日常常にある方法ですから、方法は非常に私は宜いと思ふのです。
- 委員長(藤原九十郎君) 實は是は歴史的方法で……歴史と言ふては何だけれども、毎年々々此の各都市から報告が出たり、問題が出て居つたのです、僕等の知つてからでも大正八年頃からずつとやつて居つて、人が變る度に毎に主張が變つて來る、非常に困るのですね、今までの議事録を調べると大分あるのです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 大分懸案だと云ふことに承知して居ます、理論として沸騰したもので五分間、非常に宜いと云ふ何て……。
- 委員長(藤原九十郎君) 沸騰水中と云ふのは九十八度乃至九十九度位です、直火にしても百度以上は昇らぬから、殆んど温度は變らぬぢやないかと思ひます。
- 三番(佐々木仁君東京市) さうてなかつたら、斯うやつたら、直火に掛けて五分、沸騰して五分間。
- 委員長(藤原九十郎君) さうすると大分違ひますが。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それは大分違ふ。
- 委員長(藤原九十郎君) 沸騰すれば百度になつて居るので、其の煮沸し始めてから五分間、火を付けてから五分、斯うすると冬など沸騰せずしてすむことがあります。
- 三十七番(東佐武郎君沼田町) 直火で掛けて五分間、重湯煎に入れて……。
- 委員長(藤原九十郎君) 森崎さん、普通は夏と冬の差はありますけれども、どの位掛ります。

- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 非常に強い火でやりますとすると、二分半から三分半まで、極く弱い火で約五分間掛ることもありませぬけれども、それは特に弱い場合で、時間と云ふものには餘り關係はないと思ふのです、此の方法でやつても、今度の新しい方法でやつても攝氏五分の水で二十五度に昇るのには五十秒程掛る、さうすると非常に酷暑の時季を除いて、二十五度で五十秒程の差ですから、成績の上には差はないやうです。
- 委員長(藤原九十郎君) それで五分、七分、十分と云ふのがありますね、七分でも宜いのです。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 七分でもまだ大分少く出るので。
- 十八番(田村英一君横濱市) 私の方では重湯煎で十分でやつて居ります。
- 三番(佐々木仁君東京市) 大體前の方法より成績は良いやうですが、直火でやつたもの……。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 今までに著しい工合の悪いこともなかつたら、現在の方法を重用したらどうかと云ふ意見をずつと有つて來て居るので。
- 十八番(田村英一君横濱市) 私の方でもずつと前に比較したのですが、其の方法が宜しいから重湯煎でやつて居ります。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) 七分と五分とどの位違ひます。
- 十八番(田村英一君横濱市) さう違ひませぬね。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) ありますね、一寸忘れましたが、時間に依つて兎に角違ふのです。
- 十八番(田村英一君横濱市) 直火でやると源水なら源水を何遍やつても違つて居るので。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは五分間を何とか變へませうか、横濱では十分でやつて居るのですか。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) 大阪では十分でやられて居ないのですか。
- 委員長(藤原九十郎君) 五分でしたらうと思ひます。
- 十八番(田村英一君横濱市) 其の代りグラ／＼來て……半分位來た時に……。

- 委員長(藤原九十郎君) 一體「コルペン」は水の高さまで入れると云ふ規定があるのですね、前に斯う云ふ規定がありませぬてしたか、水に漬けて七分間と云ふ……。
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) さう云ふ問題も出たこともありましたが、併しそれは特に非常に理由があるのてなかつたら決めやうと云ふこととお決めになつたと思ひます。
- 委員長(藤原九十郎君) 普通沸騰し始めるには二分間要るとして、實際の煮沸は五分間として、此の重湯煎の五分間を少し時間は長く……。
- 三番(佐々木仁君東京市) 今までより水質の判定と云ふことの標準になるもの、中に主として衛生學に關する方面から來た判定は……例へば今の過「マンガ」酸加里の消費量でありまして、十「ミリ」まで宜くて、十一「ミリ」はいかぬと云ふ論據がどこから出て來るか判りませぬ、さう云ふやうなことで、其他亞鉛の檢定は痕跡がありまして、いかぬと言つても、亞鉛がどれだけ人體に害をなして居るか一寸判らぬことと思ひますが、たゞ慣例で十「ミリ」なら十「ミリ」と云ふことで出來て居る以上は、それを打ち破るだけの根據がこゝに出て來ない以上は、まあ是は訂正することはいけないものぢやないかと思ひますので、今こゝでは方法としては、至極賛成でありますけれども、稍々同じ値を得るまで延長すると云ふことにして、五分とか、十分とか言はないで、もう少し同じ値を得られる點まで實驗して、さうして時間を定められては如何ですか。
- (「賛成」と呼ぶものあり)
- 三十七番(東佐武郎君沼田町) さうしますと、經驗のおありの方が澤山おありですか、私共は重湯煎に付ては全く經驗ないものですから、もう一ヶ年の宿題となさつて、次の協議會あたりになされましては如何ですか。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) それはあなたの方へは氣の毒のやうですが、年々人が變るものですから常に延長に延長を重ねて居りますから、一度一定してしまはなければならぬものですから、次の點だ

- けを研究して、方法だけは是で決定して、所謂時間を研究すると云ふ條件付きで……。
- 委員長(藤原九十郎君) さうすると、若し是が惡かつた場合は新問題として訂正すると云ふことにしては……。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) さうして區切り立つたら、どうかと思ひます。
- 委員長(藤原九十郎君) 私はそれで此の五分間を七分間としてはどうかと思ひます、今までのお説では五分間では少し足らぬやうな結果が出て居りますが……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 十分間と云ふ何か根據が……。
- 十八番(田村英一君横濱市) 五分では源水は何ですか、濾過水で極く少くなつてしまふのです、それ……。
- 委員長(藤原九十郎君) どうてせうか、是を七分に定めて置いて、さうして、又それと不都合であつたら新問題として、各地から出して貰つて攻究して定める……。
- (「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) あとは如何てせうか。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) 稀硫酸は括弧内にあるてありませうが、斯う云ふ書き方では「(H₂SO₄)」と云ふやうに書いて置いては如何です。
- 十八番(田村英一君横濱市) 數の書き方は全部直して戴くことにしてはどうです、種々文句のこともありますけれども。
- 委員長(藤原九十郎君) 此の試薬のところですが、是は今次の頁にある試薬の「稀硫酸、濃硫酸一容、水二容よりなる」。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) それを「(H₂SO₄)」と書くだけで……。
- 十八番(田村英一君横濱市) 是でも宜いぢやありませんか。

- 八十七番(齋藤憲君下關市) 餘り日本語が多くなると……。
- 委員長(藤原九十郎君) 「濃硫酸一容、水二容」でどうですか。
- 三番(佐々木仁君東京市) 是で大抵判りませう。
- 十八番(田村英一君横濱市) 東京の方では「カメレオン」が非常に少いやうですが、他より少くはありませぬか。
- 三番(佐々木仁君東京市) そんなことはないやうです、四庭と思ひます。
- 十八番(田村英一君横濱市) 一番少いやうです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 尤も川から取つた源水では、あんな立派に出来たところはない、徳川時代から水を穢すと音切られるところであつたのですから、非常に大事にしたものでせう。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは是に御異議なければ次に移ります、次は十二、此の硬度の方は一般だけで判りますけれども、不測の試験としては、省いても宜いやうなことが書いてあります、たゞ試験方法としては、是は詳しく書いてある譯です。
- 三番(佐々木仁君東京市) 是は結構だと思ひます。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは十二に御異議ありませぬならば、之を可決しまして、十三、是も別に御異議ありませぬでせう、蒸發殘渣。
- 十八番(田村英一君横濱市) 私の方では乾燥したら、其の日に計ると判りにくい、翌日計ると非常に宜いのです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 極く正確なものになりますとさうなりますが……
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 一體書き方が親切で非常に宜いやうです、謂はと判り易い感がありますね。
- 委員長(藤原九十郎君) 初學者にはさう詳しく書いた方が間違ひがない。

- 八十七番(齋藤憲君下關市) 此の檢水二百五十^{cc}と云ふのは大して意味はないでせう。
- 委員長(藤原九十郎君) 量が餘計ですか。
- 八十七番(齋藤憲君下關市) もう少し少くしたらどうです、百位にしたら……
- 二十二番(森崎長次郎君神戸市) 一寸それは判りにくい……
- 三番(佐々木仁君東京市) 此の位にして置いたら宜いでせう。
- (「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) それでは十三は可決にきめます、次は十四及び十五も不測の試験ではやらなくとも宜いと云ふ……終いの方に條件が書いてありますが、從來のにありませんか。
- 三番(佐々木仁君東京市) 書いてありませぬでせう……あります、從來のは五「リットル」とあります、協議會で定めたものとしては五「リットル」とされると困るのですが、矢張り三「リットル」位にして……
- 委員長(藤原九十郎君) 五「リットル」位で出ますよ、是は試験方法が書いてあるだけですが、如何でせう、御異議ありませぬでせうか。
- (「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) それでは次の鐵も同じ意味で書いて置いたとけてすか。鐵の方はどうでせうか。
- (「結構です」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) それでは十五も可決します、十六は無論御異議ないでせう。
- (「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) 十七の試験方法の四「イ」「ロ」と云ふのは反應です、是は從來の例を尊重して書いたのです、「アルカリ」度の定量と、酸度の定量、是は一般試験には加へても宜い、必要に應じ

てやると、一寸直して戴きませう、理化學的試験法になつたものですから、一、温度、次は濁度一
つづゝ上りますから、それで十七は十八になつて、本法四の「イ」「ロ」は五の「イ」「ロ」、それから硝酸
はどうてせうか、私は抜くやうに書いたのですが、従来も硝酸は抜いてありますのですね、それです
から抜かして書いたのです、是は宜いてせう、五の「イ」「ロ」、八の「ロ」は亞硝酸の定量です、十の「ロ
は「アンモニア」の程度で、十一は蛋白性「アンモニア」、十三硬度、十五及び十六が……是は判りまし
たてすか、必要に応じて施行するものとす。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは十九の毎年少くも春夏秋冬の四回に亘り源水及び濾過水の完全分析
を施行す、是はどうてせう、従来書いてあります完全分析と云ふものは餘り要らないやうに思ふので
すね、實際年に二回の奴も忘れて困るのです。

○三番(佐々木仁君東京市) 是は前には年に一回以上です。

○委員長(藤原九十郎君) それでは其の方にしますか、是は實際困る、毎年一回以上と云ふことに、そ
れから單位の決まつたことはあるてせうか。

○八十七番(齋藤憲君下關市) あれは澤山書いてないと眞面目にやつてないやうに思ふので……。

○三十番(山本國禧君尼崎市) 今まで三位以下になつて居つたのではないてせうか。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 何か内務省に標準はないのですか。

○委員長(藤原九十郎君) 完全分析試験法と云ふ「バンフレット」か何かありますね。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 今まで縣廳の方でも……。

○委員長(藤原九十郎君) 是は従来通りやつて行きませう、毎年一回以上完全分析を施行すと。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 完全分析として、此の方法を統一したら都合好いですか、「アル
リ」度等は此の方法では完全分析を使ひますが、此の方法をやることにしたら都合が好いですね。

○委員長(藤原九十郎君) 私の個人の意見に依りますと、完全分析と云ふことを止めてしまつて、毎年
四回に亘つて是だけの試験を全部抜かないやつをやつた方が意義があると思ふ、完全分析と云ふこと
は實際意義はないのですね。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 大阪からお出しになつたのは違ひますが、初めは私もどうかと思ひ
ましたが、さう云ふ御主張でもありましたし、其の方が宜いのかと思つて賛成しましたが。

○委員長(藤原九十郎君) ずつと前ですか、時代が大分變りましたから。

○三番(佐々木仁君東京市) たゞ事實としてやつて居るだけです。

○委員長(藤原九十郎君) さう云ふ意義のないことは止めやうぢやありませんか、さうして春、夏、秋、
冬、此の方の仕事をやつた方が意義があるし、或は是以上殖やしては、春夏秋冬四回に亘り、源水及
び濾過水を此の規定にあります、全部の試験を爲すと云ふことの一條を加へたら、完全分析は其の儘
にして置いて、其の完全分析を此の次一つ止めるやうにしやうぢやありませんか。

○三番(佐々木仁君東京市) 賛成です、新問題に出して……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) 此の次まで之を置いたらどうです、此の次に完全分析を止めること
にして其の時此の方をやるやうにしたらどうです。

○八十七番(齋藤憲君下關市) どうです、抜いてしまつては、さうして新しく……。

○委員長(藤原九十郎君) 完全分析を抜いて此の方法でやりますか。

○十五番(原田四郎君京都市) 判つて居つたら其の方で宜いですな。

○委員長(藤原九十郎君) さうすると、但し書て致しますが、必要に応じて施行するものとす、但し毎
年少くも春夏秋冬四回に亘り源水及び濾過水に付き……何か宜い文句はありませぬか。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 但し書は文句が一寸やりにくい、本規定にあります試験全部を……。

○十八番(田村英一君横濱市) 去年の意見では完全分析を年に、一回やつて理化學的試験を年に、四回

- 委員長(藤原九十郎君) いや完全分析はやらない「毎年少くとも春夏秋冬四回に亘り源水及び濾過水に付き前試験を施行すること」
- 八十七番(齋藤憲君下関市) 前の「施行す」と切つてはどうです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 本文はどうです。
- 委員長(藤原九十郎君) 「本誌五の「イ」ロ、八、九の「ロ」、十の「ロ」十一、十三、十五及び十六は必要に應じて施行するものとす、但し毎年春夏秋冬の四回に亘り源水及び濾過水に付き前試験を施行すべし」
- 十八番(田村英一君横濱市) まあ樂て宜いてせう。
- 委員長(藤原九十郎君) それで完全分析は抜いて宜いてすね、もう異議ありませぬか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) それぢや理化學的試験法は全部完了いたしました。
- 八十七番(齋藤憲君下関市) 今の十九は、
- 委員長(藤原九十郎君) 十九はなくなりました。
- 八十七番(齋藤憲君下関市) 是は毎年完全分析を、さう云ふ活版に刷つて來ました、それで徹底さして戴かぬと。
- 委員長(藤原九十郎君) それにやらぬ變りに、新しい奴を作つてやりますやうに、それぢや次をやりませうか、休憩しませうか。
(「引續いてやつたらどうです」と呼ぶものあり)
- 委員長(藤原九十郎君) ては第三の細菌學的試験法に移ります、是は從來非常に簡單にやつたのですけれども、細菌試験の方は少し煩雜と思はれる位に詳しく書いてありますので、實際やつて居る人か

- ら見ると非常に詰らぬことが書いてあるやうに思ふのですけれども、成文としては是れ位のことば書いて置いた方が親切なやり方と思つて書いてあります。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 一寸昨年の話では寒天に全然變へてしまふと云ふやうに聞いて居りますが、之を見ますと、「ゲラチン」があります、是は必要でせうか、私は從來から考へて尙ほ寒天に變へやうと云ふ問題が、ずつと前に京都が出してから、やつて居りますが、矢張り寒天が一番統一が出来るし……「ゲラチン」は止めて寒天で全部やると云ふことにはどうです。
- 委員長(藤原九十郎君) 個人的には賛成ですな、どうでせう、此の水質試験法から「ゲラチン」を抜くと云ふことは、世界と言ふては何ですが、よその試験法では「ゲラチン」と云ふことを抜いたらと云ふことは直ちに出來ぬでないでせうか、書くことは書いて置いて、實際は寒天を使うだらうと思ふのですが、成文を整へるため「ゲラチン」も書いて置いて、それで本當は……此のやうにして置いたらどうか知らと思ふのですが。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 條文としては書くのには差支へないのですな、それは是は試験法をもう一つ進めて、判定の方の改正は全然付いてないのですな、全然別に規定しなければならぬ譯になるですな、從來の判定法に依ると「ゲラチン」を主としてやるから百個まで許すと云ふことになつて居るが寒天を認めれば、寒天の判定も書いて置かなければならぬ、又成案と云ふものは是には全然書いてないが、附随してお定めになるのですか、どうですか。
- 委員長(藤原九十郎君) 是は本當は判定までやつた方が宜いと思ひます、若し時間があれば、之を濟して判定まで移ります。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 實際今「ゲラチン」を使つて居るところがあるのですか。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 現在は試験的ですから、兩方やつて居ります。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 溶解しませぬか。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 是は温度が低かつたら大丈夫です、二十二度までは大丈夫です。
○六十四番(井出潔君鳥取市) 細菌の種類に依つて管て一つも成功したことがない。
○三十七番(東佐武郎君沼田町) 私の方では「ゲラチン」でやつて居りますけれども二十度以内ならば...

○委員長(藤原九十郎君) 兎に角「ゲラチン」と云ふものは細菌試験の歴史的に用ひられただけで、全然寒天に變へて宜いと思ふ、さうして水の試験の中で四十八時間経つてから細菌を数へるのは到底追つ着かぬと思ふのですね。

○二十一番(前山亮策君神戸市) それぢやずつと進んで...

○委員長(藤原九十郎君) それでは一の試験用器具、是は書いても書かぬでも宜いやうなものですけどせう。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 矢張りあつた方が宜いてせう。

○委員長(藤原九十郎君) ては是は別に異議ないでせうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 二の培養基の材料、之も大して、何もなくてせうね。

(「是も異議ありませぬね」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは第三の培養基の調製でせうね。

○七十三番(服部宜元君廣島市) 是は「イ」と「ロ」を轉じてはどうです、差支へないものですが、寒天を主として...

○委員長(藤原九十郎君) 是は順序は構ひませぬが...

○十八番(田村英一君横濱市) 寒天はどう云ふ寒天を使つて居りますか、神戸では、

○二十一番(前山亮策君神戸市) 「シルバリヤ」

○委員長(藤原九十郎君) こゝは一寸可笑ですけれども、遠藤の培養基と書いてありますが、終の方には其のことに付いて書いてないが、遠藤培養基を書いて置きませうか。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 是は最も必要だから直して置いた方が宜いてせうね。

○六十四番(井出潔君鳥取市) 是は私の方でも...

○委員長(藤原九十郎君) 乳糖肉汁。

○十八番(田村英一君横濱市) 肉汁と云ふものはどうしても要るものですかね、肉「エキス」を抜いたらどうです。

○委員長(藤原九十郎君) 是は抜いても宜いてすね、乳糖「ペプトン」で宜いのです、抜きますか、是は構ひませぬ、それでは乳糖加「ペプトン」水としまして、肉「エキス」十分と云ふのを省きます。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 題は、

○委員長(藤原九十郎君) 乳糖加「ペプトン」水。

○二十一番(前山亮策君) 前には、

○委員長(藤原九十郎君) 初めの方の肉「エキス」十分と云ふのを抜いたから...

○十八番(田村英一君横濱市) 十ccづつ試験管に分與とありますね、其の十ccと云ふのはそれを宜しゅうございませうか、是は必ずしも十ccが宜いのですか、肉より乳糖加「ペプトン」水を使へば譯はありませぬ。

○委員長(藤原九十郎君) 併しあれは十ccなら十ccとした方が宜いてすね。

○十八番(田村英一君横濱市) 實際にやる場合には十ccを二つ三つに分ける場合がありますね、發酵罐に入れる場合はどうしたつて、二十か三十這入ります、小さい奴でも、十ぢや足らぬです、さう云ふ場合には三本でも四本でも入れれば宜い譯です。

○委員長(藤原九十郎君) 是は實際に都合の好いやうにして置いたらどうです、斯う云ふ風に何も書い

てないやうですから。

○十八番(田村英一君横濱市) 要するに、十^{c.c.}と言はぬで適量と書いては悪いのですかね、私の方では十^{c.c.}で差支へないです。

○委員長(藤原九十郎君) 差支へないやうですからどうでも宜いです、變へて此の各十^{c.c.}を抜いて「乳糖を加へ各試験管に分與し」ても宜いですね。

○十八番(田村英一君横濱市) 其の方が適當だらうと思ひますね、總てが此の十^{c.c.}が基本になつて居るのですから、其の他は便宜的にやつたら宜いと思ひますね。

○委員長(藤原九十郎君) 是はそれで構ひませぬでしたら次は四の「検水の採酌及び保存」是も駄足のやうなものですけれども書いて置いた方が宜いですね。

(「宜いですね」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは第五「平板培養」是は平板培養法で宜いですね。

○二十一番(前山高策君神戸市) 法が本當でせう。

○委員長(藤原九十郎君) 此の普通膠質培養基を用ふとありますのを、普通寒天培養基とした方が宜いですか。

(「其の方が宜いです」但し膠質培養基を用ふるを妨げず」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 是は但しを加へて、又はでも宜いですね、五、平板培養法：「普通寒天培養基それに「普通膠質培養基を用ふ、但し之を用ひ難き事情ある時は寒天培養基を代用す」を抜いて其の次の「但し斯る場合は備考欄に其の旨を記すべし」是は「但し使用したる培養基を備考欄に記すべし」もう一度讀みます、五番平板培養法「聚落數檢定に用ふる平板培養には普通寒天培養基、又は膠質培養基を使ふ、但し使用したる培養基は備考欄に記すべし」其の次の濾過水は各一種につき一立方糎と云ふのは從來は〇・五でありましたが、是は是の方が私は宜いと思ひますがどうでせう、〇・五になりますか。

と「フエット」が一^{c.c.}、強ひてそれを半分つゞに分けることになれば、之を一^{c.c.}にしますと、成るべく違つた水を取ることが出來ると云へると思ふのですが、濾過水から百個以上ある場合はないのですか。

○十五番(原田四郎君京都市) 一番の方法が宜いと思ひます。

○八十七番(齋藤憲君下關市) 私の方もいつも一でやつて居ります。

○二十一番(前山高策君神戸市) 其の方が工合が宜いでせう。

○委員長(藤原九十郎君) 膠質又は寒天を使ひます、此の括弧の四十度以上を要すと云ふのは取りませうか。

(「要らないでせう」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 脱きませうか判つて居るのですから、其の次の培養温度も此の順序を變へますね、「逆轉して三十七度の孵卵器内に於てす、膠質培養基なる時は攝氏二十度以内の温度に於てす」

○三番(佐々木仁君東京市) 私達やつて居りませぬが、前には二十二度以内になつて居りますが、是はどう云ふのです。

○委員長(藤原九十郎君) 是は私實際やつて「グラチン」は二十二度が宜いと思ひますが、二十二度で溶けることがあります。

○二十一番(前山高策君神戸市) 本當を言へば二十度で出來るならば、此の方が宜いです。

○三番(佐々木仁君東京市) 是等は理論的な規定があるのぢやないのですか「ブランクトン」は此の温度が宜いとか何とかないですか。

○委員長(藤原九十郎君) 水生菌は水の温度と同じで宜いのですが、たゞ温度が餘り變ると、數の計算に困るのです。

○二十一番(前山高策君神戸市) 是は矢張り二十度位が宜いと思ふ、實際上。

○委員長(藤原九十郎君)

三六八

是はさうすると「培養温度は寒天培養基なる時は固定後、之を逆轉して、三十七度の孵卵器内に於てし、膠質培養基なる時は攝氏二十度に於てす」さうすると次の六番の聚落數計算法、是も順序を變へまして、聚落數の検査は寒天平板の場合は培養後二十四時間、膠質平板の場合には四十八時間に於てす。後は宜いすね、聚落計算法では次の七番の大腸菌屬試験法です、此の試験は非常に必要の試験でありまして、大變手間を取る試験でありますから、何か他に簡単な試験法があればそれに變へても宜いのです、併し實際に水の試験法として、化學の試験は是以外の細菌學試験以外の大腸菌の検査と云ふことは必要だらうと思ふのです、相當煩雜な手間を入れても宜いのですけれどもなか／＼非常にむづかしい問題ですから、徹底的に是のあるなしを定め、それで性質まで定めて行くと云ふは、非常に困難なことで、それでどうしても徹底しないとすれば他に簡単な方法があるとするばさう云ふ方法をやつて置いても宜いのです。

○二十一番(前山亮策君神戸市)

普通大腸菌の試験は、簡單としてもどうしても、此の位はなければ、是以上には簡單と云ふことは困難だと思ひますね、こゝに書いてあるやうに大腸菌屬の性質として書いてあるのですが、乳糖を分解し云々と云ふのは、普通大腸菌の性質なんて大腸菌屬は此の性質を持たぬ奴が可成りあると云ふことも實は昨年申して置いたのです、どの位あると云ふことを一寸調べて此の際申上げて参考にして置きます、昨年一寸申上げたのですけれども、私共能く取扱ふ消化管を侵す疾患、是は「チブス」赤痢に付いて、主として見たのですが、斯う云ふ種類には普通大腸菌の性質を帯びぬ大腸菌が多いので、是はよく年々見て居るのですが、それで餘り數はありませぬが、今度見附かつたのが「チブス」赤痢合計二百三十六の中、どの位普通大腸菌と一致するのがあるか、さうして、大腸菌屬であつて普通大腸菌の性質を全部帯びない大腸菌があるが、其の比例を見たのです、それを兩方分けて申上げると、大分長くなりませぬから兩方合併して、赤痢「チブス」二百三十六名を見た結果を綜合して見ますと云ふと、第一普通大腸菌の性質を帯びたもの計りと、さうして普通大腸菌の性質

を帯びない奴がどの位あるかと見て見ますと云ふと、二百三十六例の中、普通大腸菌だけが出て外の大腸菌の出ない奴が六十九例、「パーセント」で言ひますと、約三十三「パーセント」それからもう一つは普通大腸菌に相當しない大腸菌が即ち乳糖分解をしない場合、其の例が三〇「パーセント」あります、それで今の普通大腸菌のみ生えて、他の大腸菌が一つも生えないものとそれから普通大腸菌の方が多かつた例、全部を合はせると五十九・三「パーセント」、其の反對に普通大腸菌は一つも生へないで、外の大腸菌ばかり生へたのが五十例、二十一・二「パーセント」、それから普通大腸菌の居る場合普通大腸菌の多かつたものが四十六で十九・五「パーセント」、兩方合はせると云ふと九十六例で「パーセント」にしますと四十四・八「パーセント」、換言しますと云ふと、普通大腸菌のみ生へた奴、それから普通大腸菌が多かつた奴、是の全部の「パーセント」が六十九「パーセント」、普通大腸菌が全然なかつた奴、それから普通大腸菌が多かつた例、要するに普通大腸菌を目的として計算いたしました、それに試験方法で全く出つかさない例が約二十一・二「パーセント」ある譯ですから、此の試験方法に全然出て来ない時は、約二十一・二「パーセント」あると云ふことと約二割と云ふものは此の検査で出て来ないので、詰り乳糖分解と云ふものを全然しない、だから大部はあたるけれども、全然濁ると云ふことにはならぬのです、それだけを申上げて置いて、さうして試験方法をやつた方が實際に近いものであると云ふことを申上げて置く。

○十八番(横濱市田村英一君)

其の實驗されたことは協議録に載るのですか。

○二十一番(神戸市前山亮策君)

報告は出て居りませぬが、此の場合申上げて置いた方が宜いと思つただけです、たゞ参考にやつて来たのですから、餘り数字的にやつた人はないでせう。

○委員長(藤原九十郎君)

普通大腸菌でない大腸菌の性質は……

○二十一番(前山亮策君神戸市)

それは重に乳糖分解をしない奴です。

○委員長(藤原九十郎君)

なか／＼此の大腸菌其のものの定義はむづかしいのです。

- 二十一番(前山亮策君神戸市) 此の普通大腸菌と云ふものは、きちんと定つて居るのですから……。
- 委員長(藤原九十郎君) 乳糖分解をしない桿菌は大腸菌に入れるかどうかと云ふ……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それは問題です、私の申す大腸菌でない大腸菌と申したのは、普通大腸菌の一つ乃至二つ適合しないもの……。
- 委員長(藤原九十郎君) 是は澤山あります、此の乳糖を分解しないものは普通であるといふに限らず。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 私の普通大腸菌でないといふのは、大腸菌と云ふ性質を帯びない、大腸菌に近いと云ふものを主として、それが約二十二「パーセント」あると斯う云ふやうな譯です。たゞ是は参考です、さう云ふ試験法では結構だらうと思ふのです、大體の性質は是より簡単に出来ませう。
- 委員長(藤原九十郎君) 大腸菌として宜いてせうね、普通……試験法の奴は……。
- (「宜いてせう」大體に於てそれで宜いことと呼ぶものあり)
- 三番(佐々木仁君東京市) 此の水質の試験の部分的確定試験は、是は矢張り是で宜いですか。
- 委員長(藤原九十郎君) 文字がてすか、是は直譯だから斯うなつてしまつたのです。
- 三番(佐々木仁君東京市) 是ては一寸……。
- 委員長(藤原九十郎君) 初めの推定試験が二十四時間でやつてしまつて、あるかないか……それで全然なければ二十時間でも四十八時間でも出ることありますから。
- 十八番(田村英一君横濱市) 推定試験ならば、源水ならば幾ら、濾過水ならば幾らで、探る検水量はなくて宜いですか。
- 十五番(原田四郎君京都市) 澤山探れば出て来るのですからね。
- 十八番(田村英一君横濱市) 適當となつて居りますならば……。
- 委員長(藤原九十郎君) たゞ是に遠藤の奴を加へたいと思ふのです、遠藤の培養基のことは書いて置

してここに書いてなすのですな。

- 二十一番(前山亮策君神戸市) 遠藤は是非入れて置かなければいかぬですな。
- 委員長(藤原九十郎君) 本當は推定試験や確定試験をやるより遠藤の培養基をやつて算へた方が……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 私も初めからさうやるのです。
- 委員長(藤原九十郎君) 其の方に變へても宜いと思ひます。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 其の方が實際の作業が簡單です。
- 委員長(藤原九十郎君) それで其の試験方法は「遠藤培養基を用ふ」をそれと全體濟む譯ですな。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) ては此の固形培養基とあるのを遠藤と直してしまふ。
- 委員長(藤原九十郎君) さうしませうか、さうしたら別に書き込んで宜い。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 此の大腸菌の試験ですが、或る學者の説に依ると動物の糞便中ではないところは大腸菌とちつとも變らぬものがあると云ふことです、さう云ふものは水道の中に大腸菌があると云ふことの意味で、詰まり大腸菌が水の中にあると云ふことは糞便が這入つたと云ふ證據になるところが大腸菌と少しも違ひないものが外にあるとすれば、是は大して有意義のものでない……。
- 委員長(藤原九十郎君) それは併し比較的問題で、さう云ふ土にあるとか無いとか云ふことは、矢張り我々の糞便から出たものと云へばそれまでのこと……。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) それはさうです、動物の體內にあつたものがさう云ふところにあつたと云ふのでせう、さう云ふのでなく、全然それと關係なくして、あると云ふことを言ふのです、それは例の小島博士なども言つて居るのです。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それは困難でせう、由來するところが糞便の中から由來したものでないと云ふことは言へない……。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) それで普通の常識では大便が附着しないと考へられるところにあると云

ふのですか。

三七二

- 委員長(藤原九十郎君) 私も聞きました、あれは不都合なことと思つて居ります。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 世間を迷はしたもので……
- 委員長(藤原九十郎君) さうなると困るのです、空気中にも飛んで居ると言ふのでせう。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) まあさう云ふのです、其の邊の草や土にあるのは幾らでもありますが。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 併し是は若しあるとしても、今上水試験に無意義でない。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) それは無意義ぢやないが複雑して。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 由來しないと云ふことは言へませぬ。
- 委員長(藤原九十郎君) それはどこか「ヒマラヤ」山の頂上でも證明して見れば兎に角、それにしても動物が居ないとは言へない、矢張り大腸菌は動物の糞便に由來するものと考へて置いた方が間違ひないでせう。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 實はさう云ふ話を聞いたものですから。
- 委員長(藤原九十郎君) 但し人間か魚か鳥かといふことは、是は問題です、凝集反應をやつても殆んど人間と變らぬのが出る、併し一體から言へば大腸菌は動物にせよ、魚にせよ、大腸菌のあると云ふことはあるやうです。
- 二十番(柴田茂君神戸市) それでは此の文句はどうです。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは今のやうにしませうか、大腸菌は乳糖を分解し瓦斯を發生し、遠藤氏培養基には好氣的に成育するところの無芽菌性桿菌を包含するものとす、それで次の試験を抜きませう。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 推定試験ですか。
- 委員長(藤原九十郎君) たゞ備考欄に……

○二十一番(前山亮策君神戸市) 大體是て宜い譯で、遠藤だけで……大體ぼんやりして居るが。

○委員長(藤原九十郎君) 桿菌で、無芽菌、乳糖を分解する。大丈夫です、球菌なら幾らもありません。

○三番(佐々木仁君東京市) すると是てお終ひで、推定試験は部分的。一・二は何とか直さなければならぬ。

○委員長(藤原九十郎君) さうです、それでは如何でせう、御飯が済んでからで、差支へありませんか。

(「宜いでせう」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それではさうお願ひませう。

午後〇時十五分休憩

午後一時五分開會

○委員長(藤原九十郎君) 是から引續き始めます、七の大腸菌検査法の文句です、それを斯うしたらどうでせう、「大腸菌は好氣的に成育するところの無芽菌性桿菌にして乳糖を分解して、遠藤氏培養基を赤變するものを包含す」或は初めの通り置いて、「其の平板培養法に従つて遠藤氏培養基を用ふ」第七大腸菌試験法「遠藤氏培養基を用ひて平板培養を行ひ好氣性無芽菌性の桿菌にして、培養基を赤變する聚落を計算する」さうして試験法は普通寒天培養に依るとか、或は遠藤とか云ふものに……

○二十一番(前山亮策君神戸市) 是は字句の問題だが聚落を包含すとか、總稱するとかした方が宜くはないか。

○十五番(原田四郎君京都市) 其の方が宜しいでせう。

○委員長(藤原九十郎君) 前の奴は……

○六十四番(井出潔君鳥取市) 定義はあつた方が宜いぢやないですか、判つて居るが。

○委員長(藤原九十郎君) 今の試験法は推定試験を分けて行く、推定試験に行く前に遠藤氏培養基を用

ひてやる……。

- 十五番(原田四郎君京都市) 確定の方と違ひありまして……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それは推定が初めにある方が……。
- 委員長(藤原九十郎君) いや是は皆同じものなってます。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) まあ定義になつて居る譯ですな。
- 委員長(藤原九十郎君) 或は若し此の推定試験を生かせば是て宜いですな。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) いやあつた方が宜いてせう。
- 委員長(藤原九十郎君) ては初めから遠藤培養基を用ひると云ふことを止める……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それではもとの通りになつてしまふ。
- 委員長(藤原九十郎君) さうすると定義を變へて本試験は遠藤氏培養基を用ふるか或は次の試験に依り施行すべしと變へたらどうです。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) さうすると矢張り本案の方が宜くなつて来る。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 却つて本案の方が宜いてはなですか、確定試験は遠藤氏を使ふと云ふことに書いてあるから。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは初めから遠藤をやると云ふことに定めてこんな風にやつても宜いです「遠藤氏培養基を用ひ其の赤變する聚落を計算するものは次の試験を行ふ」それで推定試験……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 僕等は初めから眞つ直ぐに遠藤試験をやる、詰まり實際には殆んど同じ時間て出来てしまふのですから……確定と一緒に出来てしまふのだから僕は其の方を使ふことに……。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) 其の方が便利ですとも。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それだから之を一項目として殘して宜いか知らん。

- 委員長(藤原九十郎君) 是は濾過水は遠藤氏試験が根底ですから。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) さうです。
- 六十四番(井出潔君鳥取市) それぢや斯う云ふことにしたら、どうかさう云ふ意味に……。
- 十八番(田村英一君横濱市) 此の草案の通りぢやいけませんか。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 草案の此の固形培養を遠藤氏と直すと、ぼんやりして居るから遠藤を入れてしまふ……其の方が宜しい。
- 委員長(藤原九十郎君) それでは此の案は此處に残したらどうです、「大腸菌屬は乳糖を分解して「がす」を發生し、且つ固形培養基上にて好氣的に成育するところの無芽胞性桿菌を包含す」として、「本試験には遠藤氏培養基を使い、之を赤變する聚落を計算すべし」是て但書きが要るね、源水の量と其の一般培養法は普通寒天培養法に依ると、二つ要りますかね、水の量はどうでせう、一ccぢや足らぬでせう、但し検水は二cc位はどうです。
- 十八番(田村英一君横濱市) 要らないぢやないですか。
- 委員長(藤原九十郎君) いや大丈夫です、五ccまでは大丈夫です。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それは検水……。
- 委員長(藤原九十郎君) 但し検水の量は二cc以上とし培養は普通寒天培養法に依る。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 普通源水には随分多いのですから、一ccとして、以上としては……單位を一ccとして置いたらどうです。
- 委員長(藤原九十郎君) 成る程それは宜いてせう、斯うしませう、どうです初めから讀みます、七の「大腸菌屬試験法、大腸菌は乳糖を分解して「がす」を發生し、且つ固形培養基上には好氣的に成育するところの無芽胞性桿菌を包含す、本試験には直接遠藤培養基を用ふることを、又は次の試験法を施行すべし但し直接遠藤氏培養基を使用する場合は、検水の量は一cc以上とし、培養は普通寒天平板法に

依る」どうてせう、此の位のもので。

(「宜いてせう」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 字句の訂正はあとにしませう、それから推定試験の之には二・三と云ふ字は皆抜いてしまいます。

○三番(佐々木仁君東京市) 推定試験法は「イ」ノ乳糖加「ベ」トシ「水」の三倍量となる譯ですな。

○委員長(藤原九十郎君) さうです、是はどつちを用ひても宜いやうにしてあるから、宜いてせう、是て……。

(「進んで貰ひたい」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) 是は一つ宜いてせう。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) ずつと次まで。

○三番(佐々木仁君東京市) 屬と云ふのを取られたら……。

○委員長(藤原九十郎君) 屬は取りました。

○十五番(原田四郎君京都市) 試験法に顕微鏡で見て「ブ」ランクトン……微生物學的に數を……。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 種類を擧げて、年四回と云ふやうなことに止めて置いて……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それは實際に於て日本の水道は「ア」メリカのやうな程度でないからして、其の必要はない、程度は違ふか知られぬが、併し年々どの源水でも、漸次汚染されて居るんだし現に「ブ」ランクトンが支障を起すと云ふやうなことも耳にするやうになつたから、さう云ふやうな試験方法を設けることも必要だらうと思ひます、試験方法はひづかしいてせう。

○委員長(藤原九十郎君) 試験法をやるの大分詳しくなります。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) だ、ブ「ブ」ランクトン……。

○委員長(藤原九十郎君) 定性は出來ますけれども、定量は全然出來ませぬ。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) そんなことは譯はないですから砂で濾したらどうなるのです、私の方では少し一昨年位からやり始めて居るのです、が、砂で濾して「ブ」ランクトンを調べた方が宜いと思つて居ります、試験法は大分考研しなければならぬてせう、此の改正の際でもあるし、微生物學的試験法を是に加へると云ふことは宜いことだと思ひます。

○委員長(藤原九十郎君) 宜いてすな、來年新聞問題でも出して貰ひませうか。

○二十三番(大野廣吉君堺市) 今さう云ふやうな話が出ましたから序ては……。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 今變ると……一年でもお互ひにやつて、來年當り新聞問題にして考研しても遅くはあるまいと思ふ。

○委員長(藤原九十郎君) それではどうです、準備がないといけないし、此の試験でも數年掛つたものだし……。

○二十一番(前山亮策君神戸市) まあさう云ふ心持ちでお互ひ歸つて準備して……。

○六十四番(井出潔君鳥取市) それは必要でせう。

○二十一番(前山亮策君神戸市) さうすると是はこつちの方は濟んだ譯ですな、さうすると、此の判定も違つて來る譯ですな、今の化學的判定は變らぬてせうか、聚落數の判定は、今までは「ゲ」ラチン「て」百になつて居つたから、寒天では幾らとすると云ふことは一番問題ですな、昨年私が協議會で申上げたのは報告になつて……一寸今簡單にでも宜い讀んで貰つて凡そ「ゲ」ラチン「て」百に對して寒天は幾らにしたら宜いと云ふことを東京市が今年報告がありますから、それを總括的に結論だけでもお話願つたらどうてせう。

○三番(佐々木仁君東京市) それは差支へありません。

○二十一番(前山亮策君神戸市) それから此の際ですな、去年ですか、臺灣の何が……東京か、……水

棲菌の温度に依つて其の發生が違ふぢやないかと云ふことで、今の三十七度の血温より二十七度の室温でもと云ふ話があつたのですが、私は二十七度から三十七度兩方較べたものを少しやつて来て居りますから申上げて、どつちが宜いか一つ参考にしたと思つて居りますが、源水の九ヶ所と、共用栓の十一ヶ所、それから濾水の三十三ヶ所、之を各々取つた奴を室温に三十七度の兩方を比較して見た數を合せた平均を申上げます、別々に申します、源水九ヶ所の検査では三十七度の聚落四十に對して二十一度乃至二十三度の室温で三十六個、共用栓十一ヶ所は三十七度で七・八個室温で七・四個、それから濾水では三十三ヶ所の平均三十七度で九・七個、室温で六個、之を「パーセント」に直しますと云ふと少し二十七度の方が多く出るやうであります、それで昨年あたりの想像では水棲菌は矢張り室温の方が多くはないかと云ふ想像を多少裏切つたやうに思ひますが、寧ろ三十七度の方が室温よりも多少多く出ると云ふ結果になつて居る、それで今度の試験法では寒天三十七度にするると云ふことになつて居りますが、私は矢張り室温で培養するよりも三十七度で培養した方が他の培養の關係もあるから極く便宜であらうと思ひますし、室温は四季を通じて随分變りますから神戸なんかで申しますと、寒い時分には十度内外から、夏の暑い時分は二十七度、又三十度位になることもありませんが、まあ二十六七度と思ひますが、室温と申ししても矢張り差がありますから、矢張り一致した三十七度で培養した方が標準が一致して宜からうと思ひますからそれだけ申して置きます。

○委員長(藤原九郎君) 試験は二十四時間ですか。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 皆二十四時間です、長かつたら無論多く出るだらうと思ひます。

○六十四番(井出潔君鳥取市) 是は無論寒天ですな。

○二十一番(前山亮策君神戸市) 無論さうです。

○委員長(藤原九郎君) 細菌聚落數はどうでせう、六割出るから六十にするとか七十にするとか、特に百なら百……。

(其の方が宜いと思ひます)と呼ぶものあり)

○二十一番(前山亮策君神戸市) 是までの報告が六十「パーセント」なんと云ふことになつて居つたのですか、私はどうも八十以上出ると思ふ、どうしても私は是は八十以上であると賛成ですが、東京市の試験はどうか知りませぬが。

○三番(佐々木仁君東京市) 一寸私は寒天「ゲラチン」培養法の比較したものを預つて來ましたのですがたゞ少し一寸温度や何か違ふ點があるかも知れませぬけれども、まあ何かの御参考になるだらうと思ひまして一寸申上げます。どう云ふ何でありますか、私は能く知りませぬが、寒天は「パーセント」のものを使つて居ります、「ゲラチン」は普通の「ゲラチン」を以て寒天の方は三十七度で「ゲラチン」の方は二十二度でそれで寒天の方は其の二日目に「コロニー」を現出して「ゲラチン」は其の四日目に「コロニー」を現出して居ります、其の試験回數は二百五十八回で其の中「ゲラチン」を標準とした寒天の方と、それから「ゲラチン」よりも多く出たと云ふ場合が二百五十八回の中百十七回ございます、其の他源水に對する「パーセント」を申ししますと四十五・三「パーセント」になつて居ります。それから矢張り「ゲラチン」を寒天培養に出したものは九十「パーセント」以上の場合が二十四回で、九・三「パーセント」になつて居ります、同じく八十「パーセント」以上出たものが三十六個で十四「パーセント」になつて居ります、それから七十「パーセント」以上の場合十四回で五・四「パーセント」それから六十以上の場合二十一回で八・一「パーセント」五十「パーセント」以上の場合が十七回で六・九「パーセント」それから四十「パーセント」以上の場合が十回で三・九「パーセント」三十「パーセント」以上の場合が五回で一・九「パーセント」それから三十「パーセント」以下の場合が四回で一・五「パーセント」を以て「ゲラチン」の培養基の液化したるものが十回ありましてそれが三・九「パーセント」さう云ふやうな結果になつて居ります、それで此の柿澤さんがやられたのでございますが、柿澤さんは大體の話としてさう甚だしく出るものぢやないやうだと云ふことを言つて居りましたのです。

- 委員長(藤原九十郎君) さうすると判定標準は今までの通りで……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 私は結構だと思つて居ります。
- 委員長(藤原九十郎君) たゞ大腸菌の……。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 其の陽性であるとか、陰性であるか、或は陽性の場合には「ガス」の「パーセント」が濃くて……或は「ガス」が濃くて……。
- 委員長(藤原九十郎君) 個數で宜いてせうね、溫度で陽性の場合には凡そ上水何cc中の大腸菌を検査した場合……判定には觸れないで置きませうか。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) それで宜いと思ひます、それから記入はどうします。
- 十五番(原田四郎君京都市) 報告用紙が設けられて……。
- 委員長(藤原九十郎君) 遠藤培養基を普通使ふとすると、「コロニー」はどうします。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) 推定試験で「ガス」が発生した場合は「ガス」發生量……。
- 十八番(田村英一君横濱市) 明日、私の方でやつて居る報告用紙を御覽に入れます。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) あゝさうですか。
- 委員長(藤原九十郎君) 大體聚落數にして置いた方がどうせう、遠藤培養基で……それでは是で協定試験法中改正の大體の審議が出来た譯ですか、是は本會議でどうです、委員會の結果を報告せぬといかぬと思ふのですが、簡單に後は文書を以て……それから大腸菌の検査法は斯うして置いて、大腸菌に對する判定標準は各都市で實際に打合はせて見ようぢやありませんか、一ccで出るか、五ccで出るか、それは若し五ccで出るとすれば、個數を定めぬといかぬ、十個なら十個とか、十個以上出たらさかぬと。
- 七十三番(服部宜元君廣島市) それは來年の協議會に……。
- 委員長(藤原九十郎君) さうです、試験方法はこゝに定めて判定標準は……。

- 七十三番(服部宜元君廣島市) 試験方法があつて判定標準が無いと云ふのは……。
- 委員長(藤原九十郎君) それは變です、今まで行つたところはどうせう、一ccで出ますか。
- 十八番(田村英一君横濱市) 濾過水一ccでは出ませぬ、十ccなら一寸速度を高めますと、何です、……。
- 委員長(藤原九十郎君) 神戸には。
- 二十一番(前山亮策君神戸市) ありませぬ。
- 十八番(田村英一君横濱市) 濾過水に實際出れば飲料に供することは出来ないのだから、鹽素を入れから宜しいではないですか。
- 委員長(藤原九十郎君) それは上水十ccは大腸菌の検査……。
- 七十三番(服部宜元君廣島市) 比較的、試験掛りの方も少い、今日斯うまでも本規定を改める譯です、大腸菌の項を來年まで保留しては如何なものでせう、杜撰のない經驗に依つて決定したと云ふ……。
- 委員長(藤原九十郎君) 是は本常云ふと小倉でやつた二十一回の時に實際に遠藤培養基を使つて出る變化を見ることになつて居たのです。
- 七十三番(服部宜元君廣島市) 私もやつては居りますけれども詳細な報告を今回聞き得なかつたので、今一年保留しては如何です。
- 十八番(田村英一君横濱市) 若し濾過水から一ccで出ないで、十ccで「ガス」發生が出たらどう云ふか考へては如何ですか。
- 委員長(藤原九十郎君) 上水に大腸菌が出た場合ですか。
- 十八番(田村英一君横濱市) 反應が陽性であつた場合、一ならば出ないで十なら出た時ですね。
- 委員長(藤原九十郎君) それは比較的のものですから構はぬと思ふのです、まあ一cc等で「コロニー」

「數が十或は二十とか三十とかある場合は大腸菌の出ると云ふのも、どうかと思ひますが、十は
大變な水ですから、是は一個二個あると云ふのは構はぬぢやないですか。

○十五番(原田四郎君京都市) 魚でも居れば大腸菌が出てさう病む必要はないでせう。

○十八番(田村英一君横濱市) 濾過水をやつて、出る場合は朝とか、濾過速度を高めたと云ふ時で、一
てなく、十、併し何か異状のある時は直ぐ出て來ます。

○委員長(藤原九十郎君) 是は保留します、大腸菌の試験方法は……。

○二十一番(前山高策君神戸市) 試験方法は保留する必要はないでせう、試験方法はこゝで定まつて居
るが、公にせぬだけで、判定の方を一年保留すると云ふのですね、併し毎年保留してやると言つて實
際出來ぬです……規定は判つて居るが……規定が變れば……。

○七十三番(服部宜元君廣島市) いや私の申すのは試験方法……。

○十八番(田村英一君横濱市) 來年は判定の標準をどうするかと云ふことだけで……。

○七十三番(服部宜元君廣島市) 今日定めて差支へない譯でありますけれども十分に研究されて居らな
いと云ふだけで……。

○十八番(田村英一君横濱市) 十分研究されても……。

○二十一番(前山高策君神戸市) さうすると本會での報告は試験方法は之を定めた、判定の方は一ヶ年
研究保留してと云ふことで……それは宜いぢやないですか。

○委員長(藤原九十郎君) 方法だけ定めて置いて、あとの判定や記載方法なんかはやつて見てから定め
やう……。

○二十二番(森崎長次郎君神戸市) それで試験方法は定まつたし、結局大腸菌の判定方法だけ來年にて
も研究しやうと云ふことで……。

(「それで宜いことではないですか」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでやりますか。

○三番(佐々木仁君東京市) 字句の修正と云ふことがありましたか……。

○委員長(藤原九十郎君) あなた一つやつて置いて下さいませぬか、大體藥學會等のあれに照して……
それが濟めばこちらで騰寫版に印刷して貰つて配付する、それから試験はいつになつて居りますか。

○二十一番(前山高策君神戸市) 會計年度。

○委員長(藤原九十郎君) 試験の時は……。

(「一月です」と呼ぶものあり)

○委員長(藤原九十郎君) それでは一月から、始めたらどうです、それぢや是で散會いたします。
午後二時三十五分散會

挨拶

鹿兒島市水道課長 本村 屯 君

昨年内定致しました通り來年は鹿兒島に於て愈々お引受けすることになりました、實は市長が参りま
して皆さんに御挨拶する筈でございますが、先月二十三日の廣島縣下に於きまする鐵道椿事に惨死致
しましたので出席することが出来ませぬので、私から代りまして御挨拶を申上げて置きます、當京城
府の如き大都市の後を我が貧弱なる鹿兒島市がお引受けしますのは洵に皆さんに對しまして御満足を
お與へするかどうか非常に心配して居る譯でございますが、併しそれまでには市長も定まることと思
ひますから、市長及び全市民が誠心誠意を以て皆さんをお迎へしたいと思ひますからして、今年より
もより一層御出席あらんことを茲にお願ひして置く次第であります、簡單でございますが是を以て御
挨拶と致します。

希望

報

告

鳥取市長 山村英太郎君

三八四

鹿兒島市の方に一寸お願ひして置きたいと思ひます、市長會議と上水協議會の會期が同期間になる、斯の如き場合には市長が御出席になるのに非常に差支へる場合がありますので、明年から御開催になりませす時には前以て御交渉の上に期日をお定めあらんことを希望致します。